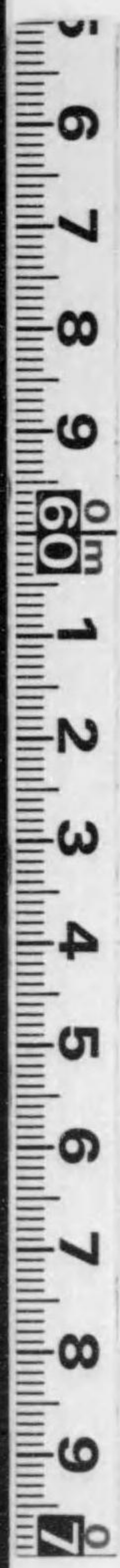


328

376



始



328-376



平
求
物
證

大正
4. 6. 15
内交



同開并養子更其人書取
 內極誠之書伸二種更得才養展
 奶而也
 沙門豐一

(藏社神良高社中幣國)(寶國)

于時應世身年三序十五日平夜物
 一部十二卷其流當流師流傳受之
 然其一字不闕且其人書馬之張是二
 檢校其印最質餘等說過七句皆全也
 明後年而一却之度弟子等中雜為句
 極有數公運者定及諸論均為佛
 謹能人書也此本皆不可出世更
 不可及假人之假更時假身子之外者為

書與語物家平本一覺



建禮門院御肖像
(置安院光寂寂大城山)



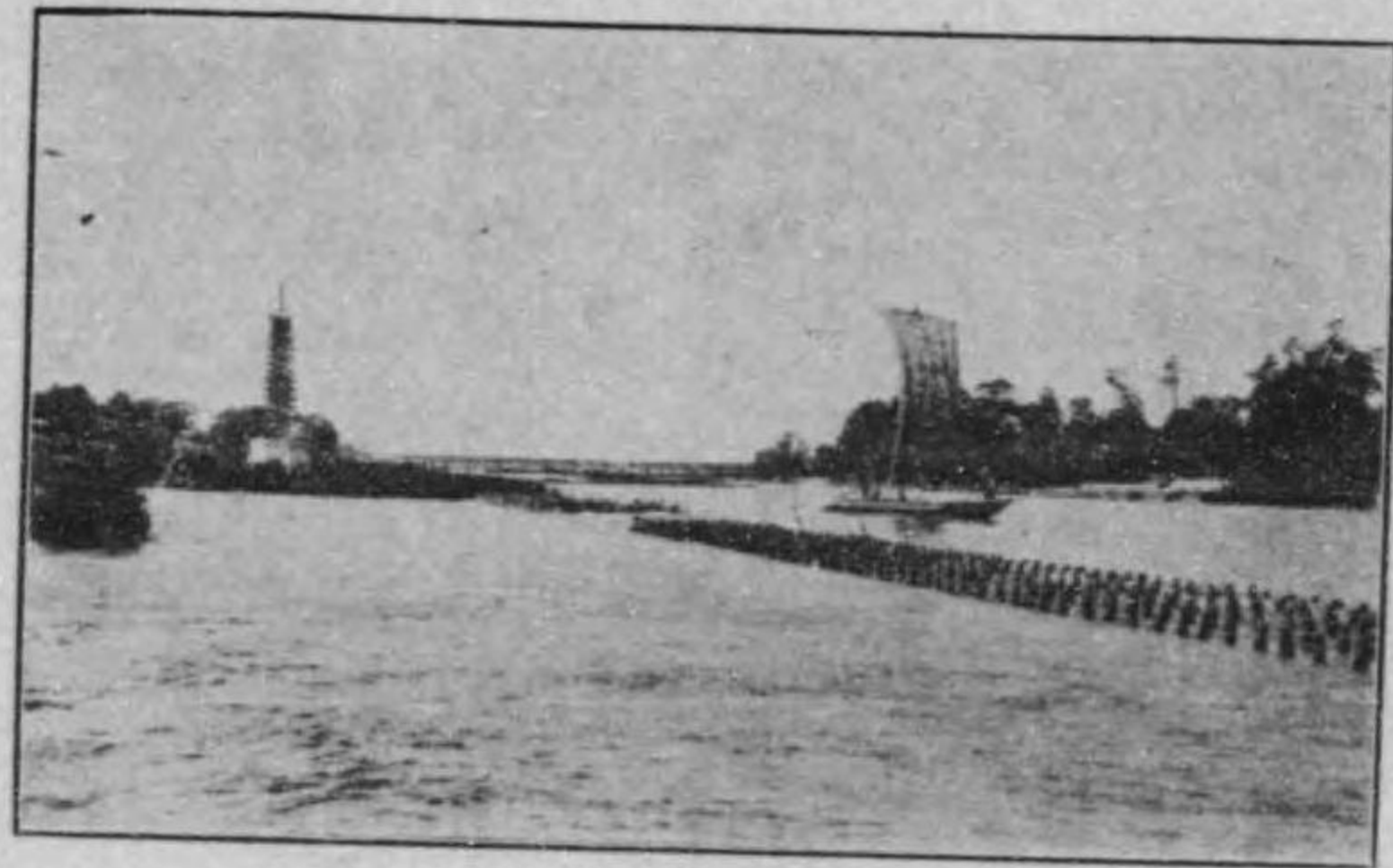
平重盛像 (藤原隆信筆神護寺藏)



源義經像(中寺藏)



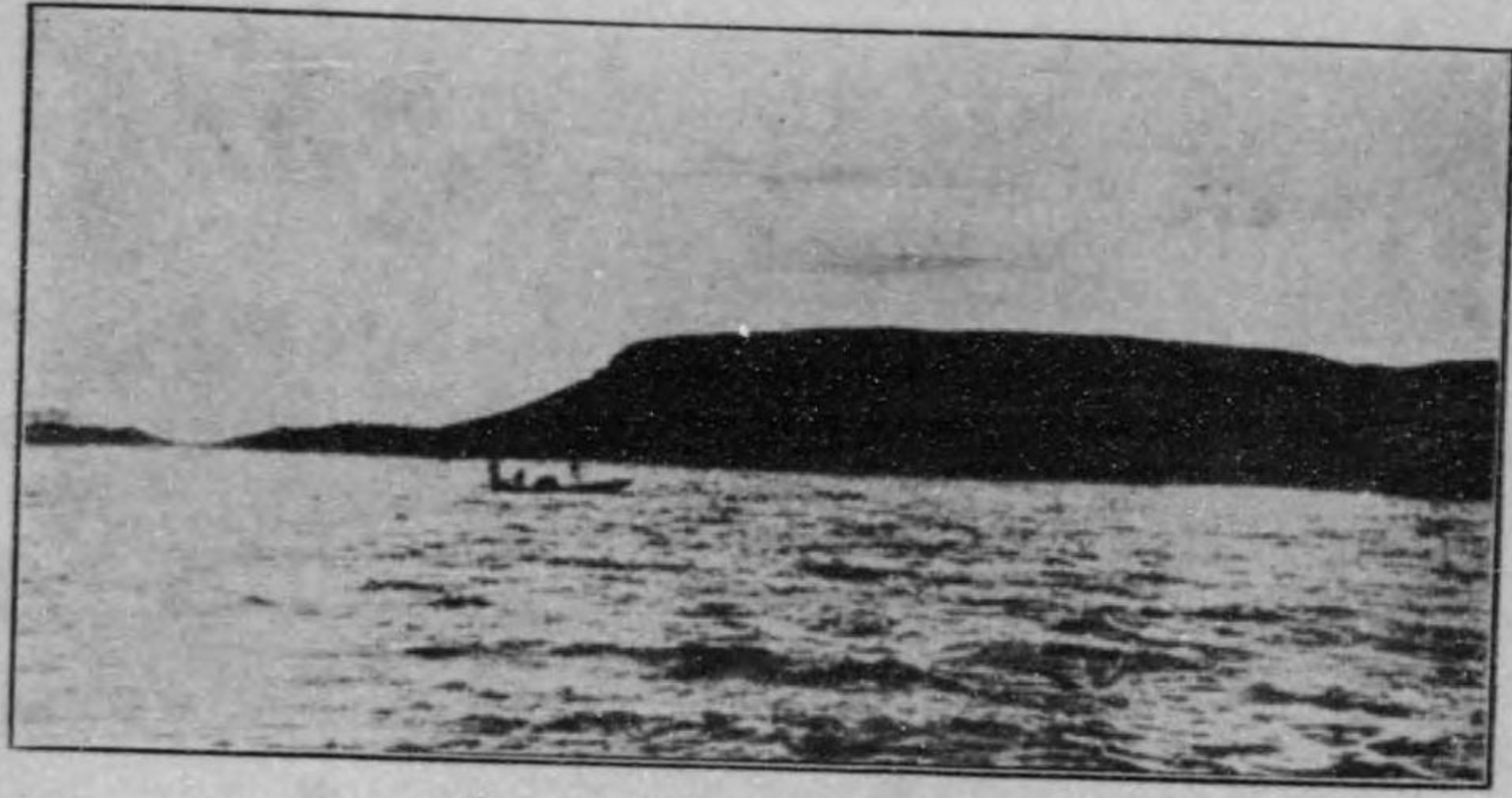
越中俱利伽羅山



山城宇治川



攝津一谷行宮跡



譜 岐 屋 島

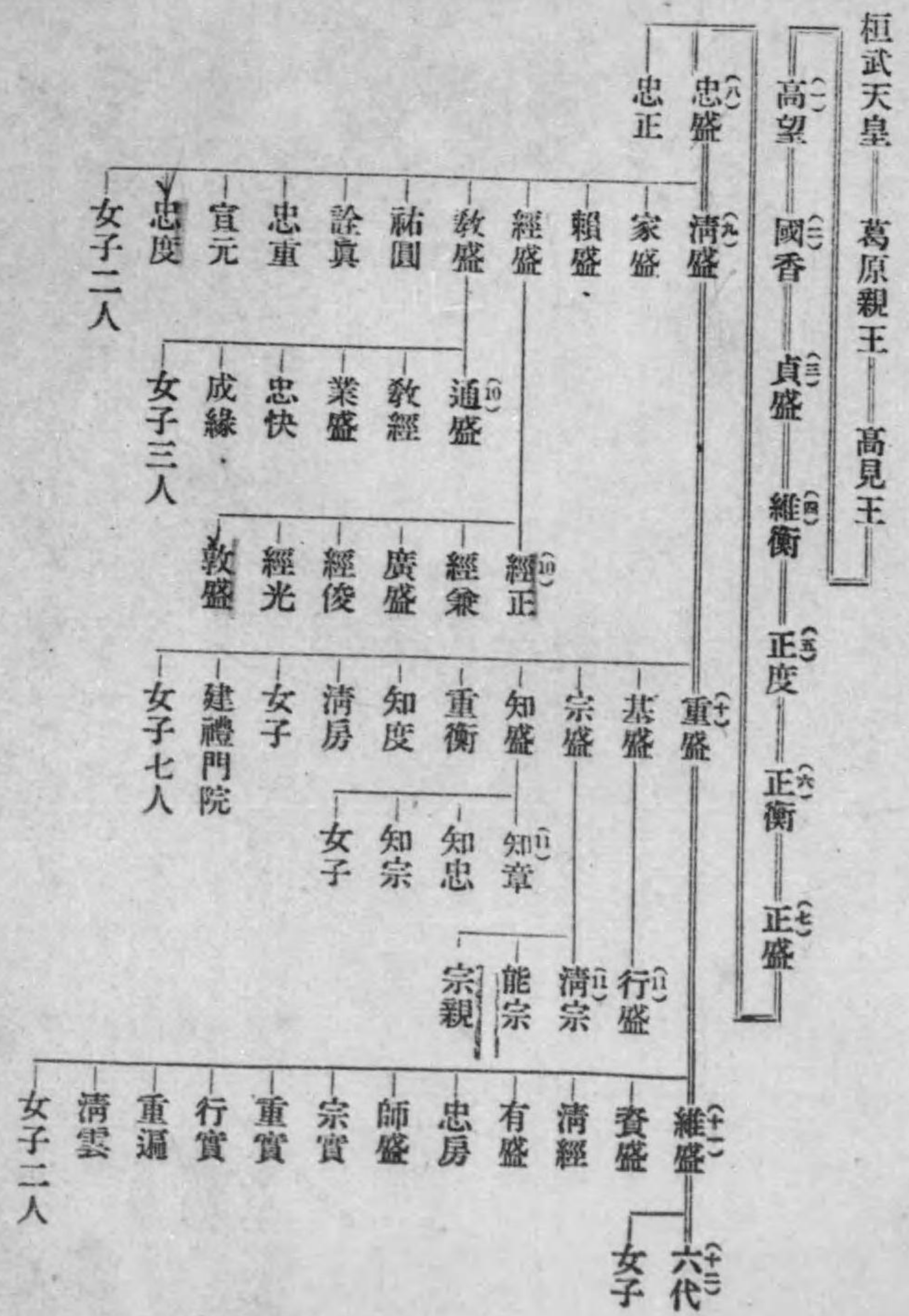


長 門 境 之 浦



山 城 大 原 寂 光 院

平氏系圖



例言

一、現今世に流布する平家物語はいづれも「一方檢校以吟味令開板之者也」の奥書ある本に基づくものにして、比較的によしと見らるる寛永版の片假名本及びその覆刻なる萬治版また元和活字版の平假名本といへどもいづれも略本にして記事の脉絡を失ひ、しかも誤脱杜撰少からざるなり。その以後の諸本に至りては更に出版者の臆測にて難解の語と認むるものを勝手に改めたる俗本なり。明治以降何の全書くれの文庫等多くの叢書に收めたるものも之を正しきにかへしたるものもあることなし。

二、校訂者はわが文壇の爲にその俗本を驅逐し去り、真正の本を呈供せむの志切なりしが、まづ國民文庫の刊行者に勸めて八坂本の古本と、源平盛衰記の正確なるものとを世に紹介することを得たり。而して残る所の流布本の系統にして古くして全きものを公刊せむを企てここに本書を出すこととせり。

三、校訂者は最初一方流平曲中興の祖と目せらるる覺一の奥書(口繪)ある本を底本とすべき考なりしかども、この本には義王義女小宰相身投の記事なく、かくの如き記事のなきは讀者の感興を殺ぐ所以なるを慮り、同一系統の本にして、しかもこれらの記事をも載せたる本をとらむと決して本書を出せり。この本は覺一本の別本ともいふべきものにして、之には校訂者の現今知れる範圍にては内閣文庫にある寫本と東京美術學校藏の古活字本と校訂

者藏の古寫本とのみなり。

四、この書は記事に於いては流布本より頗る多きものなり。一二をいはばかの大秘事とせる劍の巻鏡の卷又嚴島願文及び行家義憲忠房宗實の最後等これなり。これらは目次中に便宜注記し置きたれば一目して知らるべし。

五、この書はその第十一卷の末と第十二卷の初めとの編次に於て流布本その他と異なる點あり。又流布本は章節の分合にも杜撰なるもの甚多し。本書にはかゝる杜撰多からず。されど、なほ妥當ならざるもの一二存したれば之を訂正したり。これらの事はすべて欄外にその旨を注記して讀者の參考に供せり。

六、本書の用字は現今の人には奇異の感を起さしむるもの少からざるべし。その全然誤寫誤植と認めらるるものは諸本に參照して正しきに改めたるものあれど、當時の慣用上の文字は特に注意して之を保存し振假名を施してよみ方を知らしめたり。又振假名の中にも或は誤りならずや、又矛盾ならずやと思はるるもの少からざるべし。たとへば、人名を或は音讀にし或は訓讀にするが如き「乏之」を「ぼくせう」とよむが如き、これなり。これ一は語り物として聲調の爲に必要なりしが爲なるべく、一は當時行はれし實際の發音の保存せられたるものなり。されどなほ遺漏及び誤脱なきを保せず。版を改むる毎に訂正を加へて完全に近づかしめむことを期す。

七、この物語は一面通俗體歴史と見らるれど、又文學上の著作及び語り物として見ざるべからず。

この故にこれらの方面の研究の便宜の爲に事實としての索引と文學上の目的に對しての索引とを調製して卷末に加へたり。

八、口繪は建禮門院は申すも畏し。次に源平二氏に於いて代表的に世の同情を博せる二人物重盛と義經との肖像及びこの物語中最も興味ある古蹟の寫眞を掲げたり。これ讀者に具體的の感興を催さしめむとの願に基づく。又扉の文字はこの本と同じ種類に屬する古寫眞字本の表紙にありしものに據りて之を修補したるなり。表紙の文様は嚴島經卷の表紙の繪により、見返の浪の繪は忠度朝臣歌集の下繪によりたるものなりとす。

九、流布本の缺陷及び杜撰は本書の公刊によりて殆ど全く救はれたり。それらの事情及び、平家物語そのものにつきての概観は校訂者の序説にて知らるべく、なほ、更に深く研究せむと欲せらるるの士は校訂者の手になれる左記の書に就いて觀られむことを希望す。

平家物語考

全一冊

平家物語の語法

全二冊

(文部省藏版 國定教科書共同販賣所出版)

十、本書校訂の爲に東京美術學校は特にその藏書の借覽を諾せられ、香取秀眞君は底本の借覽其他に多大の便宜を與へられたり。ここに謹んで感謝の意を表す。

大正四年三月一日

校訂者識

序 説

山 田 孝 雄

(一) 平家物語の異本と源平盛衰記

平家物語はわが散文詩中最大の産物なり。國民の性情の今に至りてなほ共鳴を感じるものあるは蓋し偶然にあらず。然るに明治以降文運の勃興せるに關せず、俗惡なる本のみ行はるるは慨嘆に堪へざるところなり。之を以て校訂者等この弊を救はむとしてここにこの本を公刊せり。

然るに平家物語には異本頗る多くして何れをとり何れを措くべきかは十分の考量を経て決せられざるべからざる問題なれば、先づこれらの梗概を次々に述べむ。

平家物語の異本は校者のかつて之を研究せしものによれば三十種十七類に分つことを得べし。惟ふにかく異本の多くなれるは、蓋し之を傳ふる平曲家の流派頗る多かりしによれるものなるべく、それらが、各多少の潤色改修をその文章事實に加へたりしが故なるべし。

平家物語は異本多きこと上述の如くなれど、之を大別すれば、二の種類の攝すべし。即ち建禮門院の大原入御及び法皇大原御幸の事を骨子としたる一卷即ち灌頂卷といふものを別に

立つるものと、之を別巻とせずしてその事實を他の事實と略年月の順に編次せるものとなり。この二大系統は即ち、平曲二大統の一方と八坂方との二の區別に該當す。一方は明石檢校覺一を中興の祖として、近世まで盛に行はれし流派にして灌頂卷を立つるものなり。（口繪參照）八坂方は八坂檢校城玄を祖とし徳川時代には既に亡びたる流派にして灌頂卷を立つることなし。源平盛衰記の第四十八卷は即ち灌頂卷なれば、かれは平家物語中の異本と目すべきものにして平家物語以外の別本にあらざるのみならず、吾人の目より見れば、その平曲の分派たる一方流の本の異本たるにすぎず。即ち、平家物語と對立すべきものにあらずして八坂流の本と對立すべき一異本なるに止まる。

(二) 灌頂卷

抑も灌頂卷とは何の意義ぞ。古來之を釋するもの頗る多く諸説紛然たりといへども一も正鶴を得たるものなし。校者さきに之を琵琶法師の事實及び制度に徴し、また多くの異本を對校してその平曲傳授上の制度に基づけるものなるを明にせり。蓋し灌頂は密宗の授職灌頂に擬したるものにして密宗にては灌頂を受けたるものは阿闍梨となりて一個獨立の師範職となり、又他に灌頂を授くるを得るものなり。即ちこの灌頂卷を授けられたる琵琶法師はその成業を證明せられたるものなり。實にこの灌頂卷は平家物語の叙事の必要上かく特立せしめしものにあらずして授職灌頂に準據して之を別巻と立てたるものなることは平家物語考に詳述せ

るを見て知らるべし。

一方流の用ゐる平家物語は上の如き組織によれるものなるが、現今流布の本は、その流の檢校の校閱を経たりとの奥書ある本に基づくものなれば、灌頂卷を特立せしめたるはいふまでもなし。而して世人は流布本のみを見て他を知らざれば、平家物語は本來かくの如きものとして疑はず。その灌頂卷を平曲傳授制度の必要より生ぜしものとは心づかざりしのみならず、之を文學として解釋せむとして徒に苦心せしは思へば氣の毒の感なき能はざるなり。

(三) 祕事

かくて又八坂流一方流を通じて祕事と稱するものあり。この祕事と稱するものは、これまた濫りに演奏すべからざるものとして一方流にては灌頂卷を授けてもなほ教授せざりしが故に普通に單に檢校と稱する徒は終生之を演奏すること能はざりしなり。八坂流には灌頂卷を立てねどもなほ祕事として別巻にせるものあれば、一方流と同じ取扱をなししもの如し。されば、世に流布することを許したりし普通の平家物語にはこの祕事の載せられざりしは、當時の事情として蓋し止むを得ざりしものならむ。

祕事にも種々あり。大祕事小祕事の目あり。小祕事は普通の本には文句を載すれど、曲譜なきを常とし、大祕事はその文句をも除くを常とす。かくてこの大祕事も又流派によりて異同あれど、根本的に大祕事とせられしものと認むるは劍の卷と鏡の卷との二なり。

劍の卷は三種の神器の一として崇神天皇の朝に模造せられて宮中に奉齋せられし神劍の由來及びその境浦にて失せ賜ひし事を主として記ししもの、鏡の卷はまた内侍所に奉齋せられし神鏡の境浦の激戦にも事故なく歸洛あらせ賜ひし事よりして、その神鏡の由來と威靈とを述べたるものなり。この二條を大秘事としたるはもとその神聖を貴ぶの精神よりして漫りに之を演奏するを憚りたるものなるべし。

(四) 劍の卷

さて上の劍の卷は秘事として之を除きたる本多く、鏡の卷を載する本にても之を載せぬもの多し。これ神劍喪失の事を思みたるに由れること疑ふべからず。然るに、ここにこの劍の卷のみ特に一種の遊離せる物語として別に發達せり。これ世に劍の卷と稱へて流布本太平記の卷首に附載せらるるものなり。

その劍の卷は初發は平家物語の秘事たりしこと勿論なれど、獨立の物語として多く潤色せられて内容を増し、曾我兄弟の物語、源平の家實たる名劍などを説くに至れり。されば、それは、平家物語の一部分とは目すべからずして別種の物語とせざるべからず。平家物語本來の部分たる劍の卷は本書第十一卷に載するものを見て知らるべく、かの劍の卷に比して量は半に達せず叙述は單純なるものなり。

(五) 鏡の卷 流布本の缺陷

さて同じく秘事ながら劍の卷を載せぬ本にても鏡の卷は之を載せたるもの少からず。今その故を考ふるに、その章のはじめに

同き廿八日に鎌倉兵衛佐從二位し給ひけり。云々

といふ文あり。これを始めとして同日夜より三箇日内侍所に御神樂ありし事を載せ、さて後内侍所の御鏡の由來に及べるなり。然るに流布本にはこの一章を全く載せずして次章「時忠文の沙汰」の文中に

これを鎌倉の源二位に見せなば云々

といへるあるを見る。この物語の例として主要なる人の官位黜陟を漫然略しおくが如き事なきに、この鏡の卷なくば、先に四位に叙せられたりし頼朝がいつの間にか源二位と呼ばれることとなりて前後不調となるべきや必せり。即ちこの鏡の卷なくば、記事の連絡を缺くこといふまでもなし。之を以てこの鏡の卷を載せたる本の多き理由も知らるべく流布本が、完本にあらざるをも知ることを得べし。

(六) 流布本の杜撰

さて流布本の缺陷は上の如き處に存するのみならず、辭句文章の上にも俗惡なる改削を加

へるたるものなり。次に二三の例をあげむ。

たとへば、第十卷「重衡大路被渡」の章中にある歌

かぎりとして立ち別るれば、露の身の君より先にさえぬべきかな。

とあるを「さえぬべかは」とし、灌頂卷「女院御出家の事」の章中にある歌

ほととぎす花橋の香をとめてなくは昔の人やこひしき。

とあるを「人ぞこひしき」とせるが如き、古き本には、一も見ることなき誤りあり。かくてその歌全く意義不通となり、文學としての平家物語の價値を損すること幾何なるかを測り知るべからざるなり。

この種の俗悪なる手段は隨所に之れを發見し得べし。吾人が語學上の見地よりいへば、流布本には下二段活用の動詞の下一段活用に化せるもの三所あり。そは寛永以後の俗本のみにしてそれ以前の本には一も見ることなし。又第四卷「融の沙汰」中の「たりふし」(一四一頁)といへる語の如きは。萬治版までは之をそのままに保存せるに、その以前よりの平假名本及び、明治以後の刊本みなこれを「をりふし」と改めて意義不通とならしめたり。この「たりふし」は「垂臥」又は「低伏」ともかきて古き平家物語には一齊に用ゐたりし一種の副詞たりしなり。之を耳遠しとにや意義を不通に終らしむるをも顧みずして之を濫に換へたりしは妄斷驚くべきなり。

(七) 本書の底本

本書の底本とするところは覺一本の系統に屬する本なり。覺一本とは一方中興の祖たりと稱せらるる明石檢校覺一の奥書ある本にして、今この本は筑後國幣中社高良神社に國寶として保存せられ、その類本は山城大原なる寂光院に一部又京都圖書館(?)に一部藏せりといふ。覺一本は應安の奥書ある本にして一方系統の本中年代の確實なるものうち最も古きものなり。この本やこの道の祖たる人の傳へたる本なれば、永くその流派の典據となりしは疑ひもなき事なるが、その本の組織は大方は流布本と同じといへどもまた少しく差異あり。

さてこの覺一本はかの有名なる女性の譚、義王義女の事小宰相身投の事などを載せざれば、一般の讀者には興味索然たるものあるべきを覺ゆ。ここに於いて覺一本と組織及び文章に於て一致し、しかもかの女性等の記事をも載せたる本を公刊せむに如かずと思ひ、ここに本書をとれり。本書の底本とせるものは凡例に既に述べたり。

この本は流布本に存する記事は大抵之を載せ、その上に前に述べたる秘事及び、高倉院嚴島願文、法性寺合戦、行家の最後等の事蹟を載せたり。之を流布本に比するに記事精細にして文章語句は正しく古のまゝに保存せりといふべきに近し。その編次及び内容の異同の大略は本書の目次を一瞥せらるれば直ちに知らるべければ今贅せず。

(八) 平家物語著作の年代

さてここにこの物語の著作年代の事を少しく述べむ。従來の説は菅茶山の「筆のすゞび」の説に從ひて之を承久亂以後藤原將軍二代の間になれりとするものなり。その説の基づく所は備中長尾村小野直吉よく書を讀む。其子本太郎もまた其の意を繼ぐ。其の説に平家物語は源平盛衰記より前に出でしものなり。(中略)時代は鎌倉將軍藤氏二代の中に作れるなるべし。源中納言の青侍の夢に平家の方人したまへる嚴島明神を追ひたて、八幡大菩薩の日ころ平家へあづけおきたまへる節刀を賜はんと仰せければ、其の後は吾が孫にたび候へと春日明神の仰せられしなどにも知るべし。藤原賴經關東下向なきにいかでかやらの事かきも思ひもせむ。

とあり。この推論は蓋し當を得たるものといふべし。然るに翻つて八坂本をみるにこの事には嚴島明神、八幡大菩薩の二神のみあらはれて春日明神の事は載せず。こはすべての八坂本に通じて一致するところなり。之を上論法にて推せば、この記事は即ち源氏が、平家に代りて將軍たるべきを豫言せるものにして當時藤原氏の將軍の生ずべき豫想なかりしことを反證するものとし、まさか實朝薨去以前に草したりしものなるを見るべく、即ち舊來の諸説を顛覆せしめて別に意見を立てしむべき一大契點なりとす。

かゝる見地よりすれば、この物語の著作年代は略建久より建保まで約三十年の間に短縮せ

らるべく、徒然草に後鳥羽院の御時信濃前司行長の作れりといへるは、院の御在位又は御院政の時と見れば、少くも年代の上にては事實を傳へたりと認めざるを得ず。

(九) 原本と増補本

上の一事以てその著作年代を推すに足るべし。されど現在の諸本いづれもその以後の増補になれりしものにして原本の面目をそのまゝに傳へたりと認むべきもの、未だ一も見ず。古來の傳説によれば平家物語ははじめ三卷なりしを六卷とし、又十二卷にしたりといへり。又その十二卷の平家といふは吉田資經の作なりといふ事醍醐雜抄に引けるものに見えたり。

然るにこゝに延慶本と稱へらるゝ平家物語あり。この本は花園院天皇の御宇延慶年間に書寫せし由の奥書ある本にしてその内容は源平盛衰記よりも稍少き程にして流布本に比して殆ど二倍に近しいふべきものなり。かくてこの本は現存の諸本中最も古きものなれど、諸本を集大成せし跟迹歴然たれば、原本にあらざるは勿論當時、源平盛衰記に似たる本、長門本に似たる本、流布本に近き本、八坂本に近き本の存したりしことは吾人が研究の結果立證し得たるところなり。

その延慶本の編次如何といふに、もと六卷にして之を次の如く本末又は本中末に分ちたるものありて十二冊とはなれるなり。

- 一、本末、 二、本中末、 三、本末、 四、 五、本末、 六、本末、

之を以て見れば、その増補の多かりし巻は勢之を分ち、多からざりし四の巻は分冊せざりしものといはざるべからず。即ち六巻の本のありしことは既に立證せられたりといふべし。かくの如くなれば、三巻本もまた存せざりきとは斷言すべからず。

近藤芳樹の梅櫻日記には岡田爲恭の許にて

古本の悉曇音義を反故のうらにかけを見る。そのほうごの中に仙覺の新平家上巻をかるよしの消息あり。めづらしきものなり云々

の語あり。この悉曇音義今如何になりしかを知らず。随つてその消息の如何なるものなりしかを知らずといへども、その仙覺は或は萬葉抄の作者の仙覺か。然らば、新平家といふものは、既に寛元より文永頃に存したりしものといふべく、その他にもとの平家といふものもありしを想像しうべく、更に面白きは上巻とある以上二巻又は三巻の本なりしことをも考へうべし。即ち三巻本の平家物語は或はありしならむの想像はます／＼力を得たりといふべし。

かゝれば、三巻また六巻なりしより漸次に増補して延慶本の如くにせるあり。又細く冊を分ちて長門本源平盛衰記の如くにせるあり。看聞御記に見えたる「平家一合四十帖」とあるものも源平盛衰記又は之に近き本なりしなるべし。

(十) この物語の作者

この物語の作者としては徒然草に信濃前司行長が、之を作り、生佛といふ盲目に教へて語

らせたりといふ説を初めとして醍醐雜抄には民部少輔時長二十四巻の平家を作るといひ、又十二巻の平家は資經之を書くといへり。

按ずるにこの行長といふ人は蓋し玉葉明月記等に前下野守行長と屢見えたる人をさせるなるべし。その行長はこの物語にある行隆の子にして攝政兼實公の家司たりし人にして明月記によれば文筆の才ありしなり。行長入道の後之を扶持せしといふ慈鎮和尚は兼實の弟なれば、縁故ありしならむ。

さてその生佛といふものも事明かならざりしが、校者は之を源資時の法名正佛といひしを基として誤り傳へられしものかと思ふ。この資時はこの物語にも載せたる人にして郢曲の名家たる綾小路家に生れ、當時天下無雙の達人なりしが故ありて出家し、これまた慈鎮和尚の坊官となりて世を終へし人なり。徒然草に生佛を東國の人なりといへるは恐らくは如一檢校の出身を混じたるものなるべし。

今この行長と正佛とが、常に慈鎮和尚の許に相會せしことは疑ふべからざる事なるを以て考ふれば、徒然草にある平家の濫觴説は即ち事實と想像して略過なきを得べし。しかも上に推定したる著作時代は即ち、これらの人々の共に存してありし時代なるに於いてをや。されば、この時既に平家物語の原本の成立ありしを疑ふべからず。その本は三巻或は六巻なるべくして現存のいづれの本よりも遙に内容少かりしならむ。されば正佛即ち資時自身に關する事の如きは、原本にはなくして後人の増補せるところなりしならむ。

行長のこの物語の作者たりしによれるならむと思はるる記事一條あり、これ卷第三の末に
近き處に載せたる「行隆の沙汰」なり。この事は平家物語の大局とは全然没交渉の事にして實
は載せざるをよしとするものなるに突如として、こゝにあらはれたるはその故なくんばあら
ず。按ずるにこれ行長の父たる人の事蹟なれば、その事を後世に傳へむの精神にて少しく筆
を曲げしなるべし。然らずばこの事載すべき必要と關係とあらざるなり。

時長といふ説に至りては或は、その二十四卷本といふものゝ作者といふこととせば、別に
行長の作の平家ありて之を増補せしものとせざるべからず。然らずとせば、これ従父兄弟に
して名も似たれば誤り傳へしならむ。

吉田資經に至りては、また説あり。この時十二卷平家を書くといへば、恐らくは、原本
を増補して現存の十二卷本の形を與へし人ならむ。この人の作者といふ事につきて直ちに思
ひ出さるゝはその祖父經房の事なり。これも卷第十二に「吉田大納言の沙汰」といふ一章を設
けてその人物を稱揚したり。これまた大局にはさまで關係なきにことごとくしくこの事を述べ
たるは即ちかの「行隆の沙汰」の擧に倣ひしものにして資經のしわざなるべし。

(十一) この物語は三部に分ちて見るべし

この物語のもと三卷なりしことは殆ど想像に足るものなるが、その三卷は如何なる結構に
よりしものなりしかを研究せしに余はすべての異本の比較によりてその發端の記事の全然一

「吉田大納言」は流布
「沙汰」は一章と
「本」は「官」に
「一」は「本」に
「す」は「官」に
「一」は「本」に
「す」は「官」に
「放」は「官」に
「事」は「官」に
「に」は「官」に
「あり」は「官」に

致する點が、一、六、九の三卷のみなるによりて

- 一、(一、二、三、四、五) 二、(六、七、八) 三、(九、十、十一、十二)

の三部に分ちたりしものならむことを推定し得たり。而してこの三區分の偶然にあらずして
この物語全部の構造より生じたる根本的事實なるを推定し得たり。

文學士内海月杖氏はよく國文を體讀するの士なり。その著中に平家物語の結構を論じて之
を清盛を中心としたる前半と平家没落を中心としたる後半との二部に分ちて見るべきを主張
し、之を以てこの物語の作者の伎倆の特に傑出せしを見るに足るといへり。從來殆ど何人も
この種の見解を立つること能はざりし間に立ち、かくの如き識見を有せる氏はまた卓絶せる
國文家なるが故なるべし。

されど、吾人はその平家没落時代の紀事にも中心人物の存することを主張し來れるものな
り。源平の榮枯一旦地を易へては先に能動的なりし平家は受動的となり、之に打撃を加ふる
能動的人物の出現は叙事の局面をもちのづから改め來らずんばならず。その能動的人物は前
に義仲あり、後に義經あり。かくて前述の三部はちのづから三の中心人物を得たるなり。

余がこの書の研究によりて分ちたる三部と三の中心人物の活動舞臺とは全然一致せり。次
に之を述べむ。

第一部は平家全盛時代の叙述にして、先づその物興より盛運を叙し、その終の卷に至りて
源氏の蜂起によりて形勢の不穩に見ゆるを叙し、第二部の卷首につづけたり。即ち平家の極

盛とその反動の現れ初めたるまでを叙したるなり。ここには中心人物はいふまでもなく清盛にして重盛之が副たり。

第二部の首たる卷六にてはまづ高倉院崩御よりして清盛の薨去を叙し、形勢急轉せることを明にして局面展開の端を啓けり。ここに義仲崛起して大なる威嚇を以て迫り、平家の一門遂に京を退散する否運に會せしが、頼朝は坐して出でざりしかば、京は義仲活動の獨舞臺となれり。而して義仲も亦徒に勢に乗じて謙抑を加へざりしかば、旭將軍の威望も、その盛に達すると共に内既に衰運を萌せり。之を第八卷の終とす。この部は義仲の活動のみ主として描かれ、平家の東奔西走は之が副次的事項として配せられたるなり。

第三部は頼朝の兵、上京して義仲を滅すことより筆を起せり。その當時、鎌倉に頼朝あり、京に義仲あり、平家は一旦西國に走れりといへども、大舉東上して一谷に城廓を構ふるあり。頼朝は先義仲を滅し、次に平家を攻めて之を壇浦にて全滅せしめ以て天下を掌にしたり。されど、當面の主動人物は九郎義經なり。頼朝は背後にありて實權を握れりといへども、義仲の討伐といひ、一谷の突撃といひ、屋島の奇襲といひ、壇浦の鏖戦といひ、義經の力によらざるものなし。

之を要するに第一部は平家盛時の叙事にして中心人物は清盛なり。第二部は平家流離時代の叙事にして中心人物は義仲なり。第三部は平家滅亡の叙事にして中心人物は義經なり。かくの如くこの物語の三部分の結構と叙事の主眼と中心人物とが相一致するは抑も何によれる

か。思ふにこの物語の如きものを著作せむにあたりては之を如何なる部分に分ち、如何なる事實をとり、中心を何にとるべきかは、必ず著作者の最初に考へし問題なるべく、而して實際上の事實は自ら上の如き三部分をなすに至るべきは恐らくは誰人も想ひ及ぶべき事實なり。されば、今之を心に置きてこの物語を讀まむ人は一しほ感高く興深きものあるを覺えむ。これ即ち叙述の中心を立てて特に心を用ふる高潮に達せしめられたるものあればなり。

更に翻つてこの物語全部を通觀するにその文章は光彩のとりたてていふべきものなきが如くにしてしかも、讀む者をして巻を措く能はざらしむるものあるは、これ全部として整頓せる一貫の主義あるが故ならずんばならず。即ちその平家の盛衰を以て一貫せるものあるによるは勿論なりといへども、その叙述はいつも中心人物によりて統一せらるるが故なり。しかしてその中心人物の變換する間を寸分の隙なく巧みに連絡せしめたる技倆に至りては眞に驚嘆の外なきなり。

(十二) 同情を以て描かれし重盛及びその嫡流

上の如くなれば、この物語は單に客觀的に記述せしにあらで著しく偏せる點あるを認むべし。この物語の作者によりて同情を以て描かれたる人物は平家にては重盛及びその嫡統の人々を主とし、忠度經正敦盛の如き、源氏にては義經なり。今これらにつきて少しく卑見を述べむ。

とて黄金三千兩を大宋國育王山に寄進して冥福を祈りたりといふにあらずや。これ實に前後撞着の事なり。されど、その當時にては佛果を得むことは國家を超越しての善事と認めたりしなるべく、さてこそこの記事あるに至りしならめ。

既に重盛の理想は現世の苦患を離脱し後生善所の安樂境に住するにありきとせば、その子孫のこの世に永續せむことをも希ふことなかりしものとせざるべからず。即ちこの事の必然に起るべきを豫想したりしかの金渡の一條にて之を描寫し盡したりといふべし。果然その嫡子維盛は熊野に入水し、嫡孫六代は希有に命助かりて出家して世を早くしたりしなり。而してこの事は即ちこれ重盛に對すると同じ同情の精神にて描かれたりしものと見ゆ。

維盛は平家の嫡流とはいひながら、源平争衡の當面の立物にはあらざりしこと既に述べし如くなるに拘らず、その行動は頗る注意して精細に描かれたり。かくてその最後の一段に至りては、叙述詳密を極めたること平家の他の公達の比にあらず。その高野山に入りて剃髮し、熊野に詣でて、父祖の冥福を祈り、十念安らかに唱へて入水する最後は悲慘なりといへども、修羅の巷に横死するに比して禍福の差天涯のみならずとせむものこれ當時の信仰なりしや疑ふべからず。

余この物語をよみ初めし頃より常にこの維盛入水の事のいたく武人の面目と異なるものあるを思ひしかもその記事の如何にも詳細にして同情ある記述なるによりて解すること能はざりしが、その後よく思ひみれば、これ即ち作者がその滿腔の同情を以てその最後を飾らむとせるものなるに至りていたく驚かされたりき。惟ふにこれ一は實に當時天下に瀾りたりし往生思想の維盛に託して宣傳せられしものなるべきも、そは所謂不用意の發露にして直接の動機は維盛の後生善所を得べきことを叙したるものなるべく、かくの如くにして極樂往生疑なしと信ぜしものにして、これ即ち小松殿に對する同情の餘波ここに及びしものなるべく、作者として維盛が恩愛斷ち難きの妻子をも見ずして斷然として死地に赴きしその勇猛心を叙したりしものなるべきなり。上の如くに解してはじめて維盛に對する作者の心情も伺ふ事を得べきなり。

重盛の嫡子維盛の運命はかくの如くにして善く佛教化せられたり。次には維盛の嫡子の六代なり。この人は壇浦の激戦後平家の遺孽を求むること急なるにつれて遂に發見せられ、頑是なき少年ながら平家の嫡々なれば斬らるべかりしを文覺の周旋によりて命をつぎ終に出家して三位禪師といはれたりしが、文覺流罪の後には遂に斬られたりとなり。

之を以て見るときは六代は非業の死を遂げたるにて同情ある人のかき方としては如何はしといはざるべからず。若し同情ある人の筆なりせば、その斬られたるにつきても何等かの因縁談なかるべからざるなり。然るに諸本たゞその十二年より三十にあまるまでたもちたりしは長谷の觀音の利生といふに止まれり。されど源平盛衰記にはその出家を説きてその斬死を説かず。これ蓋し古き面目をそのまま傳へしものにして即ち同情ある人の書き方としてここに筆を收めて他をいはざりしものなりしならむ。(次の義經の死を説かざるもこの筆法な

り。参照すべし。)

それ一子出家すれば、七世の父母六親眷屬皆往生極樂の福を受くといへり。即ち六代の出家はこの意義に於いて頗る重大なる精神にて小松殿の一統救済の意義にて描寫せられしことは勿論にして重盛の死よりここに至りて首尾相應すといふべきなり。

(十三) 上の他の平家の人々

小松殿の一統以外同情ある筆にて描かれたりしは經正と忠度とを主とす。この事の原因は、蓋し、この物語の原料が、仁和寺御室より出でたりしと想像する事によりてはじめて解すべし。守覺法親王の左記の序によれば、但馬守經正が青山を奉還せしこと、又經盛忠度の如きも和歌の嗜好者として御室の寵遇を蒙りたりし由は見えたり。さればこの物語の作者は、その原料によりて間接に、また法親王の左右の者より直接にその事實を聴取せしものならむ。即ち經正の琵琶の爲に二章を設け、忠度の歌の爲に特に一章を設けたるが如きはこの方面の關係によると見ざるべからず。

この物語をよみて平家一門の人々の多くが文弱にして武事に疎かりしとは想像するを得ず。然るに世人常に説をなして平家の滅亡は文弱に流れて武備を怠りしが爲なりとせり。本書、全篇いづこにかさるる跟迹を認むべき。平家の敗れし原因は一にして足らずといへども一はその榮華を極めし反動として世人の同情を失へると、一はその改新の急激にして保守思想の激

しき反撥を誘起せしめしを主とし、内には衆心個々にして統一を失へるによるものなり。之を措きてその文弱を罵るが如きは、畢竟讀むべき書を讀まず、研究すべき事を研究せざるが爲なり。眞摯に本書をよみては平家の公達の意氣と膽力とは同情せざるべからざるなり。かの教經の如き、知盛の如きその勇實に關東軍の中に比すべきものあらざりしなり。宗盛の如きも、その態度の堂々たるものは三種神器奉還を拒絶せしにて知らるべし。殊にかの忠度がさばかりの歌人にてしかも、片腕を切られながら敵なる岡部忠澄をその片手にて文餘も投げ退けたりしはこれ抑も文弱に流れたる貴公子の爲し得むわざならむや。

かの貴公子敦盛の如きまた然り。その海に馬を乗り入るゝや、後より認めたる熊谷直實の卑怯なり返し給へと呼ぶるを聞きて奮然として取つて返し之と組討する處。成敗を外にしたる意氣實に愛すべきなり。當時かれ十六歳、熊谷の子直家之と同年なり。直實之を憐み助けむと思ひてその名を問ひければ、先づ汝の名をいへと反問するところ貴人の態度を失はず。さて熊谷の名を聞いて「さては汝が爲にはよい敵ぞ。名のらずとも首を取つて人に問へ。見知らうずるぞ。」と宣するところ、年こそ若けれ、力こそ未だ足らざれ。あつばれの大將軍にあらずや。余は、實にこの敦盛の如きを以て日本人の眞骨頭を有せる快男子とするに躊躇せざるなり。熊谷の如きは、その崇高なる人格にうたれてやがて現世の矛盾を觀じて遁世するに至りしものなるや必せり。

(十四) 同情を以て描かれし義經

次には義經の事なり。この人の行動また必ずしも一々首肯せらるべきにあらず、されど、諺にも判官量負といふ語の存する如く、今に至るまでも武將の龜鑑として何となく同情せらるる人なり。これはその人の軍略の功績にもよるべく、又多くの源氏中最もよく當時の京人と親しかりしにもよるべく、又功ありて賞せられず、讒者の爲に非業の死を遂げしを惜むの同情にもよるべしといへども、一はこの物語にその行動を詳細に記述せしにもよるべし。この事は徒然草にもすでにいへるところなるが、げにも範頼義經二將の行動中義經の方の事はいづれも詳細にして範頼の事は殆ど略せられたり。これ上にもいへる如く、中心人物として描寫せしが爲にもよるべけれど、またかくせる原因は他にも存すべし。

按ずるに當時御室の守覺法親王が思ほす所おはして義經を召して合戦の次第を親しく問ひきかせ給ひて之を記し留めおかせられしこと左記の序に見えたり。この記録或は出でてこの物語の主要なる材料となりしにあらずや。この左記の序中に安徳天皇の御衣の長樂寺に奉納ありし事、又經正、忠度が事などを載せられたるが、その事いづれもこの物語に載せられたる旨と一致す。

義經すでに京中に同情あり。而してその戦記の御室に存するありて、それがこの物語の材料となりたりとせば、この作者が、他の人よりも一層深く義經に同情すべきは自然の勢なり。

作者が義經に同情せるはその最後を忌みて語らざるに徴しても知らるべし。もとより平家の行動を主とする物語なれば源氏の事は如何にありてもよき事なれど、さばかりの大立物の末路をそのまゝに打すておくべきにあらず。然るに行家その他の末路をも記述せる本にても義經の死を記したるものなし。これ即ち作者の用意を見るに足る事なり。

之につれてかの腰越状を載するが如きはこれ作者の一段にして之によりて義經の冤を知らしめ同情を求めむとする間接の方法とせしものならずばあらず。かく觀じ來れば一言一句作者の用意の非凡なるに驚かざるを得ざるなり。

(十五) 義仲と宗盛

これらに反して同情なき書きざまを以て叙述せられしは源氏にては義仲平家にては宗盛なり。その義仲に同情のなくなりしは入洛後なりしことは文勢のその後によりて違ひあるにても知られたり。これは一は野人禮に嫻はずして故實を知らず、禮節を守らずして直情徑行なりしことの京紳の目に傍若無人に映ぜしが爲の反響なりしなるべく、げにも作者のいへる如く、謹勅にて在りたりせば、彼れが如き悲惨なる最後は演ぜざりしなるべしといへども此人は義經頼朝を對手とせざるべからざりし人なればその運命は早晩の差こそあれ同一轍に終りしならむ。宗盛に至りてはかの重盛に對すると反對の感情を茲に反映し出したりしものなりと共に一は成敗の見に捕はれたる僻説も混入せるなりしなるべく、本書に記述せるところに

宗盛の態度の正々堂々たる點もとり見えざるにあらず。

之を要するに、上述の如く人物を多少理想的に典型化せしめしものは一は材料の多少と性質とに影響せられしなるべく、一は文學的手段を加へしが爲の結果も加はりしならむか。

(十六) この物語の文章の概観

この物語の文章は余がかつて論ずる如くに、所謂和漢混淆文の上乗なるものとして人口に膾炙するものなるが、そのよく漢語を用ゐて國文に調和せしめたる技倆はわが文章史上に於ける偉觀なり。惟ふにかくの如き和漢文學の調和の成熟はわが文學史に於て鎌倉時代を一大時期と立つべき主因の第一とするに足るべきものなり。この點より見れば鎌倉時代はわが國文學史上空前の一時期なり。而してこの物語は即ちこの成熟を體現せる代表的の一大産物なりとす。

この物語の文章は之を四に大別すべし。

- 一は地の文にして主として七五調又は對句にてあやなせり。
- 二は詞にして當時の談話語を描寫せり。
- 三は平曲家の所謂讀み物にして當時の往來の文をさす。その組織聲調のづから特殊の趣あり。
- 四は謠ひ物にして和歌、謠謠朗、詠等あり。

上の四種は各その特色あり。交互錯綜して音樂としての美をなせること、たとへば、器樂と聲樂とによりて複雑にして調和せる音樂を起し、更に時々噪音的の節奏を加へて單調を破る等の如くその妙言語に絶するものあり。古來之が愛讀者の最も多きは主としてこの美點に化せらるるが故なり。

この物語の文の妙は箇々の語の上にあらずして主として文體及び聲調の上にあるを忘るべからず。謠ひ物はそれ自身として聲調の美あるはいふを要せず。讀み物と詞とは普通の讀者には單に聲調の變化より生じ來る美感を起すに止まるものなるべし。さてその地の文に至りては或は七五調を以て進み、玲瓏たる白玉を銀盤上に轉ずるが如く瑯々として天籟をさくの快あらしむるものあり。或は對句によりて歩武を整へ堂々廣野に兵を練るが如き感あらしむるものあり。忽ちにして之を破り憂々として聲あらしむる散體あり。散體律體相織り相交りて或は來り或は去り、應接に違あざらしむ。これその文章の一言一句には光彩なきが如くにしてしかも實にえもいはぬ力ある所。讀者をして知らずく興に入らしめ、はては、我を忘れてこの物語と同化するに到らしむる所以實にここに存す。

文學としての平家物語

高木武

(一)

雙眸を放つて我が國文學史上を通覽せんか、明治大正の世を外にして、その偉觀は固よりこれを平安朝と江戸時代とに推さざるを得ず。而して、この二大盛時の文學は各、特色ありて、その趣一ならず。

平安朝文學を支配せるは感情にして、江戸文學の中心となれるは意志の活動なり。前者が寫すところは徹頭徹尾至純なる戀愛なれども、後者は好んで武者修行敵討などの勇壯なる事柄を描く。随つて、彼は優麗にして情趣溢れ、彩華爛漫として純美的感興をそゝれども、此は寧ろ勸懲主義の道德を教ふ。一は貴族的女性的の傾向を帯び、他は平民的男性的の風尚を具したり。

平安江戸兩時代に隆起せる文山は、斯くて黑白相違せる特色を發揮せり。然れども、この異色ある兩山は、その間に横たはれる近古の文野によりて繋がれたり。一山より他山に辿り行くまゝに、彼の影は失せて、此の姿の現はるるを見る。嗚呼近古文學、これあるが故に平

安文學は滅びたり。これあるが故に江戸文學は起りたり。これあるが故に二大盛時の文學は連絡あり。

されば、近古文學は、我が國文學史上、二大盛時の連鎖として、極めて重要な地位を占め、また、これが爲に多大の興味と價值とを有す。而して、戦記物語（主として、保元物語平治物語平家物語太平記を指す。）は近古文學の中にありても、最も主要なる作物にして、その代表とも目すべきものなれば、近古文學の地位と價值と興味とは、直に之を戦記物語の上に移すも、甚しき誤にはあらざるべきを信ず。

戦記物語は、一面に於て王朝文學の面影を傳へ、他面に於て近世文學の傾向を帯びたり。剛強壯烈なる叙事の間に、可憐なる情話、優美なる詩的事相を織り込み、人情の至粹を寫すと同時に、義理を説き、感情を重んずると共に、意志の活動を自由にせり。而して、江戸文學の庶民的态度とは稍、趣を異にし、固より平安文學の貴族的なるには似ず。王朝文學と近世文學とを折衷し、その何れにも偏せずして、中間に位する國民文學——寧ろ武家文學——とも稱すべきものたり。

戦記物語は、王朝文學と近世文學との連鎖たる點、及び兩代文學の特色を併有する點に於て既に大なる價值あり。されど、その價值は、決してこの點にのみ存するにはあらず、別にそれ自身に於て、多大なる價值を藏せり。而して、こは史的と文學的との兩面より觀察するを得べし。

(一)

戦記物語の記事中には、事實を失へるところ、若しくは、筆者が想像を加へて、故意に事實を作り替へ、又は、新に腹案して脚色を施したるところ等甚だ多し。然れども、物語の材料は歴史的事實を採用せり。既にその材料として歴史的事實を採用せること、相應に史的價値を有す。況や、その事實たる、改竄又は空想を交ふること多きにもせよ、正確なる實録の所説と符合するところも、亦甚だ少からざるに於てをや。從來、戦記物語が文學としてよりも、寧ろ歴史として取扱はれ來りしも、決して故なきにはあらず。

史學の研究進歩せる今日にありては、戦記物語の如き作物を以て、根本史料に擬するは固より非なり。されど、これを以て、全然、史學に益なしとして棄つるは、また早計に失す。要は、その内容を鋭敏緻密なる史眼の篩にかけて、石と玉とを選び分け、捨つべきを捨て、取るべきを取るにあり。斯くて選擇取捨を誤らずんば、第一義的根本史料にはならずとも、第二義第三義的の補助史料、若しくは參考史料として、少からざる價値を有すべし。

戦記物語は歴史として書かれたるものにあらずして、文學として作られたるものなり。随つて、この物語は、史的價値も相應に存すれども、そが眞實の價値は、歴史の側にあらずして、文學の側に存するやいふまでもなし。

戦記物語は、我が國有數の戦亂、及び、これに伴うて生起したる人生の事相を寫せる叙事的

欠

欠

はざらんが爲、及び、清盛の暴悪と對照して、變化を興へ、興味を添へんが爲に、溫良なる重盛を配し、巧みに腹案を加へたる傾向頗る著し。

宗盛は本來、無能臆病なる人物なりしが如くなれども、物語にはことさらに、その程度を強くして、兄重盛の偉大なる人格と對照し、興味を添へんとせる趣向も亦認めらる。

また、忠盛及び六代の如きは、源平の鬭争には重要な地位を占むる人物にはあらざれども、一は平氏興隆の祖、一は平氏の嫡流たる最後の公達なれば、一門の興亡盛衰を叙するに當りては、當然、首尾の兩端に立つべき人物なり。平家の作者がこゝに目をつけ、忠盛に筆を染めて平家の興隆を説き起し、六代の斬らるゝことに筆を擱きて、一門滅亡の最後の頁を閉ぢたるは、首尾一貫、前後照應、條理整然として筋に統一あり、頗る結構の宜しきを得たるものといはざるべからず。而して、この間、艶美なる情話、清雅なる風流譚等挿みつゝ、優にやさしき一門の人々の行動を、哀なる事件の變化、剛壯なる合戦、及び、粗野なる源氏の態度と併せ叙し、一篇の結構を頗る複雑にし、抑揚曲折を設けて、無限の興趣を湧かしめたる作者の手腕は、確に賞讃に値す。

源氏の側にありては、初期に頼政あれども、一舉蹉跌したれば、多くいふに足らず。中期に義仲あり、北陸地方の合戦を始として、平家を都より追落するまでの活劇を演ぜる中心的人物として、頗る重要な位置を占めたり。されど、その無識粗暴なる野性は自ら禍して、遂に義經等の爲に滅ぼさるゝに至りぬ。而して、義仲滅後、平家討滅の大活劇は、實に源氏

第一の花形役者、九郎義經の獨演するところなり。同列の大將たる範頼の如きは、無能無爲なる人物として、彼の引立役に摘出せるに過ぎず。

事實上、源氏の總大將たる頼朝の如きすら、物語に於て占め得し地位は、寧ろ第三次以下に屬し、單に黒幕として鎌倉に居を据へ、隱然權威を振ひしことを、髣髴としてほめかせる外は、別に擧ぐるに足らず。また、此等の勢力の外に、傑僧文覺を拉し來りて、その性格に一層強烈なる蠻勇、俠氣、靈妙なる神通力を附與して、重要な役目を演ぜしめたるが、特に頼朝の背後に於ける大勢力として、頗る重きをなし、頼朝も殆ど彼が傀儡たるに過ぎざるの觀あり。

その他、藤原氏の一團、南都北嶺等の勢力團等を配して、叙事の進動を一層複雑にし、局面に波瀾を起し、空想を交へて巧みに鹽梅せるが如き、なほ、主要なる人物の運命、又は、重大なる事件の轉變等を、豫言的筆法によりて、豫めその伏線を描き、徐々に本幹に向つて歩を進め、或は、因果の理法によりて、此等の人物事件を解説せるが如き、作者の力を致せるところにして、技巧の見るべきもの頗る多し。

(五)

平家物語が寫せる事相は、我が國に於ける空前の詩的事變、絶後の悲劇にして、その波瀾に富める局面は興趣溢れ、殆ど人間想像の域を超越せり。されば、叙事的作物に筆を染めん

とするもの、誰かこの絶好なる詩材を捉へ、その哀にして華やかなる人生の事相を世に傳へざらんや。平家物語一篇は、實に、この必然の要求に應じて成れるものに外ならざるは、作者がこの事相を一層醇化し、美化し、理想化し、殊に沈痛の悲劇、果敢なき事相を説き、可憐なる物語を叙するに當りては、言々涙あり、句々同情ありて、事實本來の特色を一層強烈に表現せんと努力せる形跡に徴して、明らかに認容することを得べし。而して、常に中心的事相のみ然るに止まらず、脊梁たる叙事を助成せる幾多の小事相にも、この衷に華やかなる氣分の充滿せるもの少からず。例へば、

妓王、成親、俊寛、義仲、義經、

等の如き、何れも、前には春の花の如く時めき、後には秋の落葉の如く淪滅せしものにして、これまた、平家の榮枯盛衰の縮圖にあらずや。

されば、作者が、平家物語一篇を述成せる目的は、讀者をして、運命の波瀾の榮枯常なく、盛衰掌をかへすが如き果敢なき世相を覺知し、胸を衝くの哀感に、最奥に秘め置ける琴線の凄愴なる共鳴を起し、雄大沈痛なる悲壯美の興趣を味はしめんとするところにあるや論なく、冒頭に、

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり。娑羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す。奢れる人も久しからず、只春の夜の夢の如し。猛き者も終には滅びぬ。偏に風の前の塵に同じ。

といへるは、實に全篇を貫ける理想を標榜せるものにして、これ正に、筆者が理想の旗色を鮮明にして、而もそれを發端に提示し、一篇の歸趣を明らかにせるものにあらずや。

されど、平家一篇を以て、佛教の教義を鼓吹せるものと速断すべからず。平家には無常の世相を力説したれど、これは佛教の教義を解説せんが爲にはあらず。固より佛説弘布の方便に供したるものにあらず。榮枯常なき事相を叙し、盛者必衰の理を説くも、要は、人をして人生の真相を覺知し、悲壯美の觀照に無限の哀感をそゝり、津々として盡さざる興趣に、審美的享樂を擅にせしめんとするにありて、作者が平家物語編述の動機も、藝術的觀念に立脚せること疑ふべくもあらず。

平家物語中に、來世往生思想を説けること少からざるより、世には説をなして、平家一篇を以て、「淨土教の勸説を以て理想とせる説教文學」となすものもあるやうなれども、平家中に現はれたる佛教の事象は、決して淨土宗に限られたるにあらず、天台宗あり眞言宗ありて、筆者は之に對しても渴仰讚嘆の意を傾け、また、淨土宗が信仰の對象とせる彌陀如來以外の、あらゆる諸佛に對しても、尊崇敬虔の至情を盡せるによつて按ずるも、平家を以て淨土説教文學とするの非なるや明らかなり。

惟ふに、この物語に淨土教の勸説めきたる傾向の往々存するは、作者が之を標榜して全篇を構成せる理想と觀るべきものにあらずして、當時、世を風靡せる佛教の時代的風潮が、作者の腦裏に影響し、知らず識らずの内に筆端に現はれしものに外ならざるべし。

校定平家物語目次

流布本になき項目は上に○を加へ、原本に題目なきを便宜上加へたるは二字下げて掲げたり

○卷第一

- ✓ 祇園精舎……………一
- ✓ 殿上關討……………二
- 鱸……………五
- 清盛出家……………六
- 我身榮華……………六
- 義王義女……………九
- 二代后……………一八
- 額打論……………二一
- 清水炎上……………二二
- 御即位沙汰……………二四

殿下乗合……………二五
 鹿谷謀叛……………二八
 鶴川合戦……………三一
 後二條關白立願……………三五
 御輿振……………三八
 大内炎上……………四〇

○卷第二

西光沙汰……………四三
 新大納言沙汰……………四九
 小教訓……………五三
 大教訓……………六二
 新大納言被流……………六九
 丹波少將被流……………七二
 阿古耶松……………七三
 鬼界島三人被流……………七四
 新大納言死去……………七六

徳大寺……………七七
 法皇灌頂……………七九
 山門滅亡……………八〇
 善光寺炎上……………八二
 卒都婆流……………八三
 蘇武……………八七

○卷第三

許文……………九一
 御産……………九六
 大塔建立……………一〇〇
 頼豪死去……………一〇二
 少將都入……………一〇三
 有王……………一〇七
 少松殿熊野參詣同夢想金渡……………一一二
 燈籠并大地震……………一一七
 大臣被流……………一二三

中山行高出仕……………一二四

○卷第四

城南離宮……………一二九

高倉院殿島御幸……………一三一

新帝御即位……………一三七

高倉宮謀叛……………一三七

源氏揃……………一三八

那智軍……………一四〇

鳥羽殿勦沙汰……………一四一

長兵衛……………一四二

木下……………一四六

競……………一四八

自三井寺到山門牒狀并南都同返牒……………一五〇

大衆汰……………一五四

○橋合戰……………一五八

若宮沙汰……………一六五

○賴政昇殿并三位射鷓事……………一六八

三井寺炎上……………一七一

○卷第五

都遷……………一七三

月見……………一七七

福原物怪……………一七九

青侍夢……………一八一

大庭早馬……………一八二

朝敵汰并延喜帝驚之事……………一八三

咸陽宮……………一八四

○文覺荒行……………一八八

勸進帳……………一九〇

文覺流……………一九二

○賴朝院宜……………一九五

薩摩守東國發行……………一九七

○重而高倉院殿島御幸……………一九九

富士河……………二〇〇
 五節沙汰……………二〇四
 南都炎上……………二〇七

○卷第六

高倉院崩御……………二一一
 紅葉……………二一三
 葵前……………二一五
 小督殿……………二一六
 飛脚到來……………二二二
 淨海死去……………二二五
 福原經島……………二二七
 慈心坊……………二二九
 祇園女御并定惠和尚……………二三一
 須俣合戰……………二三四
 ○邦綱死去……………二三四
 城太郎……………二三八

殿下松殿……………二三九
 院參……………二三九
 横田合戰……………二三九

○卷第七

賴朝義仲不快……………二四三
 北國下向……………二四四
 竹生島……………二四四
 火打城……………二四六
 木曾願書……………二四八
 砥浪山……………二五一
 篠原合戰……………二五三
 齋藤別當……………二五五
 玄昉……………二五七
 木曾到山門牒狀同返牒……………二五九
 自平家至山門連署……………二六三
 法皇御失都落……………二六五

攝政殿沙汰……………二六八
 維盛都落……………二六九
 俊成……………二七一
 青山沙汰……………二七五
 池大納言……………二七六
 平家落足……………二七七
 福原落……………二八一

○卷第八

法皇自山門還御……………二八三
 三宮四宮沙汰……………二八四
 名虎相撲……………二八六
 大蛇沙汰……………二八九
 維義沙汰……………二九二
 太宰府落……………二九三
 清經身投……………二九五
 兵衛佐院宣……………二九六

猫間中納言……………二九八
 木曾出仕……………二九九
 水島合戰……………三〇〇
 瀬尾太郎……………三〇一
 室山合戰……………三〇五
 法住寺合戰……………三〇六

○卷第九

宇治合戰……………三一五
 義經入洛……………三二〇
 木曾最後……………三二三
 樋口生害……………三二七
 六箇度軍……………三二九
 勢汰……………三三二
 熊谷平山……………三三六
 河原兄弟討死……………三四三
 梶原二度懸……………三四四

一谷落……………三四五
 越中前司……………三四八
 薩摩守最後……………三四九
 重衡生捕……………三五二
 敦盛小竹笛事……………三五二
 一谷落足……………三五六
 小宰相……………三五七
 新中納言口説……………三六一

○卷第十

頸渡……………三六五
 重衡大路被渡……………三六八
 院宣……………三七二
 御請……………三七三
 法然上人……………三七六
 東下……………三七八
 千手前……………三八一

横笛……………三八五
 高野之卷……………三八七
 重景沙汰……………三八九
 維盛熊野詣同入水……………三九二
 池大納言關東下向……………三九八
 後鳥羽院御即位……………四〇〇
 藤戶……………四〇二
 義經五位尉被成事……………四〇四

○卷第十一

逆櫓……………四〇七
 八島軍……………四一〇
 嗣信……………四一三
 那須與一……………四一六
 三穗屋……………四一八
 田内左衛門……………四二一
 境浦矢合……………四二三

遠矢……………四二五

先帝身投……………四二八

能登殿最後……………四三〇

平家人々被渡事……………四三三

○劔卷……………四三六

大臣殿大路被渡……………四三八

○鏡之沙汰……………四四一

平大納言擧取之事……………四四二

副將……………四四四

腰越狀……………四四七

大臣殿被切……………四五〇

重衡寂後……………四五三

○卷第十二

大地震……………四五九

文覺義朝之頸被尋出之事……………四六〇

平大納言被流……………四六一

土佐房……………四六三

判官惡風被放事……………四六五

六代……………四六八

○行家最後事……………四七八

○義教最後事……………四八一

六代被斬……………四八一

六代出家高野詣事……………四八一

○丹後侍從忠房事……………四八二

○土佐守宗實事……………四八三

○大佛供養事……………四八四

○法性寺合戰事……………四八四

文覺流罪事……………四八七

六代被斬事……………四八七

○灌頂卷

大原御幸……………四八九

女院御出家事……………四八九

目次……………一三

女院大原入御事……………四九一
 法皇大原御幸事……………四九三
 女院往生……………四九六
 六道御物語……………四九六
 女院御往生事……………五〇一

校定平家物語目次終

平家物語卷第一

祇園精舎

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり。娑羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す。奢れる人も不久、只春の夜の夢の如し。猛き者も終には滅ぬ、偏に風の前の塵に同じ。遠く異朝を問らへば、秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、是等は皆舊主先皇の政事にも不從、樂しみを極め、諫めを不think入、天下の亂れん事を不悟して、民間の所愁を不知しかば、不久して滅びし者甚也。近く本朝を窺ふに承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信賴、奢れる心も猛き事皆執執にこそ在しかども、間近くは六波羅入道、前の太政大臣平朝臣清盛公と申す人の在様、傳へ承るこそ心も詞も及ばれぬ。

其先祖を尋ねれば、桓武天皇第五の皇子、一品式部卿葛原親王九代の後胤讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛朝臣の嫡子也。彼の親王の御子、高視王無官無位にして、失させたまひぬ。其の御子高望の王の時始めて平の姓を給うて、上總介に成り給しより、忽に王氏を出でて人臣に連なる。其子鎮守府將軍義茂後には國香と改む。國香より正盛に至る迄、六代は諸國の受領たりしか共、殿上の仙籍をば未だ被許。

殿上闇討

内昇殿を禁裏の昇殿をい對して昇殿を五節豊明の節會一義明の節十節一月新嘗祭の翌日行はるは右筆文藝を以て仕ふる身を分刀下緒なき短刀下緒なきに巻き腰に結びつて携へしもの腹巻に合するやうにしたる貫首一種の鑑空蒲ばしら頭中を空洞にしを溝根の雨水を瀧にせし柱清涼殿にあり鈴の綱殿上より校書殿にわたせし綱に引く人小舎人に引くもの

然るを忠盛未だ備前守たりし時、鳥羽院の御願得長壽院を造進して三十三間の御堂を建て、一千一體の御佛を奉居。供養は天承元年三月十三日也。勸賞には關國を可給由を被仰下ける。折節但馬國のあきたりけるを給りけり。上皇御威の餘りに内の昇殿を被許。忠盛三十六にて始て昇殿す。雲の上人はを嫉み、同年の十一月廿三日、五節豊明の節會の夜、忠盛を闇討にせんとぞ被擬ける。忠盛是を傳へ聞て、「我れ右筆の身にあらず、武勇の家に生れて、今不慮の恥に逢ん事、家の爲、身の爲、可心憂。所詮、身を全して君に仕ると云本文在り。」とて、兼て用意をいたす。參内の始めより大なる鞘巻を用意して束帯の下にしどけなげにさし、火のほの暗き方に向ひて、やはら、此刀を拔出し、鬢にて被引當けるが、氷なんとの様にぞ見えける。諸人目をすまじけり。其上忠盛の郎等もとは一門たりし木工助平貞光孫しんの三郎太夫家房が子、左兵衛尉家貞と云ふ者在けり。薄青の狩衣の下に萌黄威の腹巻を著、笠袋つけたる太刀脇に挿んで、殿上の小庭に畏てぞ侍ける。貫首以下惟しみを成し「空蒲ばしらよりうち、鈴の綱の邊に布衣の者の候ふは何者ぞ。狼藉なり。罷出よ。」と、六位を以て云せければ、家貞申しけるは「相傳主、備前守殿今夜闇討にせられ可給由承候間、其成ん様を見んとて、角て候。えこそ罷出まじけれ。」とて畏て候ければ、是等を無由とや被思けん其夜の闇討無りけり。忠盛御前のめしに舞れければ、人々拍子を替て「伊勢平氏はすがめなりけり。」とぞ被拍ける。

布衣無文の身分なきもの衣分なきもの柏原天皇一桓地天皇昇殿を聴されぬ人を御遊音楽司主殿司殿司の女官

白薄様云々
當時の歌謡

殿上人昇殿を許されたる人々

此人々はかけまくも忝く柏原天皇の御末とは乍申、中比は都の住居も疎々敷、地下にのみ振舞なつて伊勢國に住國深かりしかば、其國の器に事寄せて、伊勢平氏とぞ申ける。其上忠盛目の眇まれたりければ、加様に被拍けり。如何にすべき様も無し、御遊も未終に竊に被罷出とて横たへ差たる刀をば紫宸殿の御後にして、かたへの殿上人の被見ける所にて、主殿司を召て預け置てぞ被出ける。家貞待うけたてまつて「さて、如何候つる。」と申ければ、角とも云まほしうぞ被思けれ共、云つる者ならば、殿上迄もやがて切上らんずる者にて在間、「別の事無。」とぞ被答ける。
五節には「白薄様、こせんしの紙、卷上の筆、輶繪書いたる筆の軸」など様々面白き事をこそ被歌舞に中比太宰權帥季仲卿と云人在けり。餘りに色の黒かりければ、見る人黒帥とぞ申ける。其人未だ藏人頭なりし時、五節に被舞ければ、其も拍子を替て「あな黒々、黒き頭哉。如何なる人の漆塗けん。」とぞ被拍ける。又花山院前太政大臣忠雅公、いまだ十歳と申せし時、父中納言忠宗卿に後れたてまつりて孤にておはしけるを、故中御門藤中納言家成卿いまだ播磨守たりし時、聲に執て、聲花に被持成ければ、其も五節に「播磨米は木賊か、棕の葉か、人のさらを磨は」とぞ被拍ける。「上古には加様に在しかども事出こず。末代如何在んずらん、無覺束。」とぞ人申ける。
如案、五節はてにしかば、殿上人一同に被申けるは、「夫雄劍を帶して公宴に列し、兵仗を給りて、宮中を出入するは皆格式の禮を守る輪命有由先規なり。然る忠盛の朝臣或は相傳の

御札を削る一
殿上に備へら
たる名簿より
その名を除く
こと

神妙一殊勝奇
特

諸衛佐一近衛
兵衛衛門府の
次官
流布本はこゝ
に句節を分ち
「儲」と題せり
金葉集一崇徳
天皇の大治二
年、白河院の
院宣にて源俊
賴が撰びし和
歌集
仙洞一太上天
皇の御所
つま一編

即従と號し、布衣の兵を殿上の小庭に召置き、或は腰刀を横へさいて節會の座に列る。兩
條希代未聞狼藉なり。事既に重疊せり。罪科尤も難運。早く御札を削て闕官停任せらる
べき。由各訴へ被申ければ、上皇大に驚き思食、忠盛を召て御尋在り。陳じ申けるは、
「先づ郎従小庭に祇候の由、全く覺悟不仕。但し、近日人々被相巧子細在歟の間、年來の家
人、事を傳へ聞くかに依て其恥を扶けんが爲に、忠盛に不被知して竊に參候の條力不
次第也。若し猶其咎可レ在くば、彼身を可レ召進候歟。次に刀の事、主殿司に預け置畢。是を
被召出刀の實否に付て咎の左右可レ在歟。」と被申けり。其刀を召出して觀覽あれば、上は
鞘卷の黒く塗たるが、中は木刀に銀薄を貼たりける。「當座の恥辱を逃れん爲に刀を帶する
由あらはすと云へ共、後日の訴訟を存知して、木刀を帶しける用意の程こそ神妙なれ。弓箭に
携らん者の策は尤角こそ在まほしけれ。兼て又郎従小庭に祇候の條且は武士の郎等の習
なり。忠盛が咎にあらす。」とて却て微感に預る上は敢て罪科の沙汰もなかりけり。其子共は
諸衛佐になり、昇殿せしに殿上の交を人嫌ふに不_レ及。
其比、忠盛、備前の國より都へ上りたりけるに、鳥羽院「明石浦は如何に」と御尋在ければ、
あり明の月もあかしの浦風に波ばかりこそよると見えしか。
と申たりければ、御感ありけり。この歌は金葉集にぞ被_レ入ける。
忠盛又仙洞に最愛の女房をもつて被_レ通けるが、或時、其女房の局に、つまに月出したる扇を
忘れて被_レ出ければ片邊の女房達「是は何くよりの月影ぞや。出處無_レ覺東。」と笑あはれけれ

ば、彼女房。

雲井よりたじもりきたる月なれば、おぼろげにてはいはじと思ふ。
と讀たりければ、いと不_レ淺ぞ被_レ思ける。薩摩守忠度の母、是なり。似るを友とかやの風
情に忠盛もすいたりければ、かの女房も優なりけり。角て忠盛刑部卿に成て、仁平三年正月十
五日歳五十八にて失せにき。清盛嫡男たるに依てその迹を繼ぐ。

鱸

保元々々七月に宇治の左府代を亂り給し時、安藝守として御方にて勳功ありしかば播磨守に成
て同三年太宰大貳になる。次に平治元年十二月、信賴卿謀叛の時、御方に成て賊徒を討平、勳
功一つに不在、恩賞是可_レ重として、次の年正三位に被_レ叙、打續き、宰相、衛府督、檢非違使
別當、中納言、大納言に歴上て剩へ丞相の位に至る。左右を不_レ歴内大臣より太政大臣從一位
に上る。大將に在ね共、兵仗を給て隨身を召具す。牛車輦車の宣旨を蒙て乘ながら宮中を出
入す。偏に執政の臣の如し。「太政大臣は一人に師範として四海にぎけいせり。國を治め、道
を論じ、陰陽を和けをさむ。其人に不在は則ち闕けよ。」といへり。されば則ち闕の官とも名付
たり。其人ならては可_レ汚官ならね共、一天四海を掌の内に被_レ握しかば不_レ及子細。
平家かやうに被_レ繁昌けるも熊野權現の御利生とぞ聞えし。其故は、古へ清盛公、いまだ安藝
守たりし時、伊勢の海より舟にて熊野へ參られけるに、大きな鱸の舟に躍り入りたりける

太政大臣云々
大寶令の
文
ぎけい一儀刑
にして象り法
とること
御利生一衆生
と利益するこ

流布本はこゝ
に句節を分た
ず
宇治の左府一
藤原賴長
宰相一參議
丞相一大臣

参る一食する
昔周武王云々
史記周本紀
に「武王東觀
兵至孟津一
渡河中流白
魚躍入王舟
中武王俯取
以祭」と見ゆ

流布本には以
下を「禿童」と
題して「清盛
出家」の目を
置かず

流布本はこゝ
に句節を分た
ず
花族一又清華
名家にして大
臣まで成り
得る家柄
英雄一花族に
同じ、又公達
などいへ
相國一太政大
臣

を、先達申けるは、「是は権現の御利生なり。いそぎ可被參。」と申ければ、清盛のたまひけるは、「昔、周の武王の舟にこそ白魚躍入たりけるなれ。是は吉事なり。」とて、さしも十戒を持て、精進潔齋の道なれども、調味して家の子、郎等どもに被食けり。其故にや吉事のみ打續いて太政大臣まで極め給へり。子孫の官途も龍の雲に上るよりは猶すみやかなり。九代の先蹤を越たまふこそ目出けれ。

清盛出家

角て清盛公、仁安三年十一月十一日歳五十一にて病に侵され、存命の爲に忽に出家入道す。法名は淨海とこそ名乗けれ。其験にや、宿病立處に愈て、天命を全す。人の順付事吹風の草不靡すが如し。世の普く仰げる事降る雨の國土を潤すに同じ。

我身榮花

六波羅殿の御一家の君達といひてしかば、花族も英雄も面を向て肩を比ぶる人なし。されば入道相國のこしうと、平大納言時忠卿ののたまひけるは「此一門にあらざらん人は皆人非人なるべし。」とぞのたまひける。懸りしかば如何なる人も相構へて其ゆかりに結れんとぞしける。衣文のかき様烏帽子のため様より始まつて何事も六波羅様と云ければ、一天四海の人皆是を學ぶ。

成敗一政事を
行ふこと

禿一髪を稍長
く切りて結ば
ず被り居る
こと

禁門云々より
下白氏の文に
よりてかけり

流布本はこゝ
に句節を分ち
「我身榮花」と
題せり

受領一國司
奈良御門一聖
武天皇
貞仁公一藤原
忠平
原道長
法性寺殿一藤
原忠通
攝關
攝關
白

又如何なる賢王聖主の御政も攝政關白の御成敗にも世にあまされたる徒者などの、人の不聞處にて何と無くそしり傾け申す事は常の習なれ共、此禪門世盛の程は聊忽にも申者無し。其故は入道相國の策に十四五六の童部を三百人洗て、髪を禿に截りまはし、赤き直垂をきて、被召仕けるが、京中に滿満て、往反しけり。自ら平家の事を惡様に申す者あれば、一人聞出さぬ程こそありけれ、餘黨に觸廻して、其家に亂入し資財雜具を追捕し、剩其奴を擲捕て、六波羅へむて參る。されば目に見、心に知ると云へ共、詞に顯れて申す者なし。六波羅殿の禿と云てしかば、道を過る馬車もよぎてぞ通りける。禁門を出入すといへども姓名を不及被尋、京師の長吏是が爲に目を側むと見えたり。

我身の榮花を究るのみならず、一門共に繁昌して嫡子重盛、内大臣の左大將、次男宗盛、中納言の右大將、三男知盛、三位中將、嫡孫、維盛、四位少將、すべて一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領衛府諸司、都合六十餘人也。世にはまた人無ぞ被見ける。

昔奈良御門の御時、神龜五年、朝家に中衛の大將を始め被置、大同四年に中衛を近衛と被改しより以降、兄弟左右に相並ぶ事僅に三四箇度也。文徳天皇の御時は左に良房、左大臣左大將、右に良相、大納言の右大將、是は閑院の左大臣冬嗣の御子也。朱雀院の御宇には左に實賴、小野宮殿、右に師輔、九條殿、貞仁公の御子也。後冷泉院の御時は、左に教通大一條殿、右に頼宗、堀河殿、御堂の關白の御子也。二條院の御宇には左に基房、松殿、右に兼實月輪殿、法性寺殿の御子也。是皆攝籙の臣の御子息、凡人に取ては其例なし。殿上の交をだに

禁色一物許なくしては着るべからざる衣類紫及び紋綾あるもの
雜袍一東帯にあらずして袍を着るをいふ
衣冠直衣などこれなりこれ勅許による
花山院左大臣藤原兼雅
御臺盤所内室大臣

國母一天皇の御母
六條攝政殿藤原基實
准三后一太皇太后三宮に准ぜられたる年官をいふ
普賢寺殿藤原基通
原基通
九條院一近衛早子
早子
勅許するもの

被嫌し人の子孫にて禁色雜袍を聴り、綾羅錦繡を身に纏ひ、大臣大將に成て、兄弟、左右に相並事、未代とは云ながら不思議なりし事也。
其外御娘八人おはしき。皆とりくりに幸ひ給へり。一人は櫻町の中納言重教卿の北の方にておはすべかりしが、八歳の時約束ばかりにて平治の亂以後引ちがへられ、花山院の左大臣殿の御臺盤所に成せ給て君達あまたましましけり。
抑この重教卿を櫻町中納言と申しける事は勝て心數奇給へる人にて、常は吉野山を戀ひ、町に櫻を栽並べ、其内に屋を立て、住たまひしかば、來る年の春ごとに見る人櫻町とぞ申ける。櫻は咲て七箇日に散を、名残を惜み、天照御神に祈り被申ければ、三七日迄名残ありけり。君も賢王にてましませば神も神徳を輝かし、花も心ありければ、二十日の齡を保けり。
一人は後に立せ給ふ王子御誕生ありて皇太子に立ち、位に即せ給しかば院號蒙せ給て、建禮門院とぞ申ける。入道相國の御娘なる上、天下の國母にてましましければ兎角不申及。
一人は六條攝政殿の北政所に成せ給ふ。高倉院御在位の時御母代とて准三后の宣旨を蒙り、白河殿とておもき人にましましけり。一人は普賢寺殿の北政所にならせ給ふ。一人は冷泉大納言隆房卿の北方。一人は七條修理大夫信隆卿に相具し給へり。又安藝國嚴島の内侍が腹に一人おはせしは、後白河法皇へ參らせたまひて女御の様にましましける。其外九條院の雜仕常葉が腹に一人。これは花山院殿に上藤女房にて廊の御方とぞ申ける。
日本秋津島は僅に六十六箇國、平家知行の國三十餘箇國、既に半國に超えたり。其外莊園田島

軒騎一人の乗りたる車や駕
歌堂舞閣之基
門の戸と齧き
いふ文選によ
りてかけり

魚龍一曼衍魚
龍角無之戲と
藝一種の技
爵馬一馬にて
勝負を計へて
その勝負にて
爵を執る戲投
壺の事
百斛は米百貫
は錢

水干一狩衣に
似たる一種の
衣
遊女一歌舞を
以て渡世とす
る女

義王義女

幾等と云數を不知。綺羅充滿して、堂上花の如し。軒騎群集して門前成市。楊州の金荆州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶一として闕たる事無し。歌堂舞閣の基、魚龍爵馬の翫物、恐らくは帝闕も仙洞も是には不過とぞ見えし。
入道相國、加様に天下を掌の中に握りたまひし間、代の謗をも不憚、人の嘲りをも不顧、不思議の事をのみし給へり。たとへば其比都に聞えたる白拍子の上手、義王義女とて兄弟あり。とぞといふ白拍子が娘也。姉の義王を入道相國最愛せられけり。依之妹の義女も世の人皆持成事なめならず。母閉にも好屋作りてとらせ、毎月百斛百貫被贈ければ、家内富貴して頼も敷き事不斜。
抑吾朝に白拍子の始まりける事は、昔鳥羽院の御宇に鳥の千歳和歌の前、是等二人が舞出したりける也。始めは水干に立烏帽子、白鞘巻をさいて、舞ひければ、男舞とぞ申ける。然るを中比より烏帽子、刀を被除、水干ばかり用たり。さてこそ白拍子とは名付けられ。
京中の白拍子共義王が幸の目出度さまを羨む者もあり、猜む者も在りけり。羨む者共は「あな目出度の義王御前が幸や。同じ遊女ならば、誰もあの様にこそ在たけれ。如何様は義といふ文字を名に付きかくは目出度やらん。いづれ我等も付て見ん。」とて或は義一と付き、義二と付き、或は義福義徳などと云者も多く有けり。猜む者共は「何ん條名により、文字にはよ

左右なら一た
めらはず直に

我御前一女子
ぶを親しみて呼

るべき。幸は只前世の生付にてこそあるなれ。」とて付ぬ者も多かりけり。
 角くて三年と申時に都に又聞えたる白拍子の上手一人出来りたり。加賀國の者也。名をば佛
 とぞ申ける。年十六とぞ聞えし。「昔より多くの白拍子在しか共、かかる舞をば、未見。」とて
 京中の上下持て成す事不斜。佛御前申けるは「我天下に聞えたれども、當時さしも目出度榮
 えさせたまふ平家の太政入道殿へ不召事こそ本意なけれ。遊者のならひなどは苦しか
 るべき、推参してみん。」とて、或時車に乗て西八條殿へぞ参じたる。人參て「當時都に聞え候佛
 御前こそ參て候へ。」と申ければ、入道「何條左様の遊者は人の召に隨てこそ參れ。左右なら
 推参する様やある。義王が在ん處へは神とも云へ佛とも云へ、叶間敷ぞ。とう／＼罷出よ。」
 とどのたまひける。佛御前無主計いはれ奉て、已に出んとしけるを、義王入道殿に申けるは
 「遊者の推参は常の習てこそ候へ。其上年も未だ少う候なるが、たま／＼思立て參て候を無主
 計被仰て歸させ給はん事こそ不便なれ。いかばかり愧しう傍痛くも候ふらん。わがたてし道
 なれば、人の上とも不覺、縦舞を御覽し、歌をこそ不聞食共御對面計さふらひて歸させ給ひ
 ば、ありがたき御情にてこそ候はんずれ。たゞ理を枉て、召還し御對面さふらへ。」と申けれ
 ば、入道「いで／＼さらば、我御前が餘り云事なれば見参して返さん。」とて御使を立てぞ被
 召ける。佛御前車に乗て出けるが被召歸て参りたり。入道やがて出合對面して「今日の見
 參は在まじかりつれ共義王が何とやらん、餘りに申し進むる間、見參しつ。見參する程では
 いかて聲をもきかて可在ぞ。今様一つ歌へかし。」とのたまへば佛御前「承り候」とて今様一

つぞ歌ひける。

君をはじめて見るをりは、千世も歴ぬべし姫小松、

御前の池なる龜岡に、鶴こそ群れ居て遊ぶめれ。

と推返し／＼三反歌すましたりければ、見聞の人々耳目を驚す。入道も面白げに思ひ給て「我
 御前は今様は上手で在けるや、此定ては舞も定めて好るらん。一番見ばや。鼓打めせ。」とて
 被召けり。

佛御前は髮姿より始めて眉目形世に勝れ音好く節も上手也ければ、なじかは舞も可損。心も
 及ばず舞すましたりければ、入道相國舞にめて給て佛に心を被移けり。佛御前「こはされば何
 事に候ぞや。もとよりわらは推参の者にて被出まぬらせさふらひつるが、義王御前の申狀に
 依てこそ召返されても候に、加様に被召置ならば、義王御前の思ひ給はんずる處愧敷さふら
 んべし。はや／＼暇を給て出させおはしませ。」と申ければ、入道「努努其儀在まじ。義王を
 こそ出さめ。」と宣へば。佛御前「其れ又いかてかざる御事候へき。諸共に被召置だに傍痛
 く候べきに、義王御前を出されまわらせて、わらはが一人被留置まわらせなばいと心憂候
 べし。あのづから後まで忘れ御事ならば、被召て又は參る共、今日は暇を給ん。」とぞ申ける。
 入道「すべて其儀あるまじ。義王とう／＼罷出てよ。」と御使かさねて三度までこそ立てられ
 けれ。義王もとより思ひ設けたる道なれども、さすが昨日今日とは不思議。急ぎ出べし由頻
 に宣ふ間、はき拭ひ、塵拾はせ、見苦敷物共執したためて出づべきにこそ定まりけれ。一樹

障子唐紙障子にて今いふふすま萌出るも云々「佛」に「枯る」を「我身」にたとへた

の陰に宿り合ひ、同じ流を結ぶだに別は悲敷習ぞかし。まして此に三年が間住馴し處なれば、名残も惜う悲しくて、かひなき涙を翻れける。去ても可_レ在事ならねば、今は角とて、既に出んとしけるがなからん跡の忘れ形見にもとや思ひけん、障子に泣々一首の歌をぞ書付ける。萌出るも枯るゝも同じ野邊の草、何れか秋にあはて果へま。さて車に乗て宿所に歸り障子の内に倒臥し泣くより外の事ぞなき。母や妹是を見て「如何にや如何に。」と問けれど、兎角の返事にも及ばず。具したる女に尋ねてぞさる事ありとも知てける。さる程に毎月送られつる百斛百貫をも今は被_レ留て、佛御前のゆかりの者共、始めて、樂み榮えける。「義王こそ入道殿より暇給て出てたんなれ。いざ見参して遊ばん。」とて、京中の上下、或は文を遣し、或は使者を立てる者も在けり。義王「今更人に見参して遊び戯るべきにもあらず。」とて文を取入るゝ事もなく、まして使に應答迄もなかりけり。是につきても悲しくていと涙にのみぞしほれける。かくて今年も暮れぬ。春の比、入道相國、義王が許へ使者を立てて、「いかに義王、其後何事かある。さては佛御前があまりにつれづれに見ゆるに、参て今様をも歌ひ、舞なども舞て佛なくさめよ。」とぞ宣ひける。義王とかうの返事にも及ばず、涙をおさへて、臥しにけり。入道相國、重ねて、「など義王、返事をばせぬぞ。参るまじさか。参るまじくば、其様を申せ。淨海も計_レ旨あり。」とぞ宣ひける。母とち是を聞くに悲敷て如何なるべし共思ほえず、泣々教訓しけるは、「いかに義王御前ともかくも御返事を申せかし。かやうに呵られ参らせんより

宿世前世の因縁白地一かりそめ

は。」と云へば。義王涙を押して「参らんと思ふ道ならばこそやがて参るとも申さめ。参らざらんもの故に何と御返事を申すべしともおぼえず。此度召されんに参らずば計_レ旨ありと仰せらるゝは、都の外へ出さるゝか、さらば命を召さるゝか、これ二つによも過ぎし。縦都を被_レ出共、非_レ可_レ歎。縦命を召さるゝとも惜かるべきわが身かは。一度憂さものに思はれ参らせて、二度面を向べきにあらず。」とて、なほ御返事も申さざりけるを、母重ねて教訓しけるは「天下に住ん間は兎も角も入道殿の仰をば背く間敷事にて在ぞ。男女の縁宿世今に始めぬ事ぞかし。千年萬年と契れども、聽て離るゝ中もあり。白地とは思へども、ながらへ果る事もあり。世に定なきものは男女の習なり。それに我御前は三年まで思はれまいらせられたればありがたき事にこそあれ。又召んに参らねばとて命を召るゝまてはよもあらじ。都の外へぞ出されんずらん。縦ひ都を出さるゝとも我御前たちは年若ければ如何ならん岩木の間にても過さん事安かるべし。但し我身年老い衰へて都の外へや出されんずらん。習はぬ旅の住居こそかねて思も悲しけれ。只我を都の内にて住果させよ。其ぞ今生後生の孝養にてあらんずらん。」と云へば、義王愛しと思し道なれとも親の命を背かじと、なくなく又出立ける心の中こそ無慚なれ。一人参ればあまりに懶しとて妹の義女をも相具しけり。其外白拍子二人、惣じて四人一車に取乗て、西八條へぞ参たる。日頃召されける處へは入られずして、遙に下りたる處に座敷しつらうて置かれたり。義王「こは、されば、何事ぞや。我身に過つ事は無けれども、奉_レ被_レ捨だに在に座敷をさへ下げらるゝ事の口惜さよ。如何にせん。」と思ふを人に知らせじと

押ふる袖のひまよりも餘りて涙ぞ翻れける。佛御前是を見て、あまりに哀に思ければ、入道殿に申けるは「日頃召され候はぬ所にて候はばこそ。是へ召され候はずばわらはに暇を給べ。出て見参をせん。」と申ければ、入道「惣じて其儀あるまじ。」と宣ふ間、力及ばて出てざりけり。入道は義王が心の内をば知たまはず「義王其後は何事かある。去は舞をも見たけれど、それは次の事。今様一つ歌へかし。」とのたまへば、義王参る程では、ともかくも仰をば背くまじき事と思ければ、落る涙を押へて、今様一つぞ歌ける。

佛も昔は凡夫なり、我等も遂には佛なり。

何も佛性具せる身を、隔つるのみこそ悲しけれ。

と泣くく二返歌うたりければ、其座にいくらも並居たる平家の一門公卿、殿上人、諸大夫侍に至る迄有る心も無心も皆感涙をぞ被流ける。入道も面白げに思給て「時に取ては神妙にも申したり。去も舞も見たけれども、今日は紛るゝ事出来たり。此後は召されずとも、常に参りて今様をも歌ひ、舞なども舞て佛なぐさめよ。」とぞ宣ひける。義王とかくの返事にも及ばず、涙を押へて出てにけり。

「親の命を背かじとつらき道に趣て、二度、憂き目を見つる事の口惜さよ。かくて此世にあるならば、又も憂き目を見んずらん。今は只身を投ん。」といへば妹の義女も是を聞て「姉が身を投げば我身もともに身を投ん。」といふ。母とぢ、是を聞に悲しくて如何なるべしとおぼえず。泣々教訓しけるは「誠に我御前の恨むるも理なり。左様の事あるべしとも知らずして教訓し

諸大夫五位の人々をいふ

五逆罪 佛殺 父殺 母殺 阿羅漢殺 僧殺 出佛身 血をいふ

星會の空 七夜 月織女の 牛織女 七月の夜 星をいふ 此の夜に 詩歌を書きて 西方浄土 娑婆世界より 西方浄土 娑婆世界より 浄土あり 浄土あり

て参らせつる事の心憂さよ。但し我御前の身を投げば妹も投げんといふ。かくて二人の娘共に後れば、年老衰へたる母とまじりても何かはせんなれば、我も共に身を投げんとするなり。未だ死期も來らぬ親に身を投げさせんずる事五逆罪にてぞあらんずらん。慚ても慚ても何ならず。此世は假の宿なり。只長き間こそ心憂けれ。今生で、そあらぬ。後生でだに惡道に趣かんずる事の悲しさよ。」とて、袖を顔に押當て小雨小雨とかき口説ければ、義王「一旦憂目を見つる口惜さにこそ身を投げんとは申たれ。誠に加様にさふらはば五逆罪疑なし。されば自害は思ひ止まり候ひぬ。かくて都にあるならば又もうさ目を見んずらん。今は都の内を出てん。」とて義王二十一にて尼になり、嵯峨野の奥なる山里に柴の庵を曳結び念佛してぞ居たりける。妹の義女も是を見て「姉身を投げば、我も共に身を投げんとそ契りしか、まして世を厭はんに誰かは劣るべき。」とて十九にて様をかへ、姉と一所にこもりゐて後世を願ふぞあはれなる。母とぢ是をみて若き娘どもだに様を替る世の中に年老い衰へたる母白髪を着ても何かはせんとして四十五にて髪を剃り、二人の娘と諸共に一向専修に念佛して、ひとへに後世をぞ願ひける。

かくて春過ぎ夏闌ぬ、秋の初風吹きぬれば、星會の空を詠れば、天のと渡る梶の葉に思ふ事かく比なれや。夕日の影の西の山の端に隠るゝを見ても、日の入給ふ所は西方浄土にてありなり。いつか我等も彼處に生れて物思はて過さんずらんと、かゝるにつけても過ぎにし方の憂き事ども思ひ續けて、たゞ盡せぬ物は涙なり。黄昏時も過ぎぬれば、竹の編戸を閉ぢ塞ぎ、

魔縁—修道の
障礙をなすも
彌陀の本願—
念佛するもの
を極樂に往生
せしめんとす
願—
聖衆來迎—諸
菩薩が來降し
て念佛行者を
迎へ極樂淨土
へ導きたまふ
こと
引接—佛が念
佛の行者を引
き受けて極樂
淨土へ導き入
れ給ふこと

平家物語卷第一 一六

燈かすかにかき立て、親子三人念佛して居たる處に、竹の編戸を、ほとくと打ちたく者出てきたり。その時尼ども臍を消て、「あはれ是は、いひかひなき我等が念佛してゐたるを妨げんとて、魔縁のきたるにてぞ在らん。晝だにも人も問ひ來ぬ、山里の柴の庵の中なれば、夜深て誰かは尋ねべき。僅の竹の編戸なれば、不_レ開共推破んこと安かるべし。なか／＼只開て入んと思ふなり。それに情をかけずして、命を失ふものならば、年比奉_レ頼たる彌陀の本願を強く信じて、ひまなく名號を唱へ奉るべし。聲を尋ねて迎へ給ふなる聖衆の來迎にてましませば、などか引接なかるべき、相構へて念佛怠り給ふな。」と、互に心を戒めて、竹の編戸をあけたれば、魔縁にてはなかりけり。佛御前ぞ出てきたる。義王、「あはれ夢かや現か佛御前と見奉るは。」と云へば、佛御前申けるは、「加様の事申せば、事新しく候へども、申さずば、又思ひ知らぬ身ともなりぬべければ、始よりして申すなり。もとより妾推參の者にて、出され參らせ候を、義王御前の申狀に依てこそ、召し返されても候しに、女のかひなき、我身を心に任せずして、被_レ押留_レまゐらせし事如何ばかり心憂くさふらひしか。わごぜの加様に成り給を、見しにつけても、早晚我身の上ならんと思へば、嬉しとは更におもはず。障子にまた、「いづれか秋にあはて果つべき。」と書置給ひし筆の跡、實にもと思ひさふらひしぞや。いづぞや、又召され參らせられて、今様歌ひ給ひしも、思ひ知られてこそ候しか。その後は在所をいづくにと知りまゐらせざりつるに、かやうにさまを替て、一處にと承て後は如何計か羨しくて常は暇を申せしかども、入道殿御用ゑる更にまします。つく／＼物を按ずるに、

泥梨—地獄。
多生—生れて
は死に幾度も
すること
曠劫—極めて
久しき時間

素懷—本望。

穢土—吾等が
棲息せるこの
世界にして極
樂淨土に對し
善知識—人を
佛道に導く大
徳の僧

淡婆の榮花は夢の夢、樂み榮えて何かせん。人身は受け難く、佛教には遇ひ難し。此度泥梨に沈みては、多生曠劫をば隔つとも、浮み上らんこと難し。年の若きを憑むべきにあらず。老少不定のさかい、出づる息の入るを待つべからず。蟬蛸稻妻よりも猶はかなし。一旦の樂に誇りて、後生を知らざらんことの悲しさに、今朝まぎれ出て、かくなりてこそ參りたれ。」とて、かついだる衣を打ちのけたるを見れば、尼になりてぞ出てきたる。「加様に様をかへて參りたれば、日比の咎をば許し給へ、許さんと被_レ仰ば、諸共に念佛して、一蓮の身とならん。それにも猶心行かずば、是より何地へも迷ひ行き、如何なる苦の席、松が根にも倒れ臥し、命のあらんかぎり念佛して、往生の素懷を遂げん。」と、袖を顔に押當て、小雨小雨とくどきければ、義王涙をさへて、「わごぜの加様に思ひ給はんとは、夢だに知らず、憂き世の中のさがなれば、身の憂とこそ可_レ思に、ともすれば、わごぜのこのみうらめしくて、往生の素懷を遂ん事可_レ在共不_レ覺、今生も後生も、仕損じたる心地にてありつるに、今加様にさまを替ておはしたれば、日比の咎は露塵も残らず、今は往生疑ひなし。此度素懷を遂げんこそ、何よりも又嬉しけれ。我等か尼になりしこそ、世にありがたきことの様に、人もいひ我身にも思ひしに、それは世を恨み身を恨みて成しかば、様を替るも理なり。今わごぜの出家にくらぶれば事の數にもあらざりけり。わごせは恨もなし歎もなし。今年は僅に十七にこそなる人の、是程に穢土を厭ひ、淨土を願はんと、深く思ひ入り給ふこそ、實に大道心とは覺たれ、嬉しかりける善知識かな。いざ諸共に願はん。」とて、四人一所に籠り居て、朝夕佛

長講堂一後白
河院の創建に
西にあり

二 代 后

前まへに花香はなかうを供へ、他念なく願ねがひければ、遅速おそくこそありけれ、四人の尼共にぎよ皆みな往生おんじやうの素懐そくわいを遂とげるところを聞し。されば、後白河ごしろがはの法皇はふわうの、長講堂ちやうかうだうの過去帳かこちやうにも、義王ぎわう、義女ぎよめ、佛ほとけ、とち等らが尊そん靈りやうと入れられけり。哀あはれなりし事ことどもなり。

御晏駕一崩御
院一後白河院
内一主上即ち
二條帝

太皇太后宮一
藤原多子

さるほどに昔より今に至るまで、源平兩氏げんへい朝家てうかに召し使はれて、王化わうくわに隨はず、自朝權みづかみを輕かろんずる者には、誠まことを加しかば、代よの亂みだりはなかりしに、保元へいげんに爲義たみよし截せきられ、平治へいせいに義朝ぎしやう誅しよせられて後は、末々の源氏げんしども、或は流され、或は失はれ、今は平家へいけの類るいのみ繁昌はんしやうして、頭あたまを差出す者なし。如何ならん末の代までも、何事かあらんとぞ見えし。されども鳥羽院とりは、御晏駕ごえんがの後のちは、兵革へいかく打ち續つき、死罪しつざい、流刑りゆうけい、闕官けつくわん、停任ていじん、常つねに行はれ、海内かいなも靜しずかならず。世間よも未落居みらくぢせず。就中しゆちゆう永曆えいれき應保おうえいの比ひよりして、院いんの近習者きんじゆしやをば、内うちより御誠ごまことあり。内うちの近習者きんじゆしやをば、院いんより誠まことめらるゝ間ま、上下じやうじやうおそれて、安心あんしんもなし。只臨深淵しんみん一履薄冰りつはくへいに同じ。主上しゆじやう上皇じやうわう、父子ふしの御間ごまには何事なにごとの御隔ごかくあるべきなれども、思おもひの外のちの事ことどもありけり。是も代澆季けうきに及およんで、人梟惡にんせうあくを先とする故ゆゑなり。主上院しゆじやういんの仰おほせを、常に申替まかせおはしましける中ちゆうにも、人耳目にんじやくを驚おどし、世よ以て大きに傾かたけ申すことありけり。故近衛院ここのへいの後のち、太皇太后宮たいわうたうごと申せしは大炊御門おほひ右大臣みぎのちじん公能公きんよしこうの御娘ごむすめなり。先帝せんていに後のちれ奉たらせ給たまひて後は、九重ここのへの外のち、近衛川原このへがはらの御所ごしよにぞ移り住ませ給ひける。前まへの后ごの宮みやにて、幽おぼなる

高力士一原本
に力行使とあ
るを改む唐の
軍玄宗の時命
よりて美人を
求め揚貴妃を
得たる人支那
震旦一支那事
件

十善の戒功一
不殺生不偷盜
不邪淫不妄語
不兩舌不貪欲
不瞋怒不忿恨
戒行を修む
ふせる功をい
天子の寶位一
萬乗の寶位一

御在様にて渡らせ給ひしが、永曆えいれきのころは、御年ごねん二十三にもやならせたまひけん、御盛ごせいりも少し過あり過ぎおはしすほどなり。されども、天下第一てんがの美人びじんの聞きこえまし、ければ、主上しゆじやう色いろにのみ染そめる御心ごこころにて、竊かすに高力士かうりきしに詔みことして、外宮ぐわいみやうに引き求めしむるに及びて、この大宮おほみやへ御艶書ごえんしよあり。大宮おほみや取とりて聞食きんじきしも不入いれば、主上しゆじやうひたすらはやほに現あらはれて、后御入内ごみきりいりあるべきよし、右大臣みぎのちじん家に宣旨せんしゆを下くださる。此事このこと天下てんかに於おいて、異なる勝事しょうじなれば、公卿くしやう詮議せんぎあり、各意見ごういけんをいふ。先づ異朝いしやうの先蹤せんそうを問とふに、震旦しんたんの則すなはち天皇てんわう后ごは、唐たうの太宗たいそうの後のち、高祖皇帝かうそていの繼ついで母ははなり。太宗たいそう崩御ほうごの後のち、高宗かうそうの后ごに立ち給へることあり。それは異朝いしやうの先規せんぎたる上うへ、別段べつだんの事ことなり。然れども我朝わがてには、神武天皇じんむてんわうより以降このち、人皇じんわう七十餘代しちじゆだいに及および、いまだ二代にだいの后ごに立たたせ給へる例れいを聞かず。と、諸卿しよしやう一同いどうに申されけり。上皇じやうわうも然しかるべからざるよし、こしらへ申させ給へば、主上しゆじやう仰おほせなりけるは、「天子てんしに父母ふぼなし、我われ十善じゆぜんの戒功かいこうによつて、萬乗ばんじやうの寶位ほういを保たもつ。是程このほどのこと、などか歡あはれに任せざるべき。」とて、やがて御入内ごみきりいりの日ひ、宣下せんげせられける上うへは、上皇じやうわうも力ちから及およばせ給はず。大宮おほみやかくと聞しめされけるより、御涙ごなみだに沈しづませおはします。先帝せんていに後のちさせ參まらせにし、久壽きうじゆの秋あきのはじめ、同じ野原ののちの露つゆと消え、家いへをも出いでて、世よを遁にれたりせば、かゝる憂うれき目をば聞かざらましとぞ、御歎ごたんありける。父ちちの大臣だいじん、こしらへ申させ給ひけるは、「世よに従したがはざるを以もつて、狂人きやうじんとすと見えたり。既に詔命せうめいを下くださる、仔細しじゆを申すに所ところなし。只速ただに參まらせ給ふべきなり。もし王子わうし御誕生ごたんじやうありて、御位ごゐに即すなはたまはば、君きみも國母こくぼといはれ、愚老ぐらうも外祖ぐわいそと仰おほがるべき

河竹の世に「竹の節」を以て「世に」かきけるに上達部三位以上は三人に上らる。出車儀式に牛車に飾りたる賢聖の障子三十二人即ち支那の古聖賢伊尹太公望李勣などの像をかきたる障子。伊尹、殷の湯王の師たりし賢人。第伍倫、漢の清康の士なり。廉世南、唐の太宗の名臣。太公望、周の文王の謀臣。用里先生、漢の四皓の一これに賢聖の障子を飾られたる子に書かれたる傳なり。司馬とあるも、然り唐太宗李勣唐太宗手長足長の子山海經に

よりて長腰長臂の人を畫かてれたる障子とて海の障子といふ。鬼の間、南壁に白澤王鬼を切る繪をかき、昭將軍、漢の昭帝の臣にして李廣といへり。忠仁公、藤原良房

流布本は「揃」を以て額打論とす

南京―奈良

淡海公―藤原不比等

瑞相にても候ふらん。是偏に愚老をたすけさせおはします御孝行の御至なるべしと、申給へども、御返事もなかりけり。大宮その比、なにとなき御手習の次にて、うさふしにしづみもやらせて河竹の世にためしなき名をやながさん。世には、如何にして漏れけるやらん、哀にやさしきためしにぞ、人々申しあへりける。巳に御入内の日になりしかば、父の大宮供奉の上達部、出車の儀式など、心ことにだしたて參らせ給ひけり。大宮懶御出立なれば、とみにも奉らず。遙に夜も深け、小夜も半になりて後、御車に扶け乗せられ給ひけり。御入内の後は、麗景殿にぞまし／＼ける。ひたすら、朝政をすゝめ申させ給ふ御在様なり。彼紫宸殿の皇居には、賢聖の障子を立てられたり。伊尹、第伍倫、虞世南、太公望、用里先生、李勣、司馬、手長、足長、馬形の障子、鬼の間、李將軍が姿を、さながら寫せる障子もあり。尾張守小野道風が、七回賢聖の障子と書けるも、理とぞ見えし。かの清涼殿の畫圖の御障子には、昔金岡が書きたりし、遠山の在明の月もありとかや。故院の未幼主にてまししけるそのかみ、何となき御手まさぐりの次に、かきくもらかせ給ひしが、ありしながらに少しも違はぬを御覽じて、先帝の昔もや、御戀しく思召されけん。思ひきや憂き身ながらにめぐり来ておなじ雲井の月を見んとは。その間の御ながらへ、いひしらず哀にやさしき御事なり。さる程に、永萬元年の春の比より、主上御不豫の御事と聞えさせ給ひしかば、夏の初になり事の外に重らせ給ふ。是に依て、大藏の大夫伊吉兼盛が娘の腹に、今上一の宮の二歳になら

せ給ふがまし／＼けるを、太子に立られ給ふべしと聞えし程に、同六月二十五日、俄に親王の宣旨を被下て、やがてその夜受禪ありしかば、天下何となくあわてたる様也。その時の有識の人々申しあはれけるは、本朝に、童帝の例を尋ぬるに、清和天皇九歳にして、文徳天皇の御禪を受けさせ給ふ。それは彼周公旦の成王に代り、南面にして、一日萬機の政事を治め給ひしに準て、外祖忠仁公、幼主を扶持し給へり。是は攝政のはじめなり。鳥羽院五歳、近衛院三歳にて踐祚あり。彼をこそ、いつしかなりと申せしに、是は二歳にならせ給ふ。先例なし。物、鼻しとも愚なり。

額打論

さる程に、同七月廿七日、上皇竟に崩御なりぬ。御歳二十三。蕾める花の散れるが如し。玉の簾、錦の帳の中、皆御涙に咽げせ給。やがて、その夜、香隆寺の良、蓮臺野の奥、船岡山に收め奉る。御葬送の時、延暦寺、興福寺の大衆額打論といふ事し出して、互に狼藉に及ぶ。一天の君崩御なつて後、御墓所へわたり奉る時の作法は、南北二京の大衆悉く供奉して、御墓所の廻に、我寺々の額をうつことあり。先づ聖武天皇の御願、争ふべき寺もなければ、東大寺の額を打。次に淡海公の御願とて、興福寺の額を打。北京には、興福寺に向へて延暦寺の額を打。次に天武天皇の御願、教待和尚、知證大師の草創とて、園城寺の額を打。然るを山門の大衆、いかゝ思けん、先例を背て、東大寺の次ぎ、興福寺の上に、延暦寺の額を打

うれしや水云
の歌論

つ間、南都の大衆、兎やせまし、角やせましと僉議する處に、爰に興福寺の西金堂の衆、觀音房、勢至房とて聞えたる大惡僧二人ありけり。觀音房は黒絲威の腹巻に、白柄の長刀くきみじかに取り、勢至房は、萌黃威の腹巻に、黒漆の太刀持て、二人つと走出て、延曆寺の額を截て落し、散々に打破り、「うれしや水、なるは瀧の水、日は照るとも、絶えずとらたり。」とはやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入りける。

清水 炎 上

一院 後白河
小松殿 内大
臣 重盛
會稽の恥 支
那の越王 勾踐
が吳王 夫差の
ために敗られ

山門の大衆、狼藉をいたさば、南都の衆徒も手向へすべき處に、心深うねらふ方もありけん、一詞も出さず。御門かくれさせ給ひて後は、心なき草木までも、皆愁へたる色にてこそあるべきに、この騒動のあさましさに、高きも賤しきも、肝魂を失て四方へ退散す。同二十九日の午の刻ばかり、山門の大衆おびたしく下洛すと聞しかば、武士、檢非違使、西坂本に馳向て、防ぎけれども、事ともせず押破て亂入す。何者の申出けるやらん、一院、山門の大衆に仰せて、平家を追討せらるべしと聞えし程に、軍兵共内裏に參じて、四方の陣頭を警固す。平氏一類、皆六波羅へ馳集る。一院も、急ぎ六波羅へ御幸なる。清盛公、いまだ大納言にておはしけるが、大に恐れ噪れけり。小松殿「何に依てか、只今さる事可_レ在歟。」と、被_レ静けれども、上下、旬_レ騒ことおびたし。山門の大衆、六波羅へは寄せず、すぞろなる清水寺に押寄て、佛閣僧房一字残さず焼掃ふ。是は去ぬる御葬送の夜の會稽の耻を雪んがためと

て會稽山に圍
まれたる故事
に銘して忘る
に能はざる恥
辱にいはふ
觀音火坑變成
池 法華經普
門品に見えた
歴切不思議
同前

それにも 汝

三寶 佛法僧

切者 權臣

ぞ聞えし。清水寺は、興福寺の末寺たるによりてなり。清水寺焼けたりけるあした、何者の態にや在けん、「觀音火坑變成池は如何に」と札を書て、大門の前に立置ければ、次の日、又歴劫不思議力不及」と、返しの札をぞ打たりける。衆徒返り上りければ、一院六波羅より還御なる。重盛卿ばかりぞ、御伴には參られける。父の卿は參られず。猶用心のためかとぞ聞えし。重盛卿、御送より歸られたりければ、父の大納言の給ひけるは、「一院の御幸こそ大きに恐多き。兼ても思しめしより、仰せらる旨あればこそ、かうは聞ゆらめ。それにも打解給ふまじ。」とのたまへば、重盛卿申されけるは、「此事ゆめく御けしきにも、御詞にも出させ給ふべからず。人に心附けかほに、中々惡しき御事なり。是につけても叡慮に背き給はて、人のために御なさを施させまじまさは、神明三寶の加護あるべし。さらんに取りては、御身の恐候ふまじ。」とて、立たれければ、「重盛卿は、ゆゑしく大様なるものかな。」とぞ、父の卿も被_レ謂ける。一院還御の後、御前に疎からぬ近習者達數多候はれけるに、「さても不思議の事を申し出したるものかな。露も思し召しよらぬものを。」と仰せければ、院中の切者に西光法師といふ者あり。折節御前近く候ひけるが、「天に口なし、人を以ていはせよと申す。平家以外に過分に候間、天の御計らひにや。」とぞ申しける、人々「この事よしなし。壁に耳あり。あそろし〜。」とぞ、申あはれける。

御即位沙汰

流布本はこゝに句節を分たず
諒闇天子の喪にあるをい
建春門院後白河院の妃、

昭穆に相叶はず
昭穆に相叶は
昭穆に相叶は
昭穆に相叶は

楊國忠楊貴妃の從祖兄

さる程に、その年は諒闇なりければ、御禊大嘗會も行はれず。同十二月二十四日、建春門院、その比はいまだ東の御方と申しける御腹に、一院の宮の五歳にならせ給ふがまし／＼けるに、親王の宣旨被下給ふ。
明くれば、改元ありて仁安と號す。同年の十月八日、去年親王の宣旨を蒙らせ給し王子、東三條にて春宮に立たせ給。春宮は御伯父六歳。主上は御甥三歳、何れも昭穆に相叶はず。但し寛和二年、一條院七歳にて御即位。三條院十一歳にて春宮に立せ給ふ。先例なきにしもあらず。此君は二歳にて、父の御跡の御禊受けさせ給て、僅に五歳と申二月十九日に東宮踐祚在しかば位をすべらせ給て、新院とぞ申ける。いまだ御元服もなくして、太上天皇の尊號在。漢家本朝これやはじめならん。
仁安三年三月二十日、新帝大極殿にて御即位あり。此君位に即せ給ぬるは、いよく平家の榮花とぞ見えし。御母儀建春門院と申すは、平家一門にてまします上、取分入道相國の北の方、二位殿の御妹なり。平大納言時忠卿と申も、女院の御兄なれば、内の御外戚なり。内外につけて、執權の臣とぞ見えし。叙位除目と申すも、偏にこの時忠卿のまゝなり。楊貴妃が幸ひし時、楊國忠が盛えし如し。代のおぼえ、時のきらめてたかりき。入道相國天下の大小事のためひあはせられければ、時の人「平關白」とぞ申しける。

殿下乗合

上下の北面
北面とは院の
御所を警衛す
る武士をいふ
四位五位の
のを北面上と
いひ其外を下
北面といふ

受領一國司

はたれに一斑

松殿一藤原基房

さる程に、嘉應元年七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、萬機の政事を被三開召。公卿殿上人、上下の北面に至るまで、官位俸祿、皆身に餘るばかりなり。されども人の心の習なれば、猶飽き不足、「その人の亡びたらば、その國は明ならん、その人失せたらば、その官にはなりなん。」など、疎からぬどちは、寄り合ひ／＼呷きあへり。法皇も内々仰なりけるは、「昔より代々の朝敵を平ぐるもの多しといへども、未加様の事なし。貞盛秀郷が將門を討ち、頼義が貞任宗任を亡し、義家が武平家平を攻めたりしも、勸賞行はれしこと、受領には過ぎざりき。清盛が、かく心のまゝにふるまふことこそ然るべからね。これも世末になりて、王法の盡さぬる故なり。」と仰なりけれども、次でなければ御禁しめなし。平家また別して、朝家を恨み奉ることもなかりしに、世の亂れ初めける根本は、去嘉應二年十月十六日に、小松殿の次男新三位中將資盛、その時はいまだ越前守とて、十三にならせけるが、雪ははたれに降りたりけり。枯野の景色まことに面白かりければ、青き侍共三十騎ばかり召具して、蓮臺野や、紫野、右近馬場に打出て、鷹ども數多すえさせ、鶉雲雀を追立て追立て、終日に狩暮し、薄暮に及びて六波羅へこそ歸られけれ。その時の御攝録は、松殿にてまし／＼けるが、中御門東洞院の御所より御參内在て、郁芳門より入御あるべきにて、東洞院を南へ、大炊御門を西へ御出なる。資盛の朝臣、大炊御門猪熊にて、殿下の御出に鼻突に參りあふ。

御供の人々「何者ぞ、狼藉なり。御出なるに、乗物より下り候へ〜。」と、云てけれども、餘に誇り勇み、世を世ともせざりける上、召具したる侍共、皆二十より内の若者共なりければ、禮義骨法辨へたる者一人もなし。殿下の御出ともいはず、一切下馬の禮義にも及ばず、驅け破て通らんとする間、暗さはくらし、つや〜入道の孫とも知らず。又少々は知たれども、空しらずして、資盛朝臣を始として、侍共皆馬より取て引落し、散々に陵礫し、頗耻辱に及びけり。資盛朝臣、這這六波羅へおはして、祖父の相國禪門に、此由訴へ申されければ、入道大きに怒て、「縦ひ殿下なりとも、淨海にあたりをば憚り給ふべきに、少者に左右なく、耻辱を與へられけるこそ遺恨の次第なれ。かゝる事よりして、人には被欺ぞ。此事思ひ知らせ奉らては、えこそあるまじけれ。殿下を奉恨ばや。」とのたまへば、重盛卿申されるは、「是は少しも苦しう候まじ。頼政光基など申源氏共に被欺候はんは、誠に一門の耻辱にても候ふべし。重盛が子どもとて候はんずるものが、殿下の出御に參合て、乗物より下候ぬこそ、尾籠に候へ。」とて、その時事に遭ひたる侍共召寄、「自今以後、汝等よく〜心得べし、誤て、殿下へ無禮の由を申さばやとこそ思へ。」とて被歸けり。

その後、入道相國小松殿には、被仰もせず、片田舎の侍共のこはらかにて、入道殿の仰より外は、又恐しき事なしと思ふ者共、難波妹尾を始として、都合六十餘人召し寄せ、「來る二十一日、主上御元服の定め爲に殿下御出あるべかんなり。いづくにても待かけ奉て、前驅御隨身共が鬘を切て、資盛が耻辱を雪げ。」とどのたまひける。兵ども承てまかり出づ。殿下、

是を夢にもしろしめされず。主上、明年御元服、御加冠、拜官の御定のために、御直廬に暫く可有御座にて、常の御出よりも引き繕はせ給て、今度は待賢門より入御あるべきにて、中御門を西へ御出なる。猪熊堀川の邊に、六波羅の兵ども、直胄三百餘騎待ち受け奉り、殿下の中に取りこめ參らせて、前後より一度に、関をどつとどつくりける。前驅御隨身共に、今日を晴としやうぞいたるを、あそこに追ひかけ、こゝに追ひつめ、馬より取て引落し、散々に陵礫して、一々に鬘を截。隨身十人の中、右の府生武基が鬘も截られけり。その中に、藤藏人大夫隆教が鬘を切とて、「是は汝が鬘と思ふべからず、主の鬘と思ふべし。」と、言ひ含めてけり。御車の内へも、弓の筈を突入などして、簾かなぐり落し、御牛の鞆、曾懸切り破て散々にし散して、悦のときをどつとつくり、六波羅へこそ參りけれ。入道「神妙なり」とどのたまひける。御車副には、因幡のさい使、鳥羽の國久丸といふをのこ、下薦なれども、有情者にて。泣々御車つかまつて、中御門の御所迄、還御なし奉る。束帯の御袖にて、御涙をおさへつゝ、還御の儀式あさましさ、申すもなか〜おろかなり。大織冠、淡海公の御事は、擧げて申すに及ばず。忠仁公昭宣公より以降、攝政關白の、かゝる御目に遭はせ給ふ事、未承り及ばず。是こそ平家の悪行の始なれ。

小松殿こそ大に噪がれけれ。行向ひたる侍共、皆勘當せらる。「たとひ入道如何なる不思議を下知し給とも、など重盛に夢をば見せざりけるぞ、凡は資盛奇怪なり、旃檀は二葉より香しとこそ見えたれ。已に十二三歳にならんずる者が、今は禮義を存知てこそ振舞ふべきに、か

やうに尾籠を現じて、入道の悪名を立つ、不孝のいたり、汝一人にありけり。とて、暫く伊勢の國に追下さる。さればこの大將をば、君も臣も御威ありけるとぞ聞えし。

因_レ茲、主上御元服の御定め、その日は延させ給ぬ、同廿五日、院の殿上にてぞ、御元服の御定めはありける。攝政殿までも渡らせ給ふべきならねば、同十一月九日、兼宣旨を蒙り、十四日太政大臣に上せ給。やがて同十七日慶申しありしかども、世の中にかゝしくぞ見えし。

鹿谷謀叛

去程に今歳も暮ぬ。明れば嘉應三年正月五日、主上御元服あり。主上御歳十一。同十三日院御所へ朝觀の行幸ありけり。法皇、女院、待ち受け參らせ給て、叙爵の御粧もいかりうたく思しめされけん。入道相國の御娘、女御に參らせ給けり。御年十五歳。法皇御猶子の儀なり。

其比妙音院殿の太政のおほいと、内大臣の左大將にてましましけるが、大將を辭し申させ給ふことありけり。時に徳大寺大納言實定卿、その仁に當り給由聞ゆ。又花山院中納言兼雅卿も所望あり。その外、故中御門藤中納言家成卿の三男、新大納言成親卿もひらに被_レ申けり。院の御氣色よかりければ、様様の所をぞ始められける。先づ八幡に百人の僧を籠て、眞讀の大般若を七日讀まれける最中に、甲良大明神の御前なる橋の木へ、男山の方より山鳩三

流布本はこれより「鹿谷」とせり
主上高倉帝院の殿上法慶申し任官の御禮の爲の拜賀をいふ

朝觀の行幸に正月上皇太后の御所へ行幸あるをいふ
法皇後白河院建春門女院建春門

大般若若_レ大般若百卷ありて六甲良大明神ありて武内宿禰宮寺石清水八幡宮をいふ

拏吉尼の外法「だきに天に祈る諸願成就を祈る修法

院内院は上皇内は天皇

つ飛來て、食合てぞ死にける、鳩は八幡大菩薩の第一の仕者なり。宮寺にかゝる不思議なしとて、時の檢校匡清法印、奏聞す。神祇官にして御占あり。天下の噪ぎと占ひ申。「但し君の慎みにあらず、臣下の慎み」とぞ申ける。新大納言是に恐れをも致されず、晝は人目の溢ければ、夜なく歩行にて、中御門烏丸の宿所より、賀茂の上の御社へ七夜續けて參られけり。七夜に滿ずる夜、宿所に下向して、苦しさに、打臥目睡給へる夢に、賀茂の上の社へ參りたると思しくて、御寶殿の御戸を推開き、ゆしくけたかけなる御聲にて、

櫻花賀茂の川かぜうらむなよ散るをばえこそとめざりけれ

新大納言、尙恐れをも致されず、賀茂の上の社に在聖を籠て、御寶殿の御後なる杉の洞に壇を立てて、拏吉尼の法を百日行はせられける最中に、彼の大杉に雷落ちかゝり、雷火おびただしく燃え上りて、宮中已に危く見えけるを、宮人ども多く走集て、これを打消つ。かの外法行ける聖を、逐ひ出さんとしければ、「我當社に百日參籠の大願あり、今日は七十五日になる。全く出せし」とて働かず。此の由を社家より内裏へ奏聞しければ、「只法に任せて逐出せよ。」と宣旨を下さる。その時神人白杖を以て。彼聖が項をしらけ、一條の大路より南へ追出してけり。神は非禮をうけずと申すに、この大納言、非分の大將を祈り申されければにや、かゝる不思議も出て來にけり。

其比の叙位除目と申は、院内の御はからひにもあらず、攝政關白の御成敗にも及ばず、只一向平家のまゝにてありしかば、徳大寺、花山院もなり給はず、入道相國の嫡男小松殿、右

大將にておはしけるは、左に移りて、次男宗盛中納言におはせしが、數輩の上臈を超越して、右に加られけるこそ、申すばかりもなかりしか。

中にも徳大寺殿は、一の大納言にて、華族、英雄、才學雄長、家嫡にてまし／＼けるが、越えられ給けるこそ遺恨なれ。定めて御出家などやらんずらんと、人々内々は申あへりしかども、暫く世のならん様を見んとて、大納言を辭し申て、籠居とぞ聞えし。

新大納言成親卿宜ひけるは、「徳大寺、花山院に越えられたらんは、如何せん。平家の次男に、越えられぬこそ安からね。是も萬つ思ふ様なるが所致也。如何にもして平家を亡し、本望を遂げん。」とのたまひけるこそ怖しけれ。父の卿は中納言までこそ至られしか。その末子にて、位正二位、官大納言に上り、大國あまた給て、子息所從朝恩に誇れり。何の不足に、かゝる心つかれけん。是偏に天魔の所爲とぞ見えし。平治にも、越後中將とて、信賴卿に同心の間、既に誅せらるべかりしを、小松殿やう／＼に申て、首を續給へり。然るにその恩を忘れて、外人もなき所に兵具を調べ、軍兵を語らひおき、其營の外は他事なし。

東山鹿の谷といふ所は、後は三井寺に續いて、ゆゝしき城郭にてぞありける。俊寛僧都の山庄あり。彼に常は寄りあひ／＼、平家滅さんとする謀をぞ回しける。或時法皇も御幸なる。故少納言入道信西が子息、淨憲法印御供仕る。その夜の酒宴に、此由を淨憲法印に仰合せられければ、「あなあさましや、人餘た承りぬ。只今漏聞て、天下の大事に及び候ひなんず。」と、大に嘆ぎ申ければ、新大納言氣色替て、さと立たれけるが、御前に候ける瓶子を、狩衣の袖

僧都一僧正につぐ僧官

法印一僧正に相當する僧位

猿樂一滑稽の舞今の俄狂言などに似たり

與力一助勢。

にかけて引き倒されたりけるを、法皇「あれはいかに。」と仰せければ、大納言立返り、「平氏たふれ候ひぬ。」とぞ申されける。法皇えつばに入らせおはしまして、「物ども參て猿樂仕れ。」と仰ければ、平判官康頼參りて、「あゝ餘にへいしの多候に、もて酔て候。」と申す。俊寛僧都「さてそれをばいかゞ仕らんずる。」と申被ければ、西光法師、「頸を取るには如かじ。」とて、瓶子の首を取てぞ入にける。淨憲法印餘りのあさましさに、つや／＼物も申されず。返す／＼も恐しかりしことどもなり。與力の輩誰々ぞ、近江中將入道蓮淨俗名成正、法勝寺の執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、攝津國源氏多田藏人行綱を始として、北面の輩多く與力したりけり。

鵜川合戦

此法勝寺執行と申すは、京極源大納言雅俊卿の孫、木寺法印寛雅には子なりけり。祖父大納言はさせる弓矢を取る家にはあらねども、あまりに腹悪き人にて、三條の坊門、京極の宿所の前をば、人をば安く通さず。中門にたゞすみ、齒をくひしはり、怒てぞおはしける。かかる人の孫なればにや、この俊寛も僧なれども、心も猛く奢れる人にて、よしなき謀反にも與しけるにこそ。新大納言成親卿は、多田の藏人行綱を呼て、「今度御邊をば、一方の大將に憑むなり。此事しほおせつるものならば、國をも庄をも所望によるべし。先づ弓袋の料に。」とて、白布五十端送られけり。

大饗に任はるる時、大饗の第一の客の、大饗の時、大饗の第一の客、大饗の時、大饗の第一の客

在職地方廳に仕ふるもの健兒童兵部省に屬せる衛格勤者庶士の最も下等なるもの、韃負六衛府の武官

せう公召公夷周の代に地績ありし人

入部其領分に入ること

三社白山の別宮、佐中山の南にある四院、昌隆寺、蓮華寺、北谷寺、蓮華寺、隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、射向の袖、鎧の左の袖

安元三年三月五日、妙音院殿、太政大臣に轉じ給へる替りに、源大納言定房卿を越えて、小松殿、内大臣になり給ふ。大臣の大將めてたかりき。やかて大饗行はる。尊者には、大炊御門右大臣經宗公とぞ聞えし。一のかみこそ先途なれども、父宇治の惡左府の御例有禪。北面は上古にはなかりけり。白河の院の御時、始め置かれてより以降、衛府ども數多候けり。爲俊、盛重、童より千手丸、今犬丸とて、是等は左右なき切者にてぞありける。鳥羽の院の御時も、季教、季頼父子、共に朝家に召仕はれ傳奏する折もありしなと聞えしかども、皆身の程をばふるまうてこそありしに、此時の北面の輩は、以の外に過分にて、公卿殿上人をも物ともせず、禮儀禮節もなし。下北面より上北面に上り、上北面より殿上の交を許さるる者もあり。かくのみ行はるる間、おごれる心どもも出きて、よしなき謀反にも與しけるにこそ。中にも故少納言入道信西の許に召使ける、師光成景といふものあり。師光は阿波の國の在應、成景は京の者、熟根賤しき下薦なり。健兒童か、若くは格勤者などにて被召仕けるが、賢々しかりしによりて、師光は左衛門尉、成景は右衛門尉とて、二人一度に韃負尉になりぬ。信西が事に逢し時、二人共に出家して、左衛門入道西光、右衛門入道西敬とて、此等は出家の後も、院の御倉預にてぞ在ける。

ふとも、穩便の政事行ふべかりしに、かく心のまゝにふるまひし程に、同二年夏の比、國司師高が弟、近藤判官師經、加賀の目代下着の始、國府の邊に鶴川といふ山寺あり。寺僧共折節湯を沸して浴びけるを、亂入て逐上、我身あび、雜人共下し、馬洗はせなどしけり。寺僧怒をなして、「昔より此處は國方の者入部することなし。速に先例に任せて、入部の押妨を停止せよ。」とぞ申ける。先先の目代は、不覺てこそいやしまれたれ。當目代は、その儀あるまじ。只法に任せよ。」といふ程に、寺僧どもは、國方の者を追ひ出さんとす。國方の者共は次てを以て、亂入せんとす。打合張合ひしける程に、目代師經が秘藏しける、馬の足をぞ打折りける。その後は互に弓箭兵仗をたいして、射合截合數刻戰ふ。目代かなはじとや思ひけん、夜に入り、逃退く。其後當國の在應共、促し集め、其勢一千餘騎鶴川山に押寄せて、坊舎一宇も残さず焼拂ふ。鶴川といふは、白山の末寺なり。この事訴へんとて進む老僧誰々ぞ、智釋、學明、寶臺房、正智、學音、土佐阿闍梨ぞ進みける。白山三社、八院の大衆、悉く起りあひ、都合その勢二千餘人、七月九日の晩方に、目代師經が館近うこそ押寄せけれ。今日は日暮れぬ。明日の軍と定めて、その日は寄手ゆらへたり。露ふき結ぶ秋風は、射向の袖を繖し、雲井を照す稻妻は、胃の星を耀す。目代もかなはじとや思ひけん、夜逃にして京へ上る。明くる卯刻に押寄て、関をどつとどつくりける。城の中には音もせず。人を入れて見せければ、皆落て候と申す。大衆力及ばて引退く。然らば山門に訴へんとて、白山中宮の神輿をかざり奉り、比叡山へ振上奉る。同八月十二日午刻計、白山の神輿、已に比叡山東坂本に著せ給と云程こ

そあれ。北國の方より雷おびたしく鳴て、都をさして鳴上る。白雪降て地を埋み、山上落中おしなめて、常葉の山の梢まで皆白妙になりけり。神輿をば、客人宮へ入奉る。客人と申は、本地白山妙理権現にておはします。申せば父子の御中なり。先づ沙汰の成否は知らず、生前の御悦、只この事にあり。浦島が子の七世の孫に遭へりしにも過ぎ、胎内の者の靈山の父を見しにも超えたり。三千の衆徒踵をつぎ、七社の神人袖を列ね、時々刻々の法施祈念、言語道斷の事共也。

浦島が子云云
略天皇の廿二
年淳和天皇の
天長二年の丹
波の興に海
其間七世を傳
ふたりといひ
胎内の者云々
羅摩羅摩者
六年ありしを
父悉達太子の
豫言せしむを
い

流布本はこゝ
より「願立」と

山門の大衆、國司加賀の守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべきよし奏聞す。御裁斷遅かりければ、さも可然公卿殿上人は、「哀れとく御裁斷あるべきものを、昔より山門の訴訟は他に異なり。大藏卿爲房、太宰の權師季仲は、さしも朝家の重臣たりしかども、山門の訴訟によりて、流罪せられき、況師高などは、事の數もやはあるべきに子細にや及ぶべき。」と申あはれけれども、「大臣は祿を重んじて諫めず、小臣は罪に恐れて申さず。」といふ事なれば、各口を閉ぢたまへり。

「加茂川の水、雙六の賽、山法師、これぞ我心にかなはぬもの。」と、白河院も被仰ける。鳥羽院の御時、越前の平泉寺を、山門へ付られけるには、當山の御歸依淺からざるに由て、「非を以て理とす。」とこそ、宣下せられ、院宣をば下されけれ。江師匡房卿の申されし様は、「神輿を陣頭へ振奉て、訴申さんには、君はいかゞ御計ひ候ふべき。」と申されければ、「げにも山門の訴訟は、もだしがたし。」とぞ仰せける。

後二條關白立願

後二條關白
藤原師通
おかへす
逐ひかへす

大殿の北政所
藤原師實の
室麗子

去程に嘉保二年三月二日、美濃守源義綱朝臣、當國新立の庄を倒す間、山の久住者圓應を殺害す。因茲日吉の社司、延曆寺の寺官、都合三十餘人、申文をささげて陣頭へ參しけるを、後二條關白殿、大和源氏中務權少輔賴春に仰せてふせがせらる。賴春が郎黨矢を放つ。矢庭に射殺さる者八人、疵を被むる者十餘人、社司諸司四方へ散ぬ。山門の上綱等、仔細を奏聞のために下洛すと聞えしかば、武士、檢非違使、西坂本に馳向て、皆おかへす。

山門には、御裁斷の遅々の間、七社の神輿を根本中堂へ振上げ奉り、その御前にて、眞讀の大般若を七日讀て、關白殿を呪咀し奉る。結願の導師には、仲胤法印、その比はいまだ仲胤供奉と申せしが、高座に上り、銅打ならし、表白の詞に云、「我等なたねの二葉よりおふし立て給ふ神達、後二條の關白殿に、鎗矢一つ放ち當て給へ、大八王子權現。」と高らかにこそ祈誓したりけれ。やがてその夜不思議の事あり。八王子の御殿より、鎗矢の聲出て、王城をさしてなん行くとぞ、人の夢には見えたりける。そのあした、關白殿御所の御格子をあけ、るに、只今山よりしてきたるやうに、露にぬれたる櫛、一枝たりけることを怖しけれ。やがて山王の御咎めとて、後二條關白殿、重き御病氣をうけさせ給ひしかば、打ちふさせ給ひしかば、母上、大殿北政所、大に歎かせ給つ、御様をやつし、賤しき下藨の眞似をして、日吉宮に御參籠在て、七日七夜の間祈り申させ給けり。あらはれての御祈願には、百番のしば

仁王講義師講
經を講説讚歎
する講式
一標手半一
尺二寸
山王一日吉山
比叡山の守護
神たり
やうやう一様

退轉なく一か
はることなく

田樂、百番の一物、競馬、流鏑馬、相撲各百番、百座の仁王講、百座の薬師講、一標手半の
薬師百體、等身の薬師一體並に釋迦、阿彌陀の像、各造立供養せられけり。又御心中に、
三つの御立願あり。御心の中の事なれば、人いかで知り奉るべき。それに不思議なりし事は、
七夜に満ずる夜、八王子の御社にいくらもありける參の人どもの中に、陸奥より遙々と上り
たりける童神子、夜半ばかりに俄に斷え入りけり。遙にかき出して祈りければ、無程息出て、や
がて立て舞ひかなづ。人奇特の思をなして是を見る。半時ばかり舞て後、山王下りさせ給て、
やう／＼の御託宣こそ恐しけれ。「衆生等確に承れ、大殿北政所、今日七日我御前に籠らせ
奉たる御立願三つあり。一つには今度殿下の壽命を助けてたべ、さも候はじ、下殿に候ふ、
諸のかたわ人と交て、一千日が間、朝夕宮仕申さんととなり。大殿北政所にて、世を世とも
思し召さて、過させ給ふ御心に、子を思ふ道に迷ひぬれば、いぶせきことも忘れて、あさま
しげなるかたわ人に交りて、一千日が間、朝夕宮仕申さんと仰せらるゝこそ、誠に哀に思し
めせ。二つには、大宮の橋爪より八王子の御社まで、回廊作て參らせんとなり。三千人の大
衆、降にも照にも、社參の時いたはしう覺ゆるに、回廊作られたらば、いかにめてたからん。
三つには今度の殿下の壽命を助させ給はば、八王子の御社にて、法花問答講毎日退轉なく行へ
しとなり。何れも愚ならねども、上二つは、さなくともありなん。毎日法花問答講は、誠に
あらまほしうこそ思召せ。但し今度の訴訟は、むげに安かりぬべきことにてありつるを、御
裁許なくして、神人宮仕射殺され、疵を被り、泣く／＼參て訴申す事、餘に心憂て、如何な

和光垂跡佛
がその本を
かくしての
世に現れて
生を濟度す
うげのいて
穿ち退きて

十地究竟の大
士達十地證
無明の惑を斷
じて眞如の階
を極めたる
之を菩薩とす
士は菩薩に同

らん、世までも忘るべしとも不覺。その上彼等が當る處の矢は、併ら和光垂跡の御膚にた
たるなり。誠か虚言か是を見よ」とて、肩ぬきたるを見れば、左の脇の下、大なるかはらけ
の口計うげのいてぞ見えたりける。「是が餘に心憂ければ、如何に申せ共、始終のことは叶ふ
まじ。法花問答講一定あるべくば、三年が命を延べ奉らん。それを不足に思し召さば、力及
ばず」とて。山王あがらせ給ひけり。母上は御立願の事、人にも語らせ給はねば誰漏しつら
んと、少しも疑ふ方もまします。御心の中の事どもを、ありのまゝに御託宣ありければ、
心肝に添て、特に貴く思召、泣々申させ給けるは「縦ひ片時にて候ふとも、ありがたく候
ふべきに、まして三年が命を延給らん事可然候。」とて、泣々御下向あり。急ぎ都へ入せ給
て、殿下の御領紀伊國、田中庄といふ所を、八王子の御宮へ永代寄進せらる。それよりして
法華問答講、今の世に至まで毎日退轉なしとぞ承る。

か、りし程に、後二條關白殿、御病輕ませ給て、もとの如くならせ給。上下喜びあはれし程
に、三年の過ぐるは夢なれや、永長二年に成にけり。六月二十一日、又後二條の關白殿、御
髮の際に悪しき御瘡出させ給ひ、打ち臥させ給ひしが、同じき二十七日、御年三十八にて
終にかくれさせ給ぬ。御心の猛さ、理の強さ、ゆゝしき人にてましましけれ共、まめやかに
事の急になりしかば、御命を惜ませ給ひける也。誠に惜しかるべし。四十にだに満たせ給は
て、大殿に先立まひらせ給こそ悲しけれ。必ずしも父を先立つべしといふことにはなけれど
も、生死のあきてに順ふならひ、萬徳圓滿の世尊、十地究竟の大士達も、力及給はぬ事共な

利物の方便一切萬有を益する方便

專當—驅使に供する車しき寺僧

縫殿陣—朔平の黄がちなるの黄を黄にかへいたる鎧に小櫻草を黄に染め地を黄にに櫻の花を黄にて成したる草に

醫王—藥師如来延暦寺の本尊

三塔—東塔西塔横川を三塔といふ一は第一なり
聖者—堅義即ち試驗を経て及第したる僧延暦寺にては法華會東塔の三十八講西塔の法華講の業を述べたるもの
六孫王—源經の稱號
深山木—源經の部に出づ

御振輿

平家物語卷第一
り。慈悲具足の山王、利物の方便にてましましてば、御咎なかるべしとも覺えず。
さる程に、山門の大衆、國司加賀の守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべきよし、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許なかりければ、日吉の祭禮を打ち留めて、安元三年四月十三日辰の一點に、十禪師、客人、八王子三社の神輿をかざり奉りて、陣頭へ振奉る。下松、され堤、賀茂の川原、糺、梅たぐ、柳原、東北院の邊に、大衆、神人、宮仕、專當滿満て、幾らといふ數を知らず。神輿は一條を西へ入せ給ふに、御神寶天に耀て、日月地に落給かと驚かる。依之、源平の兩家の大將軍、四方の陣頭を固めて、大衆防ぐべきよし仰下さる。平家には、小松内大臣左大將重盛公、其勢三千餘騎にて、大宮面の陽明、待賢、郁芳、三つの門を堅給ふ。弟宗盛、知盛、重衡、伯父頼盛、教盛、經盛などは、西南の陣を固められけり。源氏には、大内守護源三位頼政卿、渡邊省、授を旨として、その勢僅に三百餘騎、北の門、縫殿の陣を固め給ふ。處は廣し、勢は少し、まばらにこそ見えたりけれ。
大衆無勢たるによりて、北の門、縫殿の陣より、神輿を入れ奉らんとするに、頼政卿さる人にて、急ぎ馬より下り、甲を脱て、手水鞆飼をして、神輿を拜し奉る。兵ども皆此の如し。衆徒の中へ使者を立てし、申送る旨あり。その使は、渡邊長七唱と云者也。唱その日は、さちんの直垂に、小櫻を黄にかへいたる鎧着て、赤銅作の太刀を帶き、白羽の箭負ひ、滋藤

の弓脇に挟み、冑をばぬぎ高紐に掛け、神輿の御前に畏りて申けるは、「衆徒の御中へ源三位殿の申せと候。今度山門の御訴訟、理運の條勿論に候。御成敗遅々こそ、よそにても遺恨に覺えて候へ。さては神輿入れ奉らんこと仔細に及ばず。但し頼政無勢に候ふ。その上明けて入れ奉る陣より入せ給て候はば、山門の大衆は目たりがほしけりなど、京童の申さんこと、後日の難にや候はんずらん。神輿を入れ奉らば、宣旨を背くに似たり。又防ぎ奉らば、年來醫王、山王に首を傾け奉て候ふ身が、今日より後、弓矢の道に分れ候ひなんぞ。彼と云此と云、旁難治のやうに候。東の陣は、小松殿大勢にて固められて候。其陣より入らせ給ふべくや候ふらん。」と、云送たりければ、唱がかくいふに防がれて、神人宮仕暫くゆらへたり。
若大衆共は、何てうその義あるべき、只此陣より神輿を入れ奉るべしといふ族多かりけれど、老僧の中に、三塔一の僉議者と聞えし、攝津の堅者豪雲進出被_レ申けるは、「尤さいはれたり。神輿を先立て参らせて、訴訟をいたさば、大勢の中を打破てこそ、後代の聞えもあらんずれ。就中この頼政卿は、六孫王より以降、源氏嫡々の正統、弓矢を取て未だ其不覺を聞かず。凡は武藝にも限らず、歌道にも勝れたり。近衛院御在位の時、當座の御會ありしに、『深山の花』といふ題を出されたりけるに、人々讀煩ひしに、頼政卿、
深山木ひかみやまのその梢とも見えざりし櫻ははなにならばはれにけり
といふ名歌仕て、御感に預る程の優敷男に、時に臨みて、如何なさけなく耻辱をば與ふべき。只神輿かき返し奉れや。」と、僉議しければ、數千人の大衆、先陣より後陣まで、皆尤とぞ同

梵天一欲界色界之上にある堅牢地神といふ地を以て堅固なるしむる神なり。流布本はこゝに「内裏炎上」とあり。赤山の社にあり。山西の社にあり。大唐の神を祀る。鳴神を祀る。祇園の社にあり。京都の社にあり。貞観年中常住寺。觀如法師が觀音寺を建てて勸請したる天王を祀る。

じける。さて神輿を先立てまゐらせて、東の陣頭待賢門より入れ奉らんとしければ、狼藉忽に出来て、武士ども散々に射奉る。十禪師の御輿にも、矢どもあまた射立たり。神人宮仕射殺され、衆徒多く疵を被り、をめき叫ぶ聲は梵天までも聞え、堅牢地神も被驚らんとぞ覺えける。大衆神輿をば、陣頭に振棄て奉り、泣く／＼本山へぞ歸り上る。

藏人の左少辨兼光に仰せて、殿上にて、俄に詮議あり。保安四年七月、神輿入洛の時は座主に仰せて、赤山の社へ入奉る。又保延四年四月に、神輿入洛の時は、祇園の別當に仰せて、祇園の社へ入奉る。今度は保延の例たるべしとて、祇園の別當權大僧都澄兼に仰て、乗燭に及て、祇園社へ入奉る。神輿に立つ所の箭をば、神人してこれを抜かる。山門の大衆、日吉の神輿を陣頭へ振奉ること、去ぬる永久より以降、治承までは六箇度なり。毎度に武士を召てこそ防がれけれども、神輿射奉ること、是始とぞ承る。「靈神怒をなせば、災害岐に滿つといへり。怖し怖し。」とぞ人々申合はれける。

大内炎上

同十四日夜半ばかりに、山門の大衆、又下落すと聞えしかば、夜中に主上腰輿に召て、院の御所法住寺殿へ行幸なる。中宮は御車に奉つて、行啓あり。小松の大臣、直衣に箭負て供奉せらる。嫡子權亮少將維盛、東帯に平胡篋負て參られけり。關白殿を奉始、太政大臣以下の公卿、殿上人、我も／＼と馳せ參る。凡京中の貴賤、禁中の上下、噪ぎの、しること夥し。

梵天一欲界色界之上にある堅牢地神といふ地を以て堅固なるしむる神なり。流布本はこゝに「内裏炎上」とあり。赤山の社にあり。山西の社にあり。大唐の神を祀る。鳴神を祀る。祇園の社にあり。京都の社にあり。貞観年中常住寺。觀如法師が觀音寺を建てて勸請したる天王を祀る。

明王の時天子をさす善逝如来といふに如來といふは佛の來をさす

流布本には六人の武士の名を掲げず

山門には、神輿に箭立ち、神人宮仕射殺され、衆徒多く疵を被りしかば、大宮、二宮以下、講堂、中堂、すべて諸堂一字も残さず皆焼拂て、山野に交るべきよし、三千一同に詮議しけり。因茲、大衆の申す所、御はからひあるべしと聞えしかば、山門の上綱等、子細を衆徒に觸れんとて、登山したりけるを、西坂本より皆追還す。

平大納言時忠卿、その時はいまだ左衛門督にておはしけるが、上卿に立つ。大講堂の庭に三塔會合して、上卿を取てひはらんとす。「しや冠打ち落せ、その身を擗めて、湖に沈めよ。」などぞ僉議しける。既にかうと見えけるに、時忠卿、「暫く被靜候へ、衆徒の御中へ申すべきこと有り。」とて、懷より小硯壘紙を取り出し、一筆書きて大衆の中へ遣す。是を披て見れば、「衆徒の濫惡を致すは魔縁の所行なり。明王の制止を加ふるは、善逝の加護なり」とぞ書かれける。是を見て、ひはるに及ばず、尤々と同じて、谷々にあり、坊々へぞ入にける。一紙一句を以て、三塔三千の憤を息、公私の耻を逃れ給へる時忠こそゆ、しけれ。人々も山門の大衆は、發向の喧しきばかりかと思たれば、理もぞんじたりけりとぞ、感ぜられける。

同四日、花山院中納言忠親卿を上卿にて、國司加賀守師高つゝに關官せられ、尾張井戸田へ流されけり。目代近藤判官師經禁獄せらる。又去る十三日、神輿射奉る武士六人獄定せらる。左衛門尉藤原正能、右衛門尉正季、大江家兼、右衛門尉同家國、左衛門尉清原康家、右兵衛尉同康友、是等は皆小松殿の侍なり。

同二十八日亥刻ばかりに、樋口富小路より火出来て、辰巳の風烈しう吹きければ、京中多く

朝所外記の

焼にけり。大なる車輪の如なるほむらか、三町五町を隔て、成亥の方へすぢかへに、飛
 び越え、焼行けば、怖しなどもおろかなり。或は具平親王の千種殿、或は北野天神の紅梅
 殿、橘逸勢のはへ松殿、鬼殿、高松殿、鳴居殿、東三條、冬嗣の大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿、こ
 れを始めて、昔今の名所三十餘箇所、公卿の家だにも、十六箇所まで焼にけり。その外殿上
 人、諸大夫の家々は注すに及ばず。はては大内に吹きつけて、朱雀門より始めて、應天門、
 會昌門、大極殿、豊樂院、諸司八省、朝所、一時がうちに皆灰燼の地とぞなりける。家々の
 日記、代々の文書、七珍萬寶ながら塵灰となりぬ。その間の費如何ばかりぞ。人の焼け死
 ぬること數百人、牛馬の類は數知らず。これ徒事にあらず。山王の御答とて。比叡山より大
 なる猿共が、二三千おり降て、手に手に松火をともして、京中を焼くとぞ、人の夢には見え
 たりける。大極殿は清和天皇の御宇、貞觀十八年に始めて焼けたれば、同十九年正月三
 日、陽成院の御即位は、豊樂院にてぞありける。元慶元年四月九日事始ありて同二年十月八
 日にぞ造り出されける。後冷泉院の御宇、天喜五年二月二十六日、又焼にけり。治暦四年八
 月十四日事始ありしかども、造りいだされずして、後冷泉院崩御なりぬ。後三條院の御宇、
 延久四年四月十五日造り出て、文人詩を作り奉り、伶人樂を奏して遷幸なし奉る。今は世末
 に成て、國の力も皆衰たれば、その後はつひに造られず。

伶人樂人

平家物語卷第一終

平家物語卷第二

西光沙汰

治承元年五月五日、天台座主明雲大僧正、公請を停止せらるゝ上、藏人を御使にて如意輪の
 御本尊を召返して、御持僧を改易せらる。即使應の使を附て、今度神輿内裏へ振奉りし衆徒の
 張本を被召けり。加賀國に座主の御坊領あり。國司師高是を停廢の間、其宿意に依て、大
 衆を語らひ訴訟を被致。既に朝家の御大事に及由、西光法師父子が讒訴に因て、法皇大に逆
 鱗ありけり。殊に重科に行はるべしと聞ゆ。明雲は法皇の御氣色悪かりければ、印鑑を返奉
 つて、座主を辭し申けり。同十一日鳥羽院七の宮、覺快法親王、座主に成せ給ふ。是は青蓮
 院の大僧正行玄の御弟子也。同十二日先座主所職を停めらるゝの上、檢非違使二人を附て、
 井に蓋をし、火に水をかけ、水火の責に及ぶ。是に依て、大衆猶參洛すべき由聞えしかば、
 京中又噪ぎあへり。
 同十八日太政大臣以下の公卿十三人參内して、陣の座に付、先の座主罪科の事を議定あり。
 八條中納言長方卿、其時はいまだ左大辨宰相にて、末座に候はれけるが、被申けるは「法
 家の勘狀に任せて、死罪一等を減じて、遠流せらるべしと見えて候へ共、先座主明雲大僧正

公請官命又
 は勅命により
 て召請せらる
 如意輪の御本
 尊の清涼殿の
 第二の間にて
 聖體持の法
 を行はるこれ
 を二の間の観
 音供といふそ
 の本尊は如意
 輪觀音にして
 常は僧舎に預
 けおかる
 御持僧正し
 の間に候候し
 ての間に候候
 法を執持する
 僧職檢非違
 使印鑑座主の
 印と寶藏の
 宰相參議
 法家の勘狀

明法博士の勸
顯密兼學の天
台と眞言との
二教を兼修す
るをいふ
公家至尊
冥神佛とな
度縁に信とな
り與へらるる
許可の證

御拜堂一本尊
を拜む儀式
一生不犯を破
らざるをいふ

一切經の別所
に山城名神志
明社南谷と
根本中堂とい
乗止觀院とい
堂延曆寺の本
十二神將金尾
羅大將藥師
二に説ける十
經の護法神に
將は金毘羅神
神なり第一
又千夜又鬼
神なり印度の
外に置かれた
置かるる二
念心を以て一
觀假觀中觀の
三諦を圓觀す
所謂玄旨相承
と稱するもの
血脈相承の佛
祖より傳りし
く師弟傳承す
じて血統に承
義和尙傳
教大師に從う

は、顯密兼學して、淨行持律の上、大乘妙經を公家に授奉り、菩薩淨戒を法皇に持せ奉る。御經の師、御戒師、重科に行はれん事は、冥の照覽測り難し。還俗遠流を可被宥か。」と、憚る處もなう被申ければ、當座の公卿皆長方の議に同すと申あはれられ共、法皇の御憤深かりしかば、猶遠流に定らる。太政入道も此事申さんとて、院へ參せられたりけれ共、法皇の御風の氣とて、御前へも召れ給はねば、本意なげにて退出せらる。僧を罪する習とて、度縁を召返し、還俗せさせ奉り、大納言大輔、藤井松枝と云ふ俗名をぞ附られける。此明雲と申は、村上天皇第七の皇子、具平親王より六代の御末、久我大納言顯通卿の御子也。誠に無雙の碩徳、天下第一の高僧にて坐ければ、君も臣も尊給に依て、天王寺六勝寺の別當をもちかけ給へり。されど、陰陽頭安倍泰親が申けるは、「さばかりの智者明雲と名乗給ふこそ心得ね。上に月日の光を竝て、下に雲有。」とぞ難じける。仁安元年二月廿日、天台の座主に成せ給。同三月十五日御拜堂あり。中堂の寶藏を被開けるに、種々の重寶共の中に、方一尺の箱有り。白布にて被包たり。一生不犯の座主、彼箱を開て見給に、黄紙に書る文一卷有り。傳教大師、未來の座主の名字を兼て註置れたり。我が名の有所迄は見て、其より與をば不見、元の如く卷還て置く、習也。されば此僧正も、さこそ坐けめ。貴き人なれども、先世の宿業を免れ給はず。哀なりし事也。同二十一日配所伊豆國と定らる。人々様々に申あはれられ共、西光法師父子が讒訴に依て、加様に行はれけり。應て今日都の内を追はるべしとて、追立の官人、白河の御坊に向て追奉

る。僧正泣々御坊を出て、栗田口の邊、一切經の別所に入らせ給ふ。山門には、詮ずる所、我等が敵は、西光父子に過たる者なしとて、彼等親子が名字を書て、根本中堂に坐ます十二神將の中、金毘羅大將の左の御足の下に踏せ奉り、「十二神將、七千夜又、時刻を不回西光父子が命を召取り給へや。」と、喚き叫て咒咀しけるこそ、怖しけれ。同廿三日一切經の別所より、配所へ赴給けり。さばかりの法務の大僧正程の人を、追立の鬱使を先に立させ、今日を限りに都を出て、關の東へ趣けん、心の中推量られて哀也。大津打出の濱にも成しかば、文殊樓の軒端の白々として見えけるを、二目共不見給、袖を顔に推當て、涙に咽び給けり。山門に宿老碩徳多と云へ共、澄憲法印、其時は未僧都に坐けるが、餘に名残を惜み奉り、栗津迄送り參せ、さても可在ならねば、それより暇申て被歸けるに、僧正志の切なる事を感じて、年來御心中に秘せられたりし、一心三觀の血脈相承を被授。此法は釋尊の附屬、波羅奈國の馬鳴比丘、南天竺の龍樹菩薩より、次第に相傳し來れるを、今日に情に被授。有繫我朝は栗散邊地の境、濁世末代と乍云、澄憲是を附屬して、法衣の袂を絞りつゝ、都へ歸上られける、心の中こそ尊けれ。山門には大衆起て僉議す。抑義眞和尚より以降、天台座主始つて、五十五代に至まで、未流罪の例を不聞。情事の心を案ずるに、延曆の比ほひ、皇帝は帝都を立て、大師は當山に攀上て、四明の教法を此所に弘給しより以降、五障の女人跡絶て、三千の淨侶居を占たり、嶺には一乘讀誦年經て、麓には七社の靈驗日新也。彼月氏靈山は、王城の東北大聖の幽窟也。

家子郎等共に着せつゝ、目うちしはたゝいて居たりけるが、情平家の繁昌する有様を見に、當時輒く傾難し。無事由に與してけり。若此事泄ぬることならば、行綱先被し失なんす。他人の口より漏れぬ先に廻忠して、命生うと思ふ心を附にける。同五月二十九日の小夜深方に、多田藏人行綱入道相國の西八條の亭に參て、「行綱こそ可申事候間、參て候」と、云せければ、入道「常にも參らぬ者が參じたるは何事ぞ、あれ聞」と、主馬判官盛國を出されたり。「人傳には申間敷事也」といふ間、さらばとて、入道自中門の廊へ出られたり。「夜は遙に更ぬらん、唯今如何に何事ぞや」と宣へば、「晝は人目の繁く候間。夜に紛れ參て候。此程に院中の人々の兵具を調へ、軍兵を被し召候は、何とか聞召されて候。其は山可被し攻とこそ聞」と、最事もなげにぞ宣ける。行綱近う寄小聲に成て申けるは、「其儀にては候はず、一向御一家の御上とこそ承り候へ。さて其をば法皇も知召されたるや。仔細にや及び候。成親卿の軍兵催され候も、院宣とてこそ被し召候へ。俊寛がと振舞て、康頼が角申て、西光がと申て」など云ことも、始よりありの儘には指過て云散し、暇申すとして出にけり。入道大に驚て大聲を以て、侍共呼留り給ふ事聞もおびたゞし。行綱なまじひなる事申出て證人にや引れんずらんと怖さに、大野に火を放たる心地して、人も追ぬに執袴して、急ぎ門外へぞ逃出ける。入道、先づ貞能を召て、「當家傾んとする謀叛の輩、京中に満々たんなり。一門の人々にも觸申、侍共催せ」と宣へば、馳廻て催す。右大將宗盛、三位中將知盛、頭中將重衝、左馬頭行盛以下の人々、甲冑を鎧ひ、弓箭を帶し馳集る。其外軍兵

執袴し一袴の
廳立をとつて

共雲霞の如くに馳つどふ。其夜の中に西八條には、兵ども六七千騎も有らんとこそ見えたりけれ。明れば六月一日也。未暗かりけるに入道、檢非違使安倍資成を召て、「急度院の御所へ參れ、信成を招て申さんずる様は、皆、近習の人々、此一門を亡して天下を亂らんとする企あり。一々に召取て、尋沙汰可仕、夫をば君も知召るまじう候と申せ」とこそ宣けれ。資成急ぎ馳參り、大膳大夫信成喚出て、此由申に、色を失ふ。御前へ參て、此よし奏聞しければ、法皇、「あは此等が内々計らひし事の、泄けるよ」と思召にあさまし。さるにても、「こは何事ぞ」と計被し仰て、分明の御返事もなかりけり。資成急ぎ馳歸て、入道相國に此由申せば、「さればこそ。行綱は、實を云けり。此事行綱不知ば、淨海安穩に可有や」とて、飛驒守景家、筑後守貞能に仰て、謀叛の輩、可し搦捕のよし被し下知。仍二百餘騎、三百餘騎、あすこ爰に押寄々々搦捕る。

太政入道先雑色を以て、中御門烏丸の新大納言成親卿の許へ、「可し申合事立寄給へ」と云やりたりければ、大納言我身の上とは、露しらず、「哀是は法皇の山攻らるべき御結構有を、申留められんずるにこそ。御憤深げ也。如何にも叶間敷物を」とて、ないさよげなる布衣たをやかに著なし、鮮なる車に乗り、侍三四人召具して、雑色牛飼に至まで、常より引繕られたり。最後とは後にこそ思知れたれ。西八條近う成て見給へば、四五町に兵満々たり。あな夥し。こは何事やらんと、胸打騒ぎ、車より下り、門の内へ差入て見給へば、内にも兵共隙はさすも無ぞ満々たる。中門の口に怖げなる武士共、數多待受て、大納言の左右の手を

雑色一走り使
ひの下部

取て引張り、「縛へう候らん」と申、入道相國籙中より見出て、「有へうもなし」と宣へば、武士共前後左右に立圍み、縁の上へ引かせて、一間なる處に押籠てけり。大納言夢の心地して、つや／＼物も仰せ不給。供しつる侍共、押隔られて、散々に成ぬ。雑色牛飼色を失ひ、牛車を捨て逃去ぬ。

去程に、近江中將入道蓮淨、法勝寺執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔正綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行も、捕れて出來たり。

坪の内―内庭

西光法師此由を聞いて、我身の上と思ひけん、鞭を擧院の御所法住寺殿へ馳參る。平家の侍共、道にて馳向ひ、「西八條へ召るぞ、急度參れ」と言ければ、「可奏事有て、法住寺殿へ參る。聽てこそ參らめ」と云ければ、「悪い入道哉。何事をか奏すべかんなるぞ」とて、馬より取て引落し、中に縛て、西八條へさげて參る。日の始より根元與力の者なりければ、殊によろ縛て、坪の内にも引居たる。入道相國大床に立て、「入道傾うとする奴がなれる姿よ。しやつ爰へ引寄よ」とて、縁のきはへ引寄せ、物履ながら、しや頬をむす／＼とぞ被踏ける。「本より己らが様なる下藤の果を、君の召仕ひ給て、被成まじき官職に成給ひ、父子ともに過分の振舞をすると思しに合て、過たぬ天台座主流罪に申行ひ、天下の大事引出して、剩へ此一門を可滅謀叛に與してける奴なり。有の儘に申せ」とこそ宣けれ。西光元より勝れたる大剛の者なれば、ちとも色も不變、惡びれず、居直り、あざ笑つて申けるは、「さもさうず、入道殿こそ過分の事をばのたまへ。他人の前は不知、西光が聞ん處に左様の事をば、えこそ

四品して―四位に叙せられたるもの

白狀―白す言をかきたるもの

綺ふ―關係する

のたまふまじけれ。院中に召仕る、身なれば、執事別當成親卿の院宣とて被促事に與せずと申べき様なし。其は與したり。但し耳に留まる事も宜ふ物哉。御邊は故刑部卿忠盛の子にて坐しか共、十四五までは出仕もし給はず、故中御門の藤中納言家成卿の邊に立入給ひしをば、京童部は例の高平太とこそ言しか。然るに保延の比、海賊の張本三十餘人、搦進られたりし賞に四品して、四位の兵衛佐と申しをだに、過分とこそ時の人々は申合れしか。殿上の交をだに嫌れし人の子孫にて、太政大臣迄成あがつたるや過分なるらん。侍程の者の、受領檢非違使に成る事、先例なきにしも非ず。何かは過分なるべき」と。憚る所なら申ければ、入道餘に怒て、物も不宣。暫し有て、「しやつが頸左右なう切な。能々戒よ」とぞ宣ける、松浦太郎重俊承て、足手を挟み様々に痛問ふ。本より争がい申さぬ上、糾問は緊かりけり。無殘こそ申けれ。白狀四五枚に記され、やがて、しやつが口を裂とて、口を裂れ、五條朱雀にて、被斬けり。嫡子前加賀守師高、尾張の井戸田へ被流たりけるを、同國の住人小胡麻の郡司維季に仰て討れぬ。次男近藤判官師經被禁獄けるを、獄より被引出六條河原にて被誅。其弟左衛門尉師平、郎等三人、同う首を刎られけり。是等は云甲斐なき者の秀て、綺ふ間敷事に綺ひ、誤らざる天台座主を流罪に申行ひ、果報や盡にけん、山王、大師の神罰冥罰立處に蒙て、斯る目に逢へりけり。

小教訓

素絹の衣一白
き絹にて作れ
る衣大口袴
大口一柄
に装飾なき刀

ござんなれ
「にこそある
なれ」の約言

業一吾人の身
口所の三行爲
す所の鏡無
浄透明なる水
垢にて作れる
鏡にして魔
王の業あり死
の業報を分明
に書き出すと
阿房羅刹地獄
にありて罪
人を責むる獄
辛及び樊噲蕭
何及び樊噲蕭
信及び樊噲蕭
晃文少將の共
盛權少將の共

新大納言は一間なる所に押籠られ、汗水に成りつゝ、哀是は日比の有まし事の洩聞えけるにこそ。誰漏しつらん。定て北面の者共が中にこそ有らんなど、思はじ事なう案じ續て坐ける所に、後より足音の高らかにしければ、唯今我命を失はんとて、武士共が参るにこそと待給に、入道自ら板敷高らかに踏鳴し、大納言の坐ける後の障子を、さつと被開たり。素絹の衣の、短らかなるに、白き大口踏くみ、聖柄の刀押くつるげてさす儘に、以の外に怒れる氣色にて、大納言を暫睨へ、「抑御邊は平治にも已に被誅べかりしを、内府が身にかへて奉宥、頸を繼しは如何に。何の遺恨を以て、此一門可滅由御結構は候けるやらん。恩を知て人とは云、恩を知ぬをば畜生とこそいへ。されども當家の運命盡ざるに依て、迎たてまつつたり。日比の御結構の次第、直に承らん」と宣ける。大納言「全くさること候はず。人の讒言にてぞ候らん。能々御尋候へ」と申されければ、入道言せも果す。「人やある人がある」と召れければ、貞能参りたり。「西光めが白狀參せよ」と被仰ければ、持て参りたり。是を取て二三返押返々讀きかせ、「あなにくや、此上は何と陳ずべき」とて、大納言の顔にさつと投懸け、障子をちやうとたててぞ出られける。入道猶腹を居兼て、「経遠兼康」と召せば、瀬尾太郎、難波次郎参りたり。「あの男取て、庭へ引落せ」と宣へば、是等は左右ならもし奉らず、「小松殿の御氣色いかゞ候はんずるやらん」と申ければ、入道相國大に怒つて、「よし、己らは内府が命を重んじて、入道が仰をば輕うじけるござんなれ。それならば力不及」と宣へば、此事あしかりなんとや思けん、二人の者共立上て、大納言を庭へ引落奉る。其時入道心

地よげにて、「取て伏せて、喚かせよ」とぞ宣ける。二人の者ども、大納言の左右の耳に口をあて、「如何様にも御聲の出へう候」と私語いて引伏奉れば、二聲三聲ぞ喚れける。其體、冥途にて娑婆世界の罪人を、或は業の秤にかけ、或は淨玻璃鏡に引向て、罪の輕重にまかせつ、阿房羅刹が呵責すらんも、是には過じとぞ見えし。蕭樊四れ囚て、韓彭祖醜たり。晁錯戮をうけ、周儀罪せらる。たとへば、蕭何、樊噲、韓信、彭越、是等は皆高祖の忠臣たりしか共、小人の讒に依て、過敗の恥をうくとも、加様の事をや申へべき。新大納言は我身のかくなるにつけても、子息丹波の少將成經以下、稚き人々如何なる目にか遭らんと、想像にも無二覺束。さばかり熱き六月に裝束たにもくつろげず、熱さも難堪きなれば、曾せき上る心地して、汗も涙も争ひてぞ流れける。「さり共小松殿は、思召はなたじ者を」とのたまへ共、誰して申べしとも不覺給。小松大臣は、其後遙に程歴て、嫡子權亮少將軍のしりにのせつゝ、衛府四五人、隨身二三人召具して、兵一人も不被召具、殊に大様に坐たり、入道を始奉て、人々、皆思はずげにぞ見給ける。御車より下給ふ處へ、貞能つと參て、「なほ是ほどの御大事に、軍兵をば一人も召具せられ候はぬぞ」と申せば、大臣「大事とは天下の大事をこそいへ、加様の私事を大事と云様やある」と宣へば、兵仗を帶したりける者共、そゝろいてぞ見えける。そも大納言をば何くに置奉たるやらんと、此彼の障子引明け、見給へば、ある障子の上に蜘蛛結たる所あり。爰やらんとて開られたれば、大納言坐けり。涙に咽びうつぶして、目も合せ給はず。

西宮大臣源
高明公醍醐
第八の皇子
安和の御門
冷泉帝

「如何にや」と宣へば、その時見附奉て、うれしげに思はれたる氣色、地獄にて罪人共が、地藏菩薩を見奉るらんも角やと覺えて哀なり。何事にて候やらん、かゝる目に逢候。さて渡らせ給へば、さり共とこそ還奉て候へ、平治にも已に誅せらるべきにて候しが、御恩を以て頸をつがれ參せ、正二位大納言に上て、歳已に四十に餘り候。御恩こそ生々世々にも報し盡しかたうこそ候へ。今度も同じくは、甲斐なき命を助させ坐ませ。命だに生て候はじ、出家入道して、高野粉川に閉籠、後世菩提の勤を營み候はん。とぞ被申ければ、「さ候共、御命失奉る迄はよも候はじ、縦さは候共、重盛かうて候へば、御命にも奉替へし」とて被出けり。父の禪門の御前に坐て、「あの成親卿失れん事は、能々御計候べし。先祖修理大夫顯季、白河院に被召仕しより以降、家に其例なき正二位大納言に上て、當時君無雙の御いとしみ也、臆て首を刎られん事、如何可候。都の外へ被出たらんに、事たり候なんぞ。北野天神は時平大臣の讒奏に依て、憂名を西海の浪に流し、西宮の大臣は、多田満仲の讒言にて、恨を山陽の雲にす。各無實なりしか共、流罪せられ給にき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御辭事とぞ申傳へたる。上古猶如此。況や末代に於てをや。既に召置れぬる上は、急ぎ失はれず共、何の苦みか候べき。刑の疑しきをば輕んぜよ、功の疑しきをば重んぜよ。」とこそ見えて候へ。事新しく候へ共、重盛彼大納言が妹に相具して候。維盛又聲也。加様に親う成て候へば、申とや被思召候らん。其儀にては候はず。世の爲君の爲、家の爲の事を以て申候。一年故少納言入道信西が執權の時に當て、我朝には嵯峨皇帝の御時、右兵衛督藤原仲成を被

宇治の悪左
藤原頼長

積善家云々
易の文言傳の
語

少將殿
丹波
少將成經

誅てより以降、保元までは、君二十五代の間、行はれざりし死罪を始て執行ひ、宇治の悪左府の死骸を掘ちこいて、實檢せられたりし事などは、餘なる御政事とこそ覺候しか。されば古の人々も、「死罪を行へば、海内に謀叛の輩絶ず。」とこそ申傳てこそ候へ。此詞に附て、中二年有て平治に又世亂れて、信西が埋れたりしを掘ちこし、首を刎て大路を被渡候とて保元に申行ひし事、幾程もなく、身の上を報きと思へば、怖しうこそ候しか。是はさせる朝敵にも候はず。旁恐あるべし。御榮花殘る所なければ、思召置事なまじけれ共、子々孫々迄、繁昌こそあらまほしう候へ。父祖の善惡は、必子孫に及ぶと見えて候。積善家必有餘慶、積惡門必有餘殃。如何様にも、今夜首を刎られん事は、然へう候はず。」と被申たりければ、入道相國げにもとや被思けん、死罪は思留ぬ。其後大臣中門に出て、侍共に宣けるは、「仰なればとて、大納言無左右失んこと不可有。入道腹のたつまゝに、物噪き事し給ては、其後悔み給ふべし。僻事して恨な。」と宣へば、兵共、皆舌を振て恐慄く。「さても經遠兼康が、今朝大納言に情なう當り奉たる事、返返も奇恠也。重盛が還聞ん所をばなどか可怖。片田舎人の者はかゝるどとよ。」と宣へば、難波も瀬尾も、共に恐入たりけり。大臣は加様に宣て、小松殿へぞ被歸ける。去程に大納言の伴なりつる侍ども、中御門烏丸の宿所へ走歸り此由申せば、北方以下の女房達、聲も不措泣叫ぶ。既に武士の向候。少將殿を始參らせて、君達捕れさせ給ふべしとこそ聞え候へ。急ぎ何方へも忍ばせ給へ」と申ければ、「今は是程の身と成て、残り留る身とても、

安穩にて何かはせん。唯同一夜の露と消ん事こそ本意なれ。さても今朝を限と知らざりける事の悲しさよ」とて、臥してぞ被泣ける。已に武士共の近附よし聞えしかば、かくて又恥がましくうたてき目を見んもさすがなればとて、十に成給ふ女子、八歳の男子、車に取乗せ、何くを指共なくやり出す。さてしも有べきならねば、大宮を上りに、北山の邊雲林院へぞ坐ける。其邊なる僧坊に下置奉り、送者は、身の捨がたさに、皆暇申て歸りけり。今は幼き人々計残居、又事問ふ人もなくして御座けん北方の心の中、推量られて哀なり。暮影を見給ふにつけては、大納言の露の命、此夕を限也と、思ひやるにも消ぬべし。女房侍多かりけれ共、物をだに取した、めず、門をだに推たてず。馬どもは厩に並たちけれ共、草飼一人もなし。夜明たれば馬車門に立なみ、賓客座に列つて、遊戯れ舞躍り、世を世とも思給はず、近き傍の人は、物をだに高く不言、怖畏てこそ昨日までも有しに、夜の間に變る有様盛者必衰の理は、目の前にこそ顯れけれ。樂盡て哀來ると書れたる、江相公の筆の跡、今こそ思しられけれ。

樂盡て云々、和漢朗詠集大江朝綱の作に一生者必滅釋尊未免兩檀之類、樂盡哀來、天人之猶、五衰之日、見江相公大江朝綱、流布本はこゝに句節を分ち「少將を請」と題せり、宿直上臥、宰相平教盛

丹波少將成經は、此夜しも院の御所法住寺殿に上臥して、未出られざりけるに、大納言の侍共、急ぎ御所へ馳參て、少將殿を呼出し奉り、此由申に、「などや宰相の許より今まで告知せぬやらん」と、宣も果ぬに、宰相殿よりとて御使あり。此宰相と申は、入道相國の弟也。宿所は六波羅の惣門の内なれば、門脇宰相とぞ申ける。丹波少將には舅なり。「何事にて候やらん、入道相國の急度西八條へ具し奉れと候と申せ」と云せたりければ、少將此事心得て、近

習の女房達を呼出し奉り、「夜邊何となう物騒う候しを、例の山法師の下るかと餘所に思て候へば、早成經が身の上にて候ひけり。大納言夕去被斬へう候なれば、成經も同罪にてこそ候はんずらめ。今一度御所へ參て、君をも見參せ度候へ共、既にかゝる身に罷成て候へば、憚存」とこそ申されけれ、女房達御前へ參り、此由奏せられければ、法皇大に被驚給ひ、さればこそ今朝の入道相國が使に早御心得有。「あは此等が内々謀し事の漏にけるよ」と思召に淺増し、「去にても是へ」と御氣色有ければ、參られたり。法皇も御涙を流させ給て、仰下さる、旨もなし。少將も涙に咽て申上る旨もなし。良有てさて可在ならねば少將袖を顔に押當て、泣々罷出られけり。法皇は後を遙に御覽じ送らせ給て、未代こそ心憂けれ、是が限にて又御覽せぬ事もや有んとて、御涙を流させ給ぞ忝き、院中の人々、少將の袖を引へ、袂にすがて名残をしみ、涙を流さぬは無りけり。

舅の宰相の許へ出られたれば、北方は近う産すべき人にて御座けるが、今朝より此歎を打添て、已に命も消入る心地ぞせられける。少將御所を罷出づるより、流るゝ涙つさせぬに、北方の有様を見給ひて、いと爲方なげにぞ見せられける。乳母に六條と云女房あり、「御乳に參り始候て、君を乳の中より抱上參て、月日の重なるに隨て、我身の年の行をば歎ずして、君の成人しう成せ給ふ事をのみ嬉敷奉思、白地とは思へども、既に二十一年、片時も離れ參らせず。院内へ參らせ給て、遅う出させ給ふだにも、無覺束一思參らせ、既に如何なる御目にか遭せ給はんずらん」とて泣く。少將、「痛な歎ぞ。さて宰相坐れば、命計はざり共

敷竝に頻りに

乞請給はんずらん」と、慰宣へども、人目も不知、泣悶へけり。
 西八條殿より、使敷竝に有ければ、宰相行向てこそ、兎も角も成めとて出給へば、少將も宰相の車の後に乗てぞ出られける。保元平治より以降、平家の人々、樂榮のみ有て、愁歎は無しに、此宰相計こそ、由なき聲故に、かゝる歎をばせられけれ。西八條近う成て、車を停て、先案内被申入ければ、太政入道丹波少將をば此内へは入られずと宣ふ間、其邊近き侍の家に下置つゝ、宰相計門の内へは入給。少將をば、いつしか兵共打圍て、守護し奉る。憑れつる宰相殿には離れ給ひぬ。少將の心の中、さこそは便無りけめ。
 宰相中門に居給ひたれば、入道對面もし給はず。源大夫判官季貞を以て被申けるは、「由なき者に親う成て、返々悔しう候へども、甲斐も候はず、相具せさせて候者の、此程惱事の候なるが、今朝より此歎を打添て、既に命も絶なんす。何かは苦歎可候、少將をば暫く教盛に被預おはしませ、教盛角て候へば、なじかは僻事せさせ候へき」と被申ければ、季貞參て此由を申す。「哀例の宰相が、物に心得ぬよ」とて、頓に返事もし給ず。良有て入道宣けるは、「新大納言成親、此一門を滅して天下を亂んとする企有り。此少將既に彼大納言が嫡子也。疎うもあれ、親うもあれ、えこそ申宥ひまじけれ。若此謀叛とげましかば、御邊とても、おだしうや御座べきと申せ」とこそのおたまひけれ。季貞歸參て、此由宰相殿へ申ければ、誠に本意なげにて、重て被申けるは、「保元平治より以降、度々の合戦にも、御命に代り參らせんとこそ存候へ。此後もあらき風をば、先防ぎ參らせんずるに、縦教盛こそ年老て候とも、

若き子供數多候へば、一方の御固には成て候べき。それに成經暫預らうと申を、御容れ無きは、教盛を一向二心ある者と思召にこそ。是程後めたら被思參らせては、世に有ても何かはし候べき。今は只身の暇を賜て、出家入道し、片山里に籠て、一筋に後世菩提の勤を營み候はん。由なき憂世の交なり。世にあればこそ望もあれ、望の叶はねばこそ恨もあれ。不_レ如憂世を厭ひ、眞の道に入なんには」とぞ宣ける。季貞參りて、「宰相殿は早思召切て候ぞ。兎も角も能様に御計ひ候へ」と申ければ、入道、大に驚き、「去ばとて出家入道まではけしからず。其儀ならば、少將をば暫御邊に預奉ると云べし」とこそ宣けれ。季貞歸參て、宰相殿に此由申せば、「あはれ人の子をば持まじかりける物哉。我子の縁に結れざらんには、是程心をば碎し物を」とて出られけり。

少將待受奉つて、「いかゞ候つる」と被申ければ、「入道餘に腹を立て、教盛には終に對面もし給はず、叶まじき由頻に宣ひつれ共、出家入道まで申たればにやらん、暫く宿所に奉置と云つれども、始終はよかるべし共不覺。少將、「さ候へばこそ成經も御恩を以て、暫の命の延候はんずるにこそ。就其候ては、大納言が事をば如何聞召され候ぞ」「其迄は思も寄す」と宣へば、其時涙をはらくと流いて、「誠に御恩を以てしはしの命も生候はんずる事は可然候へども、命の惜さも、父を今一度見ばやと思ふ爲也。大納言斬れ候はんに於ては、成經とても無_ニ甲斐_一命を生て何にかはし候べき。唯一所にて如何にも成様に申て、たばせ給ふべら候らん」と被申ければ、宰相世にも苦げにて、「いよとよ、御邊の事をこそ、兎角申つれ。其

さては思も寄ね共、大納言殿の御事をば、今朝内の大臣の様々に申されければ、其も暫は心安い様にこそ「承」と宣へば、少將、泣々手を合せてぞ悦れける。子ならざらん者は、誰か唯今我身の上を聞て、是程までは可悦。實の契も親子の中にぞ有ける。子をば人の持べかりける物哉と聽て思ぞ返されける。さて今朝の如く、同車して歸られけり。宿所には女房達、死たる人の生かへりたる心地して、差つどいて皆悦び泣どもせられけり。

大教訓

流布本は「教訓」と題せり
腹巻一腹に合するやうにしたる一種の鎧を銀の巻付したる刀の柄を長くこまかにまとここと
木蘭地一黄紅赤の雜色一平赤右馬助一平忠正
新院一崇徳院一宮一重仁親王
故刑部卿一平忠盛
故院一鳥羽院

太政入道は、加様に人々數多縛め置ても、猶心行ずや思はれけん、既に赤地の錦の直垂に、黒絲絨の腹巻に、白金物打たる胸板せめて、先年安藝守たりし時、神拜の次に、靈夢を蒙て、嚴島大明神より現に賜られたりける銀の蛭巻したる小長刀、常の枕を放す立たりしを脇挟み、中門の廊へぞ出られける。其氣色大方ゆゑしうぞ見えし。貞能を召す。筑後守貞能は、木蘭地の直垂に、緋絨の鎧着て、御前に畏て候。や、あつて入道宣けるは、「貞能、此事如何思ふ。保元は平右馬助を始として、一門半過て、新院の御方へ參にき、一宮の御事は、故刑部卿殿の養君にて坐ししかば、旁々見放ち參らせ難かりしかども、故院の御遺誠に任て、御方にて先を懸たりき。是一の奉公也。次に平治元年十二月、信賴義朝が院内を取奉、大内に楯籠て、天下黒闇と成しにも、入道身を捨て、凶徒を追落し、經宗惟方を召縛しに至迄、既に君の御爲に命を失んとする事度々に及ぶ。たとひ人何と申す共、七代までは此

鳥羽の北殿一城南の御所にて都より南にあたりとこへはまれ一是着背長一鎧

雲客一殿上人

大文の指貫一ある奴袴模様

一門をば争てか捨て給へば。其に成親と云ふ無用の徒者、西光と申す下賤の不當人めが申す事に附せ給て、此一門を可滅由、法皇の御結構こそ遺恨の次第なれ、此後も譏奏する者有ば、當家追討の院宣被下つと覺るぞ。朝敵と成て後は、如何に悔共益あるまじ。世を静めん程、法皇を鳥羽の北殿へ移奉るか、不然は、是へまれ御幸をなし參らせんと思ふは如何に。其儀ならば、北面の輩、箭をも一つ射んずらん。侍共にその用意せよと可觸。大方は入道院方の奉公思切たり。馬に鞍おかせよ」とぞ宣ける。
主馬判官盛國、急ぎ小松殿へ馳參て、「世は既に角候」と申ければ、大臣問も敢ず、「嗚呼早成親卿が首の被刎たるな」と宣へば、「さは候はねども、入道殿御着背長を被召候、侍も皆打立て、法住寺殿へ寄んと出立候。法皇をば鳥羽殿へ押籠參らせうと候が、内々は鎮西の方へ流し參らせんと被擬候」と申せば、大臣、争かざる御事なすべきと思へ共、今朝の禪門の氣色、さる物狂しき事も在んとて、車を飛せて、西八條へぞおはしたる。
門前にて車よりあり、門の内へ指入て見給へば、入道腹巻を著給、上は一門の卿相雲客數十人、各色々の直垂に、思々の鎧著て、中門の廊に二行に着座せられたり。其外諸國の受領衛府諸司などは、縁に居溢れ、庭にもひしと並居たり。旗竿共引そばめ、馬の腹帯を固め、甲の緒を締め、唯今皆打立んずる氣色共なるに、小松殿烏帽子直衣に、大文の指貫のそば取て、さやめき入給へば、事の外にぞ被見ける。
入道ふし目に成て、哀例の内府が、世をへうする様に振舞を大に諫ばやと思はれける。有

内典即ち
佛敎
五戒不殺生
不偷盜不邪淫
不妄語不飲酒
外典此
仁義禮
五常
智信

三世諸佛解脫
幢相の法衣
袈裟
頭川の水に耳
を洗ひし賢人
首陽山に蕨を
折りし賢人
伯夷叔齊

蓮府槐門共
に大臣のこと

流布本はこゝ
に句節を分ち
て「烽火」と題
せり
叙爵一始めて
從五位下に叙

繫子ながらも、内には五戒を保て慈悲を先とし、外には五常を亂らず、禮儀を正しうし給ふ人なれば、あの姿に腹巻を着て向ん事、面はゆう辱しうや被し思けん、障子を少し引立て、素絹の衣を腹巻の上に、周章著に著給たりけるが、胸板の金物の少し迦れて見えけるを藏さうと、頻に衣の胸を引違々々ぞし給ひける。大臣は舍弟宗盛卿の座上につき給。入道も宣ひ出さず、大臣も又申上らるゝ事もなし。
良有て入道宣けるは、「成親卿が謀叛は、事の數にも不在。一向法皇の御結構にても在けるぞや。世を靖んほど、法皇を鳥羽の北殿へ奉遷か、不然ば、是へまれ御幸を成參らせんと思ふは如何に」と宣へば、大臣聞も敢給はず、はらくとぞ被泣ける。入道、「如何にや如何に」とあきれ給へば、大臣涙を抑て被申けるは、「此仰承候に、御運は早末に成ぬと覺候。人の傾んとては、必惡事を思立候也。又御有様、更に現共不覺候。有繫我朝は邊地粟散の境とは申ながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根命の末、朝の政を司らせ給ひしより以降、太政大臣に至る人の、甲冑を鎧ふ事禮儀を背に非ずや。就中御出家の御身なり。夫三世の諸佛解脫幢相の法衣を脱捨て、忽に甲冑を鎧ひ、弓箭を帶し在さん事、内には既に破戒無慙の罪を招く耳ならず。外には又仁義禮智信の法をも背き候なんす。旁々恐ある事にて候へども、心の底に旨趣を可遣に非ず。先世に四恩あり。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是也、其中に最重きは朝恩也。普天の下王地に非ずと云ふ事なし。さればかの穎川の水に耳を洗ひ、首陽山に蕨を折りし賢人も、勅命背き難き禮儀をば存知すと

こそ承はれ。何ぞ况、先祖にも未聞ざつし太政大臣を極させ給ふ。所謂重盛が無才愚間の身を以て、蓮府槐門の位に至る。加之國郡半は一門の所領と成、田園盡く一家の進止たり。是希代の朝恩に非ずや。今是等の莫大の御恩を思召忘れて、猥しく法皇を傾參らせ給はん事、天照大神、正八幡宮の神慮にも背き候ひなんす。日本は是神國也、神は非禮を受給はず。然れば君の思召立所、道理半無に非ず。中にも此一門は、代々の朝敵を平げて、四海の逆浪を靜る事は無雙の忠なれ共、其賞に誇候事は傍若無人共申つべし。聖德太子十七箇條の御憲法に、「人皆心有り。心各執あり、彼を是し我を非し、我を是し彼を非す。是非の理誰か能く定べき。相共に、賢愚なり。環の如くして端なし。爰を以て縦人怒ると云とも、却て我咎を懼れよ。」とこそ見えて候へ。然れ共御運盡ざるに依て、御謀叛已に露ぬ。其上仰合せらるゝ成親卿を召置れぬる上は、縦君如何なる不思議を思召立せ給ふとも、何の恐か候べき。所當の罪科被行ぬる上は、退き事の由を陳し申させ給て、君の御爲には彌奉公の忠勤を盡し、民の爲には益撫育の哀憐を致させ給はば、神明の加護に預り佛陀の冥慮に背べからず。神明佛陀感應あらば、君も思召なほす事などか候はざるべき。君と臣とを比るに、親疎別方なし。道理と僻事を並べんに、争か道理に附ざるべき。是は君の御理にて候へば、叶はざらん迄も、院御所法住寺殿を守護し參らせ候べし。其故は重盛敘爵より今大臣の大將に至迄、併ら君の御恩ならずと云ふ事なし。其恩の重き事を思へば、千顆萬顆の玉にも越え、其恩の深き色を案ずれば、一入再入の紅にも過たらん。然れば院中にも參り籠り候べし。其儀にて候

せらるゝをい
千類萬類の玉
云々和漢朗
詠集三品の
作に「登日登
風高低千類
萬類之玉染
枝入波表裏
紅一とあり
須彌八萬の頂
八萬四千由旬
萬里ありと
稱せらる

再び實なる木
云々淮南子
の語

はば、重盛が身に代り、命に代らんと契りたる侍共、少々候らん。是等を召具して、院御所
法住寺殿を守護し申さば、有繫以外の外の御大事にてこそ候はんずらめ。悲哉、君の御爲に奉
公の忠を致んとすれば、迷廬八萬の頂よりも猶高き父の恩忽に忘れんとす。痛哉、不孝の
罪を通れんとすれば、君の御爲に已に不忠の逆臣と成ぬべし。進退是窮れり。是非いかにも
辨へ難し。申請る所詮は、唯重盛が頸を被召候へ。院參の御供をも不可仕、又院中をも守
護し參らすべからず。去ば彼蕭何は大功かたへに越たるに依て、官大相國に至り、劍を帶し
杏を履ながら殿上へ昇る事を被許しか共、叡慮に背く事あれば、高祖重く警て、深く被
罪にさ。加様の先蹤を思にも、富貴と云ひ、榮花と云ひ、朝恩と云ひ、重職と云ひ、旁極
させ給ぬれば、御運の盡ん事可難に非ず。富貴の家には、祿位重疊せり。再び實なる木
は、其根必傷と見えて候。心細うこそ覺候へ。何迄か命生て、亂れん世をも見候べき。唯
末代に生を受けて、かゝる憂目に逢候重盛が果報の程こそ、拙う候へ。只今も侍一人に仰附ら
れ、御坪の内へ引出されて、重盛が首を刎られんずる事は、易い程の事にこそ候へ。是各聞
給へ。とて、直衣の袖も絞る許に涙を流しき口説かれければ、一門の人々、有れ心も無れ心
も皆袖をぞ濡れける。

太政入道も、頼切たる内府は加様に宣ふ。力もなげにて、「いや〜是迄は思も寄さらず。惡
黨共が申す事に附せ給て、僻事などや出こんずらんと思ふ計にこそ候へ」とのたまへば、大
臣、「縦如何なる僻事出来候共、君をば何とし參らせ給べき」とて、つい立て中門に出て、侍

共に被仰けるは、「唯今重盛が申しつる事をば、汝等承すや。今朝よりは是に候て、加様の
事共申静んと存つれ共、餘にひた噪に見えつる間、歸りつる也。院參の御供に於ては、重盛
が頸を被召を見て仕れ。さばらば參れ」とて、小松殿へぞ被歸ける。

主馬判官盛國を召て、「重盛こそ天下の大事を別して開出したれ。我を我と思はんずる者共は、
皆物具して馳參れと披露せよ」と宣へば、此由披露す。「馳けにて噪がせ給はぬ人の、かゝ
る披露の有は別の仔細の有にこそ」とて、皆物具して馳參る。淀、羽束師、宇治、岡屋、日野、
勸修寺、醍醐、小栗栖、梅津、桂、静原、芹生の里に溢居たる兵共、或は鎧著て、未甲を著ぬも
あり、或は矢負て未弓を持ぬも有り。片鎧踏や不踏にて、周章噪ぎ馳參る。小松殿に噪く
事ありと聞えしかば、西八條に數千騎ありける兵共、入道には角共申も不入、さざめき連
て、皆小松殿へぞ馳たりける。少しも弓箭に携る程の者は、一人も残ず。其時入道大に驚き。
貞能を召て、「内府は何と思ひて、是等をば呼たるやらん。是にて言つる様に、入道が許へ討
手などや向んずらん」と宣へば、貞能涙をばら〜と流し、「人も人にこそ依せ給候へ。争か
さる事候べき。これにて申させ給ひつる事共も、皆御後悔ぞ候覽」と申ければ、入道、内府
に中違ては、惡かりなんとや被思けん。法皇迎參らせん事もはや思留まり、腹巻脱あき、素
絹の衣に袈裟打掛て、最心にも起らぬ念誦してこそ坐しけれ。

小松殿には、盛國承て著到附けり。馳參じたる勢共、一萬餘騎とぞ註いたる。著到披見の後、
大臣中門に出て侍共に宣けるは、「日比の契約を不違、參たるこそ神妙なれ。異國にさる本

君雖不君云々
古文孝經の
序に見ゆ
文宣王孔子
の證
國に諫むる臣
孝經に出づ

野干一狐

有り。周の幽王、褒姒と云最愛の後持給へり。天下第一の美人なり。され共幽王の御心にか
なはざりける事には、褒姒笑を不_レ含とて、惣て此後笑ふ事し給はず。異國の習には、天下
兵革起る時、所々に火を擧げ、大鼓を撃て、兵を召す謀有り。是を烽火と名付たり。或時
天下に兵亂起て、所々烽火を揚たりければ、后是を見給て、「あな不思議、あれ程多かりける
な。」とて、其時始て笑給へり。此一度笑ば百の媚有り。幽王嬉き事にして、其事となう、
常に烽火を擧給ふ。諸侯來に寇なし。寇なれば則去ぬ。加様にする事度々に及べば、參る
者も無りけり。或時隣國より凶賊起て、幽王の都を攻るに、烽火を擧れ共、例の後の火に慣
て、兵も不_レ參。其時都傾て、幽王終に亡にけり。さてこの后野干と成て走失けるぞ怖き。
加様の事なれば、自_レ今以後も、是より召んには、皆如_レ此可_レ參。重盛不思議の事を聞出
て召つる也。され共此事聞直しつ僻事にてありけり。疾う_レ歸れ」とて、皆歸されけり。
實にさせる事をも聞出されざりけれ共、父を諫め被_レ申つる詞に順ひ、我身に勢の着か、
着ぬかの程をも知り、又父子軍をせんとにはあらねども、角して入道相國の謀叛の志も和け
給との謀也。君雖不_レ君、不_レ可_レ臣以_レ不_レ臣父、雖_レ不_レ父不_レ可_レ子以_レ不_レ子。君の爲には忠
有て、父の爲には孝あれ。と、文宣王の宣けるに不_レ違。君も此由聞召て、「今に始ぬ事なれ
共、内府が心の中こそ愧しけれ。怨をば恩を以て被_レ報たり」とぞ仰ける。「果報こそ目出た
うて、大臣の大將にこそ至らめ。容儀帯佩人に勝れ、才智才學さへ世に超たるべしやは」と
ぞ。時の人々感じ合れる。「國に諫る臣あれば、其國必安く、家に諫る子あれば、其家必た
くし」と云へり。上古にも末代にも、難_レ有かめし大臣なり。

新大納言被流

公卿の座に
賓客の對に
ある

同六月二日、新大納言成親卿をば、公卿の座に出奉て、御物參せたりけれ共、胸せき塞て、
御箸をだにも不_レ被_レ立。御車を寄て、とら_レと申ければ、大納言心ならず乗り給。軍兵共
前後左右に打圍たり。我方の者は一人もなし。「今一度小松殿に見え奉らばや」とのたまへ共、
其も不_レ叶。「縦重科を蒙て遠國へ行く者も、人一人身に不_レ順者や有」と車の内にてかき口説
れければ、守護の武士共、皆鎧の袖をぞ濕ける。
西の朱雀を南へ行ば、大内山も今は餘所にぞ見給ける。年來見馴奉し雑色牛飼に至まで、涙
を流し袖を絞ぬは無りけり。増て都に残留給ふ北方少き人々の心の中、推量れて哀也。鳥
羽殿を過給ふにも、此御所へ御幸成しには、一度も御供には外さりし物をとて、我山庄洲濱
殿とて有しをも、餘所に見てこそ被_レ通けれ。南の門へ出て、舟遅とぞ急がせける。「こは何
地へやらん、同う失はるべくば、都近き此邊にてもあれかし」と宣けるぞ責ての事なる。
近う副たる武士を誰ぞと問給へば、難波次郎經遠と申す。「若此邊に我方様の者やある。舟に
乗ぬ先に、可_レ言置事有尋て參せよ」と宣へば、其邊を走廻つて尋けれども、我こそ大納言
殿の御方と申す者一人もなし。「我世成し時は、隨居たりし者共、一二千人も有つらん、今は
餘所にてだに此有様を見送る者の無りける悲さよ」とて被_レ泣ければ、猛き武士共も袖をぞ濕

大物浦大河
尻の停泊處に
當る
やうく様

流布本にはこ
れより七一頁
二行目までの
辭句なし

榮華一華族と
いふにおなじ

ける。身に副物としては涙計也。熊野詣、天王寺詣などには、二瓦の三棟に造たる舟に乗り、次の船二三十艘漕績てこそ有しに、今は怪かるかきする屋形舟に、大幕引せ、兵共に具せられて、今日を限に都を出て、浪路遙に赴れけん心中、推量られて哀なり。其日は攝津國大物の浦に著給ふ。

新大納言は、既に死罪に行はるべかりし人の、流罪に被_レ宥ける事は、偏に小松殿のやうく被_レ申けるに依てなり。此人いまだ中納言にておはせし時美濃國を知行し給しに嘉應元年の冬、目代右衛門尉正友が許へ山門の領平野庄の神人が葛を賣てきたりけるに、目代酒に飲酔て葛に墨をぞ着たりける。神人惡口に及ぶ間、さな云せそとて散々に陵辱す。去程に神人共數百人、目代が許へ亂入す。目代法に任せて防ぎければ、神人等十餘人被_レ打殺。依_レ之、同年十一月三日、山門の大衆おびたしう蜂起して、國司成親卿を被_レ處流罪、目代右衛門尉正友を可_レ被_レ禁獄之由奏聞す。既に成親卿備中國へ可_レ被_レ流にて西七條迄被_レ出たりしを、君如何被_レ思召_レけん、中五日在て被_レ召返、山門の大衆おびたしう呪咀すと聞えしか共、同二年正月五日、右衛門督を兼ね、檢非違使の別當に成給、其時、資方、兼雅卿被_レ越給へり。資方はふるいおとなにておはしき。兼雅卿は榮華の人也。家嫡にて被_レ越給けるこそ遺恨なれ。是は三條殿造進の賞也。同三年、四月十三日正二位に被_レ叙。其時は中御門中納言宗家卿被_レ越給へり。安元元年十月二十七日前中納言より權大納言に上給。人嘲て、「山門の大衆には可_レ被_レ呪咀_レける

者を」と申けり。され共、今は其故にや、憂目に逢給へり。神明の罰も人の呪咀も、疾もあれ、遅うもあれ、不同なる事也。

同三日、大物の浦へ、京より御使有とて奔きけり。新大納言其にて失へとにやと聞給へば、さはなくして、備前の兒島へ可_レ流との御使なり。小松殿より御文有り。「如何にもして、都近き片山里にも置奉らばやと、さしも申つれ共叶ざる事こそ、世に有甲斐も候はね。乍去も御命計は申請て候」とて、難波が許へも、「構てく宮つかへ御心に違な」と被_レ仰遣し。旅の粧細々と沙汰し被_レ送たり。新大納言はさしも忝う被_レ思召_レける君にも離れ參せ、つかの間も難去被_レ思ける北方少き人々にも皆別果て、「こは何地へとて行らん。再び故郷に歸つて、妻子を相見んことも難有。一年山門の訴訟により、流れしをば君惜ませ給て、西七條より被_レ召還ぬ。是はされば君の御誠にも非ず。こは如何にしつる事ぞや」と、天に仰ぎ地に俯て、泣悲めども甲斐をなき。明ぬれば舟盪出て下給に、道すがらも只涙に咽て、可_レ存とも覺ね共、有繋露の命の消やらず、跡の白浪隔つれば、都は次第に遠ざかり、日數やうく重なれば、遠國は近附けり。備前の兒島に漕よせて、民の家の淺ましげなる柴の庵に置奉る。島のならひ、後は山、前は海、磯の松風波の音、何も哀は盡せず。新大納言一人にも不限、警を蒙る輩多かりけり。近江中將入道蓮淨佐渡國、山城守基兼伯耆國、式部大輔正綱播磨國、宗判官信房阿波國、新平判官資行は美作國とぞ聞えし。

流布本はこゝに「阿古屋松」と題せり

流布本はこゝ
に句節を分た

丹波少將被流

其比入道相國、福原の別業に御座けるが、同廿日、攝津左衛門盛澄を使者として、門脇宰相の許へ、「存する旨あり丹波少將を急ぎ是へたべ」と宣ひ被遣たりければ、宰相「さらばたゞ有し時兎も角も成たりせば如何かせん。今更物を思はせんこそ悲しけれ」とて、福原へ下給べき由宣へば、少將泣々出立給けり。女房は、叶ざらん物故に、猶も唯宰相の申されよかしとぞ、歎かれける。宰相「存る程の事は申つ。世を捨るより外は、今は何事か可申。されども縦何くの浦に坐よ、我命の有ん限は、可訪奉」とぞ宣ける。少將は今年三つに成給ふ君達などの事もさしも濃かにも坐ざりしか共、今はの時にも成ぬれば、有繫心にや被懸けん。「少き者を今一度見ばや」とこそ宣けれ。乳母抱て参りたり。少將膝上に置、髪かき撫て、涙をはら／＼と流て、「哀汝七歳に成ば、男に成して君へ參せんことを思つれ。され共今は云甲斐なし。命生て、生たたらば、法師に成り、我後の世を弔へよ」と宣へば、いまだ幼き御心に、何事をか可聞分給なれども、打點頭給へば、少將を始奉、母上乳母の女房、其座に並居たる人々、心有も心無も、皆袖をぞ濡しける。福原の御使、聽て今夜鳥羽まで出させ給ふべき由を申ければ、「幾程も延ざらん者故に、今宵計は、都の内にて明さばや」と宣へ共、頻に申せば、鳥羽へぞ出られる。宰相餘の悲しさに、今度は乗も具し給はず。同廿二日福原へ下著給ければ、太政入道瀬尾太郎兼康に仰て、備中國へぞ流。兼康は宰相の

還聞給はん所を恐れて、道すがらも様々に痛々奉慰。去れ共、少將少も慰給ふ事もなく、夜晝只佛の御名をのみ唱て父の事をぞ被嘆ける。

阿古耶松

流布本はこゝ
に句節を分た

新大納言は、備前の兒島に御座けるを、預りの武士難波次郎經遠是は猶舟津近て悪かりなんとて、他へ渡奉り、備前備中兩國の境、庭瀬の郷、有木の別所と云ふ山寺に置奉る。備中の瀬尾と、有木の別所の間は、僅五十町に足ぬ所なれば、丹波少將其方の風も有繫懷うや思はれけん、或時兼康を召て、「是より大納言殿の御渡有なる備前有木の別所へは、如何程の道ぞ」と問給へば、直に知せ奉ては、悪かりなんとや思けん、「片道十二三日候」と申。其時少將涙をばら／＼と流て、「日本は昔三十三箇國にて有けるを、中比六十六箇國には被分たんなり。さ云ふ備前備中備後も、本は一國にて有ける也。又東に聞ゆる出羽陸奥兩國も、昔は六十六郡が一國にてありしを、其時十二郡を割分つて後、出羽の國とは被立たり。去ば實方中將、奥州へ流されたりける時、此國の名所阿古耶の松を見ばやとて、國中を尋ありきけるが、尋かねて歸りける道に、老翁に行逢たりければ、「や、御邊は舊人とこそ見れ。當國の名所阿古耶の松と云ふ所や知たる。」と問に、「全く當國の内には候はず、出羽の國にや候らん。」と申ければ、「さては汝も不知けり。今は世末に成て、國の名所をも早皆呼失ひけるにこそ。」とて、空しく過んとしければ、老翁中將の袖を控へて、「哀君は、

實方の中將
一條帝の御時
一行成卿と口論
の廉を以て陸
奥守に任ぜら
れしなり

みちのくの阿古耶の松に木隠て、出べき月の出もやらぬか。
 と云ふ歌の心を以て、當國の名所阿古耶の松とは被仰候か。其は兩國が一國なりし時詠侍る
 歌なり。十二郡を割分て後は、出羽國にや候らん。」と申ければ、さればとて、實方中將も出
 羽國に越てこそ阿古耶の松をば見たりけれ。筑紫の太宰府より都へ、腹赤の使の上るこそ、
 歩路十五日とは定たれ。既に十二三日と云は、是より殆鎮西へ下向ござんなれ。遠しと云
 共、備前備中備後の間は、兩三日にはよもすぎじ。近きを遠う申は、大納言殿の御渡有なる
 所を成經に知らせしとてこそ申らめ。」とて、其後は戀しけれ共不問給。

鬼界島三人被流

去程に法勝寺の執行俊寛僧都、平判官康頼、此少將相具して薩摩瀧鬼界が島へぞ流されけ
 る。彼島は、都を出て遙々波路を凌て行く處なり。膝げにては船も不通。島には人稀な
 り。自ら人は有共、此土の人にも似ず。色黒して牛の如し。身には頻に毛生つ、言詞をも
 不聞知。男は烏帽子もせず、女は髪もさげず。衣裳なければ人にも不似。食する物も無けれ
 ば、唯殺生をのみ先とす。賤が山田をかへさねば、米穀の類もなく、桑を不取れば、絹帛の
 類も無りけり。島の中には高き山有り。鎮に火燃え、硫黄と云ふ物充滿てり。故にこそ硫
 黄が島とは名附たれ。雷常に鳴上り、鳴下り、麓には雨繁し。一日片時、人の命の絶て可
 有様もなし。

腹赤の使 | 景
行天 | 聖武
天 | 正
月 | 始
年 | 正
太 | 武
宰 | 事
府 | 始
始 | 正
赤 | 武
の | 事
使 | 始
者 | 正
を | 武
混 | 事
同 | 景

去程に新大納言は少しくつろぐ事もやと思はれけるが、子息丹波少將成經も早鬼界が島へ被
 流ぬと聞て、今はさのみ難面何事をか可期とて、出家の志の候由を、便に附て、小松殿へ
 被申たりければ、此由法皇に窺申て、御免ありけり。やがて出家し給ぬ。榮花の袂を引か
 へて、浮世を餘所の墨染の袖にぞ篋し給ふ。

大納言の北方は、都の北山雲林院の邊に忍てぞ御座ける。さらぬだに、住馴ぬ處は物憂に、
 いと被忍ければ、過行く月日も明し兼ね暮し煩ふ様なりけり。女房侍多かりけれども、
 或は世を恐れ、或は人目を裏む程に、問訪ふ者一人もなし。され共其中に、源左衛門尉信俊
 と云ふ侍一人、情殊に深かりければ、常に訪奉る。或時北方信俊を召て、「哀れ是には備前の
 兒島と聞えしが、此程聞ば有木の別所とかやに御座なり。如何にもして今一度はかなき筆の
 跡をも奉り、御音信をも聞ばや。」とこそ宣けれ。信俊涙を押へ申けるは、「幼少より、御憐を
 蒙つて、片時も離れ參せ候はず。御下の時も、何共して御供仕らうと申せしが、六波羅より
 容されねば、力及ばず。被召候し御聲も耳に留り被諫參らせし御詞も肝に銘じて片時も忘れ
 參らせ不候。縦此身は如何なる目にも遭參せ候へ。疾々御文賜て參り候はん」とを申ける。北
 方不斜悦給、聽て書てぞたうたりける。少人人も面々に御文有り。信俊此を賜て、遙々備
 前有木の別所へ尋下る。先預の武士難波次郎經遠に案内を云ければ、志の程を感じ、聽て
 御見參に入たりけり。大納言入道殿は、唯今も都の事をのみ宣出し、歎沈て御座ける所に、
 「京より信俊が參て候。」と申入れれば、「是は夢かや。」とて聞もあへず、起なほり、「是へく」

見參に入る | 給
參會せしむる | 給
意 | 給

と被_レ召ければ、信俊參て見奉るに、先御住居の心憂さもさる事にて、墨染の御袖を見奉るぞ
 信俊目もくれ心も消て覺えける。北方の仰蒙し次第、細々と申て、御文取出上る。是を開て
 見給へば、水莖の跡は、涙にかき暮て、そことも見ね共、「少き人々の餘に戀悲み給ふ有様、
 我身も盡ぬ思に堪忍へうもなし」と被_レ書たれば、日來の戀しさは、事の數ならずとぞ悲み給
 ふ。かくて四五日過ければ、信俊「是に候て、御最後の御有様見參せん」と申ければ、預の
 武士難波次郎經遠、叶まじき由頻に申せば、力及ばて、「さらば上れ」とこそ宣けれ。「我は近
 う失はれん。此世になき者と聞ば、相構て我後の世を能く弔へよ」とぞ宣ける。御返事たう
 たりければ、信俊是を賜て、又こそ參候はめとて、暇申て出ければ、「汝が又來ん度待附べ
 し共覺えぬぞ。傷敷覺るに、暫暫」と宣て、度々呼ぞ被_レ返ける。さても有べきならねば、信
 俊涙を抑つ、都へ歸上けり。北方に文參らせたりければ、是を開て御覽するに、早出家し
 給たりと覺敷て、御髪の一房文の奥に有けるを、二日とも見給はず。形見こそ今は怨なれと
 て、臥_レてぞ被_レ泣ける。少き人々も、聲々にこそ泣悲み給けれ。

新大納言死去

流布本はこゝ
 ず句節を分た
 ひしーさすま
 たの如き武器

去程に大納言入道殿をば同八月十九日、備前備中兩國の境、庭瀬の郷、吉備の中山といふ處
 にて終に奉_レ失。最期の有様やうくに聞えたり。酒に毒を入れて參けれ共叶ざりければ、岸の
 二丈許有ける下にひしを植て、上より突落し奉れば、ひしに貫かれて失給ぬ。無下にうたて

關伽の水一佛
 にたむくる水

流布本は「徳
 大寺殿鳥語一
 と題せりまた
 一人の五衰
 の終に附した
 り天人の果報の
 盡減する時五
 種の衰相を現

徳大寺

き事共也。本少うど覺ける。大納言北方は此代に無き人と聞給て、如何にもして、今一度不_レ
 替姿を見もし見えんとこそ、今日迄様をも變ざりつれ。今は何にかせんとて、菩提院と云寺
 に御座して、様を變へ、如形佛事營後世をぞ吊給ける。この北方と申は、山城守敦方の娘
 也、勝たる美人にて、後白河法皇御最愛無双の御思人にて御座けるを、成親卿難_レ有御寵愛
 の人にて、賜はられたりけるとぞ聞えし、少き人々も花を手折り、關伽の水を掬て、父の後
 世を弔給ふぞ哀なる。

去程に時移事去て、世の替行在様は只天人の五衰に不_レ異。爰に徳大寺の大納言實定卿は、平
 家の次男宗盛卿に大將を被_レ越て、暫籠居し給へり。出家せんと宣へば、諸大夫侍共、如何
 せんと歎合り。其中に藤藏人重兼と云ふ諸大夫あり。諸事に心得たる人にて、或月の夜、徳
 大寺殿南面の格子上させ、只獨月に嘯て御座ける處に、慰さめまらせんとや思ひけん、藤藏
 人參りたり。「誰ぞ」重兼候「如何になに事ぞ」と宣へば、「今夜は特に月さえて萬心のすみ候
 儘に、參て候」とぞ申ける。大納言「神妙に參たり。餘りに何とやらん心細き、徒然なるに」
 とぞ被_レ仰ける。其後何と無い事共申て奉_レ慰、大納言宣けるは「情此世の中の有様を見る
 に、平家の世は彌盛なり。入道相國の嫡子、次男、左右の大將にてあり。聽て三男知盛、嫡
 孫維盛もあるぞかし。彼も是も次第にならば、他家の人々、大將をいつ當附べしとも不_レ覺。

むねとの内侍
侍主立たる内

風俗—古代の
諸國の流行歌
催馬樂—古代
の俗樂

されば終の事なり、出家せん」とぞ宣ける。重兼涙をばら／＼と流申けるは、「君の御出家候
なば、御内の上下皆惑者と成候なんぞ。重兼、珍事を案出して候へ。譬は安藝の嚴島をば、
平家不斜崇敬はれ候に、何かは可苦。彼宮へ御参あり、御祈誓候へ。七日計御参籠あら
ば、彼社には内侍とて、優なる舞姫共多候。珍敷思参せて、持成参せん。何事の御祈誓に御
参籠候やらんと尋申なば、有の儘に仰候へ。さて御上の時御名残惜みまゐらせ候はんずらん
宗徒の内侍共召具して都迄御土候へ。都へ上なば、西八條へぞ参候はん。徳大寺殿は何事の
御祈誓に嚴島へは参らせ給たりけるやらんと被尋時、内侍共其の儘に申候はんずらん。入道
相國は特に物めてし給ふ人、我崇め給御神へ参、被祈申こそ嬉敷とて、好き様なる計ひもあ
んぬと覺え候」と申ければ徳大寺殿、「是こそ思ひ寄ざりつれ。難在策哉。馳て参ん」とて、
俄に精進始めつゝ、嚴島へぞ参られける。

誠に彼宮には内侍共とて優なる女共多かりけり。七日被参籠けるに、夜晝着副たてまつり
持成事無限。七日七夜の間、舞樂共三度在けり。琵琶、琴引、神樂、舞歌ひなど遊ければ、實
定卿も面白き事に思召。神明法樂の爲、今様、朝詠歌ひ、風俗、催馬樂など、難在詠曲ども
在けり。内侍共「當社へは、平家の公達こそ、御参候ふに、御物詣こそ珍敷候へ、何事の御
祈誓に御参籠やらん」と申ければ、「大將を人に被越たる間、其祈の爲とこそ被仰けれ。さ
て七日参籠畢て、大明神に暇申て都へ上らせ給けり。名残惜み奉て、宗徒の若内侍共十餘人、
船押立て一日路奉送。暇申けれども去とは餘に名残惜きに、今一日路、今二日路と被仰、

都までこそ召具せられけれ。徳大寺の邸へ入させ給、様々に持成し、様々の引出物たうて被
歸けり。

内侍共是まで上程では、我等が主の大政入道殿へ争か参らて可有とて、西八條へぞ参たる。
入道相國急ぎ出合給て、「如何に内侍共は、何事の列参ぞ」徳大寺殿の御参候て七日被参籠
給て御上り候を一日路送り参せて候へば、さりとては餘りに名残惜きに、今一日路二日路と
被仰て、是まで召具せられて候ふ。「徳大寺は何事の祈誓に、嚴島まで被参たりけるぞ
や」との給へば、「大將の御祈の爲とこそ被仰候しか。其時入道打俯て、「あないとをし、王
城にさしも尊き靈佛靈社の幾も御座を指置て、我が奉崇嚴島へ参り被祈申けるこそ難在
けれ。是程志の切ならん上は」とて、嫡子小松殿内大臣左大將にてましましけるを辭せさせ
奉り、次男宗盛大納言右大將にて御座けるを越させて、徳大寺を左大將にぞ被成ける。哀
目出度かりける策也。新大納言も、加様に賢計らひ在をばし給はて、由なき謀叛おこして、
我身も滅び、子息所從に至迄、懸る憂目を見せ給こそうたてかりけれ。

法皇灌頂

去程に、法皇は三井寺の公顯僧正を御師範とて、眞言の祕法を傳授せさせましましけり。大
日經、金剛頂經、蘇悉地經、此三箇の祕法を受させ給て、九月四日、三井寺にて御灌頂可
有とぞ聞ける。山門の大衆憤申、「昔より御灌頂御受戒、皆當山にして遂させまします事先

流布本は「山
門滅亡」と題
灌頂—法水を
頂に灌ぐ會式
をいふこれに
二種あり佛に
を結ぶ一般道
俗のため式
を結ぶ灌頂と

つくるそのや
へがきを
一入道も崇木
ならねば云々
句はもと次節
の初に置かれ
たるも置かれ
ねば今その位
置を改む
漢王漢武帝
胡國北の國
えびすの國

古漢王胡國を被責けるに、始は李少卿を大將にて、三十萬騎を被向たりけるが、漢の軍弱く、胡國の戰強して、官軍皆被討滅、剩へ大將軍李少卿、胡王のために生擒らる。次に蘇武を大將軍にて、五十萬騎を被向。猶漢の軍弱く夷の戰強して官軍皆滅にけり。兵六千餘人生擒らる。其中に大將軍蘇武を始として、宗との兵六百三十餘人、勝出し、一々に片足を切て、追放つ。即死する者もあり、程へて死ぬる者もあり。其中にされ共蘇武は死ざりけり。片足切れながら、山に上ては木の實を拾ひ、春は澤の根芹をつみ、秋は田面の落穂を拾ひなどして露の命を過しけり。田にいくらもありける馬ども、蘇武に見馴て恐ざりければ、是等は皆我故郷へ通ふ者ぞかしと懐しさに、思ふ事を一筆書て、「相構て是漢王に上れ」と云合めて、馬の翅に結附てぞ放ける。甲斐々々敷も田面の馬、秋は必塞より都へ通ふものなるに、漢の昭帝上林苑に御遊ありしに、夕ざれの空うす曇て、なにとなく物哀なりける折節、一行の馬飛渡る。其中より馬一つ飛さがつて、己か翅に結附ける玉章をくひ切てぞ落しける。官人これを取て、御門へ上る。披て觀覽あれば、「昔は巖窟の洞に籠られて、三春の愁歎を送り、今は曠田の畝に被捨捨て、胡狄の一足となれり。縦骸は胡の地に散すと云とも、魂は二度君邊に仕へん」とぞ書たりける。其よりしてぞ文をば馬書共、馬札共云、「あな無慚や蘇武が譽の跡なりけり。未胡國にあるにこそ」とて、今度は李廣と云將軍に仰て、百萬騎を差遣す。今度は漢の戰強くして、胡國の軍破れにけり。御方戰勝ぬと聞えしかば、蘇武は曠野の中より這出て、「是こそ古の蘇武よと」名乗る。十九年の星霜を送て、片足は切れながら、與に

六親一父母兄弟妻子をいふ

難有珍らし

昇れて、故郷へぞ歸りける。蘇武十六の歳より胡國へ被向けるに、御門より賜つたりける旗をば何としてかくしたりけん、身を放たず持たりけり。今取出て御門の見參に入れれば、君も臣も感嘆不斜。君の爲に大功雙無ししかば、大國數多賜り、其上典屬國と云司を被下けるとぞ聞えし。李少卿は、胡國に留つて、終に不歸。如何にもして漢朝へ歸らんとのみ歎け共、胡王許さぬば不叶。漢王是をば知り給はず。君の爲に不忠なる者なりとて、無墓なれる二親の骸を掘起て打せらる。其外六親を皆罪せらる。李少卿此由を傳聞て、恨深うぞ成にける。乍去も猶故郷を戀つ、君に不忠なき様を一巻の書に作て帝へ參せたりければ、「さては不忠の事ござんなれ」とて、父母が骸を打れたりける事をぞ、悔しみ給ひける。漢家の蘇武は、書を馬の翅に附て故郷へ送り、本朝の康賴は、波の便に歌を故郷へ傳ふ。彼は一筆のすさみ、是は二首の歌、彼は上代、是は末代、胡國鬼界が島、境を隔て、世々は替れども、風情は同じ。難有かりし事共也。

平家物語卷第二終

平家物語卷第三

許文

治承二年正月一日、院御所には拜禮被_レ行て、四日の日朝觀の行幸在_レけり。何事も例に換たる事は無_レれ共、去年の夏新大納言成親卿以下、近習の人々多く失_レれし事、法皇御憤未_レ止ざれば、世の政事をも懶_レく被_レ思召、御心よからぬ事にてぞ在_レける。太政入道も、多田藏人行綱が告知せて後は、君をも御後めたき事に思奉、上には事なき様なれ共、下には用心して、苦笑_レのみぞ在_レける。

同正月七日彗星東方に出づ、蚩尤氣と申す。又赤氣共申す。十八日光を増す。去程に入道相國御女建禮門院、其比は未中宮と聞えさせ給しが、御惱とて、雲の上、天が下の歎にてぞ在_レける。諸寺に御讀經始り、諸社へ官幣使を立らる、醫家薬を盡し、陰陽術を窮め、大法秘法一つとして残る所なら被_レ修けり。去れ共御惱たゞにも渡せ給はず、御懷妊とぞ聞えし。主上は今年十八、中宮は二十二に成せ給ふ。然共、未皇子も姫宮も出來させ給はず。若皇子にて坐さば、如何に目出度からんと、平家の人々、唯今皇子誕生の有様に、勇悦ばれけり。他家の人々も、「平氏の御繁昌折を得たり、皇子御誕生疑なし」とぞ申合_レける。御

孔雀經の法
孔雀明王法
王の本尊と
修成男子の
變成男子の
女子を變じ
男子となす
靈の依りま
神子の義に
早良の廢太
太子として
淡路に流さ
給上内親王
光仁帝の后
より帝位を
呪詛たりと
の康に閉中
算給奉り中
算給奉り中
奉は僧の奉
場をい奉仕
僧に奉仕す

禪門入道と
いふにおなじ

懷妊定らせ給しかば、有驗の高僧貴僧に仰せて、大法秘法を修し、星宿佛菩薩につけて、皇子御誕生と祈誓せらる。六月一日、中宮御著帯有り。仁和寺の御室守覺法親王、御參内有り、孔雀經の法を以て、御加持あり。天台の座主覺快法親王、同く參せ給て、轉成男子の法を修せられけり。

かゝりし程に、中宮は月の重るに隨ひて、御身を苦うせさせ給ふ。一度笑は百の媚有けん漢李夫人、昭陽殿の病の床も角やと覺え、唐の楊貴妃、梨花一枝春の雨を帯び、芙蓉の風にしをれ、女郎花の露重げなるよりも猶痛しき御様也。かゝる御惱の折節に合せて、こはき御物怪共、取入奉る。よりまし明王の縛に掛て、靈顯れたり。殊には讃岐院の御靈、宇治惡左府の憶念、新大納言成親の死靈、西光法師が悪靈鬼界島の流人共の生靈などを申ける。因茲太政入道生靈も死靈も、可被宥として、其比懸て讃岐院御追號有て、崇徳天皇と號す。宇治惡左府、贈官贈位被行て、太政大臣正一位を被贈。勅使は少内記惟基とぞ聞えし。件の墓所は、大和國添上の郡、河上の村、般若野の五三味也。保元の秋掘起て被捨し後は死骸道の邊の土と成て、年々に只春の草のみ茂れり。今勅使尋來て、宣命を讀けるに、亡魂いかに嬉と思召けん。怨靈はかく怖敷事也。されば早良の廢太子を、崇徳天皇と號し、井上内親王をば、皇后の職位に復す。是皆怨靈を被宥し策也。冷泉院の御物狂う坐し、花山院の十善萬乘の帝位をすべらせ給しは、基方民部卿が靈とかや。三條院の御目も御覽せられざりしは、寛算供奉が靈也。

門脇宰相加様の事共傳聞て、小松殿に被申けるは、「中宮御産の御祈様々に候也。何と申とも非常の赦に過たる事可有共覺候はず。中にも鬼界島の流人共を被召還たらん程の功德善根、争か可候」と被申たりければ、小松殿父の禪門の御前に坐て、「あの丹波少將が事を宰相の強ちに歎申候が不便に候。中宮御惱の御事、承及ぶ如くんば、殊更成親卿が死靈などと聞えて候。大納言が死靈を宥んと思召んに附ても、生て候少將をこそ被召還候はめ。人の念ひを休させ給はば、思召事も叶ひ、人の願を叶へさせ給はば、御願も即成就して、中宮懸て、皇子御誕生有て、家門の榮花彌盛に候べし」など被申ければ、入道相國、日來にも不似、事外に和いて、「さて俊寛と康頼法師が事は、如何に」「其も同うは召こそ被還候はめ。若一人も被殘たらば、中々罪業たるべう候」と被申たりければ、「康頼法師が事はさる事なれ共、俊寛は随分入道が口入を以て、長と成たる者ぞかし。其に所しもこそ多けれ、我山莊鹿谷に城墾を構へて、觸事、奇怪の振舞共が有けんなれば、俊寛をば思も不寄」とぞ宣ける。小松殿歸て伯父の宰相殿を呼奉て、「少將は既に赦免候はんずるぞ、御心安う被思召候へ。とのたまへば、宰相手を合てぞ被悅ける。「下候し時も、なか申請ざらんと思たり氣にて、教盛を見候度毎に涙を流し候しが、不便に候」と被申ければ、小松殿、「誠にさこそは被思召候らめ。子は誰とても悲ければ、能々申候はん」と入給ぬ。

去程に鬼界島の流人共可被召還被定、入道相國許文被下けり。御使既に都をたつ。宰相餘の嬉さに、御使に私の使を添へてぞ下されける。夜を晝にして急ぎ下りしか共、心に任ぬ

流布本はこゝに句節を分ちて「足摺」と題せり
波旬一釋迦の修造を妨げんとせし魔王の名悪中惡と譯す

禮紙一書狀の上を巻き包みたる白紙

海路なれば、浪風を凌いで行程に、都をば七月下旬に出たれ共、長月廿日比にぞ、鬼界島には著にける。

御使は丹左衛門尉基康と云者なり。船より上り、「是は都より被流給し丹波少將殿平判官入道殿やおはする」と、聲々にぞ尋ける。二人の人々は、例の熊野詣して無りけり。俊寛僧都一人被殘たりけり。是を聞き、「餘に思へば夢やらん、又天魔波旬の我心を誑さんとして言やらん、現共覺ぬ物哉」とて、周章ふためき走共なく、倒る共なく、急ぎ御使の前に走向ひ、「何ごとぞ、是こそ京より流されたる俊寛よ。」と名乗給へば、雑色が頭に懸させたる小袋より、入道相國の許文取出て奉る。披て見れば、「重科免遠流一早く成歸洛思一依中宮御座御祈被行非常赦一然間鬼界島流人少將成經、康頼法師赦免」と計被書て、俊寛と云文字はなし。禮紙にぞ有らんとて、禮紙を見るにも不見。奥より端へ讀み、端より奥へ讀けれ共、二人と計被書て、三人とは不レ被讀。
去程に少將や判官入道も出來り。少將の取て讀にも、康頼入道が讀けるにも、二人と計被書て、三人とは被書ざりけり。夢にこそ懸事は有れ、夢かと思成んとすれば現也、現かと思へば又夢の如し。其上二人の人々の許へは、都より言傳たる文共、幾らも有けれ共、俊寛僧都の許へは、事問文一つもなし。「抑我等三人は罪も同罪、配所も一つ所也。如何なれば赦免の時、二人は被召還、一人爰に可殘。平家の思志かや、執筆の誤か。こは如何にしつる事共ぞや」と、天に仰ぎ地に俯して、泣悲め共甲斐ぞなき。

少將の袂にすがて、「俊寛が角成と云も、御邊の父、故大納言殿の、由なき謀叛の故也。されば餘所の事と覺べからず。赦れ無れば、都迄こそ不レ叶共、此船に乗て、九國の地へ著け給へ。各の是に坐つる程こそ、春は燕、秋は田面の雁の音信る様に、自ら故郷の事をも傳聞つれ。今より後、何としてかは可聞」とて悶焦れ給けり。少將、「誠にさこそは被思召一候らめ。我等が召還る、嬉さは、去事なれ共、御有様を見置奉り可レ行空も覺えず。打乗奉つても上度候が、都の御使も叶まじし由申す上、赦れも無に、三人ながら島を出たりなど聞えなば、中々惡う候なん。成經先罷上て、人々にも申合せ、入道相國の氣色をも窺て、迎に人を奉らん。其間は此日比坐しつる様に思成て待給へ。何としても命は大切の事なれば、今度こそ漏させ給共、終にはなぞか赦免ならて候べき」と、慰め給へども、人目も不レ知泣悶へけり。

あらまし事一豫めはかりおくこと

既に舟出すべしとて、ひしめきあへば、僧都乗ては下つ、下ては乗つ、あらまし事をぞし給ける。少將の形見には夜の袞、康頼入道が形見には、一部の法華經をぞ留ける。纜解て押出せば、僧都綱に取附き、腰に成り、脇に成り、長の立つ迄は被引て出て、長も不レ及成ければ、船に取附き、「さて如何に各、俊寛をば終に捨果給ふか。是程とこそ不レ思つれ。日來の情は今は何ならず。只理を枉て乗せ給へ。責ては、九國の地迄」と被口説けれ共、都の御使如何にも叶候まじとて、取附給へる手を引除て、船は終に漕出す。僧都せん方なさに、落に上り倒伏し、少き者の乳母や母などを慕ふ様に、足摺をして、「是乘て行け、具して行け」

觀音准胝觀音 如意輪觀音 修持法 一字金輪五法 輪法 一字金輪 梵字をいふ五之 個の祭壇を列 祈禱する修持法 六字加護法 河上に浮べし 六観音に祈禱 法とは六観音字 八字文殊法 向つて八字修 善賢延命法 善賢菩薩に 祈禱を修する 法王 明王 大威夜叉 明王 明王 大威夜叉 明王

流布本は、公卿と題せり 二位殿 從二位 平時子 清盛の妻 中宮の御母 尊の句 稱揚して 贊敷した 観音の事 説ける 經文に 大悲咒 千手 觀音の神咒 尼に同じ 皆水晶の珠 玉より成れる 方士 東方朔の術を修むる 時漢の武帝の 不老不死の仙 術に通ぜりと 桑の弓 蓬の矢 蓬の矢を以て

宣ける。さり共「軍の陣ならば、是程淨海は願せじ物を。」とぞ後には被仰ける。御驗者は、房覺性運兩僧正、春堯法印、豪禪貫專兩僧都、各僧伽の句どもあげ、本寺本山の三寶、年來所持の本尊達、責伏々々被採けり。誠にさこそと覺て、尊かりける中に、法皇は、折しも新熊野へ御幸可成にて、御精進の次なりける間、錦帳近く御座有て、千手經を打上被遊けるにこそ、今一際事替て、さしも躍狂ふ御よりまし共がばくも、暫打靜けり。法皇仰なりけるは、「如何なる御物怪なり共、此老法師が角て候はんには、争か近附奉るべき。就中今現る所の怨靈共は、皆我朝恩を以て、人と成たる者共ぞかし。縦報謝の心をこそ存ぜず共、豈障碍を可成や。速に罷退候へ。」とて女人生産し難からん時に臨て、邪魔遮障し、苦忍難からんにも、心を致して大悲呪を稱誦せば、鬼神退散して、安樂に生ぜん遊し、皆水晶の御數珠を推搦せ給へば、御産平安のみならず、皇子にこそ坐けれ。本三位中將重衡卿、其時は未中宮亮にて坐けるが、御簾の中よりつと出て、御産平安、皇子御誕生候ぞ。」と、高らかに被申ければ、法皇は始參せて、關白殿、以下の大臣公卿殿上人各助修數輩の御驗者陽陰頭、典藥頭、惣て堂上堂下、一同にあつと悦あへる聲は、門外迄どもみて、暫は靜りやらざりけり。入道餘りの嬉さに、聲を揚てぞ被泣ける。悦泣とは是をこそ云べきにや。小松殿、中宮の御方に參せ給て、金錢九十九文、皇子の御枕に置き、「天を以て父とし、地を以て母と定給へ。御命は方士東方朔が齡を保ち、御心には天照大神入替らせ給へ。」とて、桑の弓逢の矢を以て、天地四方を射させらる。

御乳には前右大將宗盛卿の北方と被定たりしが、去七月に難産にて失給しかば、御乳母平大納言時忠卿の北方、御乳に參せ給けり。後には帥典侍とぞ申ける。法皇聽て還御、門前に御車を被立たり。入道相國嬉さの餘に、砂金千兩、富士の綿二千兩、法皇へ進上せらる。不可然とぞ人人内々は叫さあはれける。今度の御産に笑止數多あり。先法皇の御驗者、次に后御産の時御殿の棟より簀を轉がす事有。皇子御誕生には南へ落し、皇女誕生には北へ落すを、是は北へ落したりければ、こは如何にと被曝取上、落なほしたりけれ共、悪き御事に人人申あへり。をかしかりしは入道相國のあられ様、目出たかりしは小松大臣の振舞、本意なかりしは前右大將宗盛の、最愛の北方に後れ奉て、大納言大將兩職を辭して籠居せられし事、兄弟共に仕出あらば、如何に目出たからん。次に七人の陰陽師を被召、千度の御祓仕るに、其中に、掃部頭時晴と云ふ老者有り。所從なども乏少なりけり。餘に人多く參つとひて、たかんなをこみ、稻麻竹葦の如し。「役人ぞ、被開よ。」とて、押分々々參る程に、右の杵を踏抜れて、そこに些立休ふが、冠をさへ突落されぬ。さばかりの砌に、東帯正しき老者が、髻放て出たりければ、若き殿上人不レ怵して、一度に笑あへり。陰陽師など云は、反陪として足をもあだに不レ踏とこそ承れ。其に懸る不思議の有ける、其時は何共不レ覺しか共、後にこそ思合する事共多かりけれ。御産に依て、六波羅へ參せ給ふ人々は、關白松殿、太政大臣妙音院、左大臣大炊御門、右大臣月輪殿、内大臣小松殿、左大將實定、源大納言定房、三條大納言實房、五條大納言國綱、藤大納言

神あがらせ給けり。目出度かりし御事なり。

頼豪死去

「流布本には「頼豪」と題す
京極の大殿―
藤原師實

戒壇―受戒の
式を行ふ壇の
一階―法印大
和尚位をいふ

師禮の契―帥
僧と檀那即ち
施主との縁故

白河院御在位の御時、京極大殿の御娘の后に立給て、賢子の中宮とて、御最愛有けり。主上此御腹に、皇子御誕生あらまほしう思召、其比、有驗の僧とて三井寺の頼豪阿闍梨を召て、「汝此後の御腹に、皇子御誕生祈り申せ、御願成就せば、勸賞はこふに可依。」とぞ仰ける。「汝此候」とて三井寺に歸り、百日肝膽を推て祈申されければ、中宮聽て百日の内に御懷妊有て、承保元年十二月十六日、御産平安、皇子御誕生有けり。君不斜御感有て、三井寺の頼豪阿闍梨を召て、「汝が所望の事は如何に。」と仰下されければ、三井寺に戒壇建立の事を奏す。主上「是こそ存の外の所望なれ。一階僧正などをも可申か」とぞ思召つれ。凡は皇子誕生有て。皇祚を繼しめんも、海内無爲を思ふ爲なり。今汝が所望達せば、山門憤て、世上も靜なるべからず。兩門合戦して、天台の佛法亡なんぞ。」とて、被二御許一も無りけり。頼豪口惜き事なりとて、三井寺に歸て、干死にせん」とす。主上大に驚かせ給て、江帥匡房卿、其比は未美作守と聞えしを召て、「汝は頼豪と師檀の契約有なり。行て拵て見よ。」と仰ければ、美作守論言を蒙て、頼豪阿闍梨が宿坊に行向ひ、勅定の趣仰含んとすれば、以の外にふすぼつたる持佛堂に立籠り、怖氣なる聲して、「天子には戯の言なし、論言汗の如しとこそ承れ。是程の所望叶はざらんに於ては、我所出したる皇子なれば、取奉て魔道へこそ行んずらめ。」

とて、遂に對面も爲ざりけり。美作守歸參て、此由奏聞す。頼豪聽て干死に死けり。君如何せんずると叡慮を驚させおはします。皇子やがて御惱附せ給て、様々の御祈共有しかども、可叶共見させ不給。白髮なりける老僧の、錫杖を以て、皇子の御枕にイみ、人々の夢にも見え、幻にも立けり。怖なども思也。

去程に承暦元年八月六日、皇子御年四歳にて遂に隠させ給ぬ。敦文親王是也。主上不斜御歎有。山門に又西京の座主、良信大僧正、其比は圓融坊僧都とて有驗僧と聞えしを内裏へ召て、「こは如何せんずる。」と仰ければ、「何も、吾山の力にてこそ加様の御願は成就する事にて候へ。九條右丞相、慈悲大僧正に契申させ給しに依てこそ、冷泉院の皇子御誕生は候しか。安い程の御事候。」とて、比叡山に歸り上り、山王、大師に、百日肝膽を推て被二祈申一ければ、中宮聽て百日の内に御懷妊有、承暦三年七月九日、御産平安、皇子御誕生有けり。堀川天皇是なり。怨靈は昔もかく怖しかりし事也。今度さしも目出度御産に、非常ノ大赦被行たりといへ共、俊寛僧都一人、赦免無りけるこそうたてけれ。同十二月八日、皇子東宮に立せ給ふ。傳には、小松内大臣、大夫には池中納言頼盛卿とぞ聞えし。

少將都入

明れば治承三年正月下旬に丹波少將成經、肥前國鹿瀬庄を立て、都へと被急けれ共餘寒猶

傳―もりやく
太夫―春宮太
夫にして春宮
坊の長官

流布本は「少
將都還」と題
す

軒の板間よりもる月影ぞ隈もなき。鶏籠の山明なんとすれ共、家路は更に不被急。さてしも可有事ならねば、迎に乗物ども遣て、待らんも心なしとて、泣々洲濱殿を出つ、都へ歸り入給けん人々の心の中、さこそは哀にも嬉しうも有けめ。康頼入道が迎にも乗物有けれ共其には不乗、「今更名残の惜に。」とて、少將と一つ車に乗て、七條河原まで行く。其より行別れるに、猶行もやらざりけり。花の下の半日の客、月の前の一夜の友、旅人が一村雨の過行に、一樹の陰に立よりて、別る、名残も惜さぞかし。況や是は憂かりし島の栖居、船の中、浪の上、一業所感の身なれば、前世の芳縁も不淺や被思けん。

少將は姑平宰相の宿所へ立入給。少將の母上は、靈山に坐けるが、昨日より宰相の宿所に坐て被待けり。少將の立入給ふ姿を一目見て、「命あれば」と計ぞのたまひける。引被てぞ臥給。宰相の内の女房侍共さしつとひて、皆悦び泣共しけり。増て少將の北の方、乳母の六條が心の中、さこそは嬉しかりけめ。六條は盡せぬ物思ひに黒かりし髪も皆白く成り、北の方、さしも美ら花やかに坐しか共、いつしか瘦衰て、其人とも見え給はず。少將の流され給し時、三歳にて別給し稚き人も、今は長ら成て髪結ふ程也。又其傍に三つ計なる少人の坐けるを、少將の「あれは如何に。」と宣へば、六條「是こそ」と計申て、袖を顔に當て、涙を流しけるにこそ、「さては下りし時、心苦げなる有様を見置しが、事故なう育けるよ。」と、思出ても悲かりけり。少將は本の如く院へ被召仕て、宰相中将に上給。康頼入道は、東山雙林寺に、我山庄の有ければ、其に落著て、先思續けり。

一業所感の身
報を感ずる業
即ち同じく人
身を得るをい
ふ
流布本は「宰相
の内の女房
相の嬉しかり
けめ云々」の
辭句なし

寶物集何の
の貴きよしな
り物語體に綴れ
り
流布本は「有
王島下」と題
せり

有 王

故郷の軒の板間に苦むして、思し程は洩ぬ月かな。
應てそこに籠居して、憂かりし昔を思續けて、寶物集と云ふ物語を書けるとぞ聞えし。

去程に鬼界島へ三人被流たりし流人二人は被召還都へ上りぬ。俊寛僧都一人、憂かりし島の島守と成にけるこそうたてけれ。僧都の、少うより不便にして被召仕ける童あり、名をば有王とぞ申ける。鬼界島の流人、今日既に京都へ入と聞えしかば、鳥羽まで行向て見けれ共、我主は見え給はず。「如何に」と問へば、「其は猶罪深しとて、島に残され給ぬ。」と聞て、心憂なども愚也。常は六波羅邊にたゝずみありいて聞けれども、赦免可有共聞出ず。僧都の御娘の忍て坐ける所へ參て、「此せにも洩させ給て、御上りも候はず。如何にもして彼島へ渡りて、御行末を尋參らせんとぞ思立て候。御文賜り參候はん。」と申ければ、泣々書てぞ賜たりける。暇を請共、よも赦さじとて、父にも母にも不レ知。唐船の纜は、卯月五月にも解なれば、夏衣立を遅くや思けん。三月の末に都を出て、多くの波路を凌つ、薩摩瀧へぞ下りける。薩摩より彼島へ渡る船津にて、人怪み、身に著たる著物を剝取などしてけれ共、少しも後悔せず、姫御前の文計人に見せじとて、髪結の中に隠したり。さて商人船に乗て伴の島へ渡りて見に、都にて幽に傳聞しは、事の數にもあらず。田もなし。畑もなし。村もなし。里もなし。自ら人は有共、言ふ詞も聞知らず。若し加様の者共の中に我が主の行末知たる者や在

諸阿修羅等云々
文法華經の
修羅の三惡
趣地獄餓鬼
畜生を三惡
道に攝せし
修羅を別
に修羅とい
ふ趣の時之
を別

んと、「物申さう」と言ば、「何事」と答ふ。「是に都より流され給し法勝寺執行御房と申す人の、行末や知たる。」と問に、法勝寺とも執行共、知たらばこそ返事もせめ。唯頭を掉て「知ぬ。」と言ふ。其中に或者の心得て、「いさよ、左様の人は三人是に有しが、二人は被三召還て都へ上りぬ。今一人被殘、あそこ此に惑ひ歩けども、行方も知らず。」とぞ言ける。山の方の覺束なさに、遙に分入り、嶺に攀上り、谷に下れ共、白雲跡を埋んで、往來の道もさだかならず、晴嵐夢を破て其面影も不見けり。山にては終に尋も逢はず、海の邊に著て尋るに、沙頭に印を刻む鷗、澳の白洲に集く濱千鳥の外は、跡問ふ者も無りけり。或朝磯の方より、蜻蛉などの様に瘦衰たる者、よろぼひ出来る。本は法師にて有りりと覺て、髪は虚様に生あがり、萬の藻屑取附て、荆を戴たるが如し。節見れて皮ゆたひ、身に著たる物は、絹、布の分も不見。片手には荒海布を拾ひ持ち、片手には網人に魚を貰て持ち、歩む様にはしけれ共、はかも行かず、よろくとして出来たり。「都にて多くの乞丐人見しか共、かゝる者は未見。『諸阿修羅等故在大海邊』とて、修羅の三惡四趣は深山大海の邊に有と、佛の設置給へば、不知、我餓鬼道に、尋來るか。」と思ほどに、彼も此も次第に歩近く。「若加様の者も、我主の行末知たる事や在ん。」と、「物申さう。」と言ば、「何事」と答ふ。「是に都より被流給し法勝寺の執行御房と申す人の御行末や知たる。」と問に、童は見忘たれ共、僧都は何とてか忘へきなれば、「是こそ其よ。」と云も敢ず、手に持る物を投捨て、沙の上に倒伏す。さてこそ我主の行末も知てけれ。懸て消入給ふを、膝の上に掻乗「有王が參て候。多

くの波路を凌て、是迄尋參たる甲斐もなく、懸て憂目をば見せさせ給ぞ。」と、泣々申ければ、良在て、少し人心地出来、扶被起、誠に汝はさて尋來たる志の程こそ神妙なれ。明ても暮ても、都の事のみ思居たれば、戀者共が面影は、夢に見る折も有り、幻に立つ時も有り。身も痛う疲弱て後は、夢も現も思分かず。去ば汝が來れ共唯夢とのみこそ覺れ。若この事夢ならば、覺ての後は如何せん。「有王、現にて候也。此有様にて、今まで御命の延させ給て候こそ、不思議には覺候へ。」と申せば、「さればこそ。去年少將や判官入道に被棄し後の便無さ、心の内をば只可ニ推量。その瀬に身をも投げんとせしを、由なき少將の、『今一度都の音信をも待かし。』など、慰置しを、愚に若やと頼つ、存へんとはせしか共、此島には人の食物絶て無き所なれば、身に力の有し程は、山に上て硫黄と云ふ物を堀り、九國より通ふ商人にあひ、物に換などせしか共、日に副て弱行ば、今は其態もせず。加様に日の長閑なる時は、磯に出で網人釣人に手を摺り、膝を屈て、魚を貰ひ、沙干の時は貝を拾ひ、荒海布を取り、磯の苔に露の命を懸てこそ、今日までも存たれ。さらば憂世を渡やすがをば、如何にしつらんとか思らん。」

僧都、「是にて何事をも言ばやとは思共、いざ我家へ」と宣へば、此御有様にても、家を持給へる不思議さよ。」と思て行程に、松の一村ある中に、より竹を柱とし、蘆を結て、桁梁に渡し、上にも下にも松の葉をひしと取懸たれば、風雨可溜も無し。昔は法勝寺の寺務職にて、八十餘箇所の庄務を司りしかば、棟門平門の内に、四五百人の所従に圍繞せられてこそ坐せしか。

より竹一濱邊
などに流れよ
りたる竹

順現順生順後 業善惡の果 報の現世に於 現業その結果 感するを順 於の世に於 生業その果 未來世又は 未於感する 信施無慚の罪 徒に布施を 受くるのみに して修行をな せず無慚放逸 に世を過す罪 もがさ—痘瘡

目のあたり懸る憂目を見給けるこそ不思議なれ。業に様々あり。順現、順生、順後業と云へり。僧都一期が間、身に用る所、皆大伽藍の寺物佛物ならずと云ふ事なし。去ば彼信施無慚の罪に依て、今生に感ぜられけりとぞ見たりける。僧都現にて有けりと思定て、「抑去年少將や判官入道が迎にも、是等が文と云ふ事もなし。今汝が便にも。音信の無さは角共謂ざりけるか。」有王涙に咽び俯いて、暫は物も不云。良有て起上り、涙を抑て申けるは、「君の西八條へ出させ給しかば、やがて追捕の官人參て、御内の人々擲取り、御謀叛の次第を尋て、みな失果候ぬ。北方は少き人を隠し兼給て、鞍馬の奥に忍ばせ給て候しに、此童計こそ、時々參て御宮づかへ仕候が、何も御歎の愚なる事は不候。稚き人は、餘に戀參させ給て、參候度毎に、「有王よ、鬼界が鳥とかやへ我具して參れ」とむづからせ給しが、過候し二月に、もがさと申す事に失させ給ぬ。北方は其歎と申し、是の御事と申し、一方ならぬ御思に沈ませ給、日に添へて弱らせ給しかば、同三月二日、遂にはかなく成せ給ぬ。今は姫御前計、奈良の姨御前の御許に御渡り候。是に御文賜て候。」とて、取出て奉る。開て見給へば、有王が申に不違書れたり。奥には、「などや三人被り流たる人の、二人は被り召還て候に、今迄御上り候はぬぞ。哀高さも卑さも、女の身程心うかりける者はなし。男の身にて候はば、渡せ給ふ鳥も、などか尋參らて可候。此有王御伴にて、急ぎ上せ給へ。」とぞ被り書たる。「是見よ有王よ。此子が文の書様のはかなさよ。己を伴にて、急ぎ上と書たる事こそ恨しけれ。心に任せたる俊寛が身ならば、何とてか三年の春秋をば可

白月一朔より 望に至る月 黒月一朔より 朔に至る月

などさらばよ り思ふ爲也ま して流布本にな

送。今年は十二に成とこそ思に、是程はか無ては、人にも見え、宮仕をもして、身をも可レ扶か。」とて被り泣けるにこそ、人の親の心は闇にあらね共、子を思ふ道に迷ふ程も知れけれ。「此島へ被り流て、後は曆も無れば月日の換り行をも不知、唯自ら花の散り葉の落るを見て、春秋を辨へ、蟬の聲麥秋を送ば夏と思ひ、雪の積を冬と知る。白月黒月の變行を見ては、三十日を辨へ、指を折て數れば、今年は六に成と思つる稚き者も早先立けるごさんなれ。西八條へ出し時、此子が我も行うと慕しを、聽て歸らざるぞと拵置しが、今の様に覺るぞや。其を限と思はましかば、今暫もなどか見ざらん。親と成り子と成り、夫婦の縁を結も、皆此世に限ぬ契ぞかし。など去らば、其等が左様に先立けるを今迄夢幻にも不知けるぞ。人目も不、如何にもして命を生ふと思しも、是等を今一度見ばやと思ふ爲也。姫が事計こそ心苦けれ共、其も生身なれば、歎ながらも過んずらん。そのみ存て、己に憂目を見せんも我身ながらも可二強顔」とて、自ら食事を止め、偏に彌陀の名號を唱へ、臨終正念をぞ被り祈ける。有王渡て廿三日と云に、其庵の内にて遂に終り給ぬ。歳三十七とぞ聞えし。有王空き姿に取附、天に仰ぎ地に俯し、泣悲め共無三甲斐さ。心の行程泣あきて、「聽て後世の御供仕るべう候へども、此世には姫御前計こそ御渡候へ。後世を弔べき人も不候。暫存て、弔ひ參せんとて、臥戸を不改、庵を切懸け、松の枯枝、蘆の枯葉を取掩ひ、藻鹽の煙と成し、茶毘事終にければ、白骨を拾ひ、頭に懸け、又商人船の便に、九國の地へぞ著にける。僧都の御女の座ける處に參り、有し様初より細々と語申す。「中々文を御覽じてこそ、いとゞ

御思は勝せ給て、硯も紙も候はねば、御返事にも不及、被三思召し御心の中、さながら空
て止候にき。今は生々世々を送り、他生曠劫を隔つ共、争か御聲をも聞き、御姿をも見參せ
給へき。」と申ければ、伏轉聲も不_レ惜泣給。聽て十二の歳尼になり、奈良の法華寺に行澄
て、父母の後世を弔給ぞ哀なる。有王は俊寛僧都の遺骨を頸にかけ、高野へ登り、奥の院に
納つ、蓮華谷にて法師に成、諸國七道修行して、主の後世を弔ける。加様に人の思歎の
積ぬる平家の末こそ怖しけれ。

同五月十二日午刻計、京中には辻風おびたしく吹て、人屋多く顛倒す。風は中御門京極
より起て、未申の方へ吹て行に、棟門平門を吹抜て、四五町十町吹持行き、桁長押柱などは
虚空に散在す。檜皮葺板の類、冬の木の葉の風に亂るが如し。事事敷鳴どよむ事は、彼地獄
の業風なり共、是には過じとぞ見えし。唯舎屋の破損する耳ならず、命を失ふ者も多し。牛
馬の類敷を盡して打殺さる。是唯事に非ず。御占可有とて、神祇官にして御占有り。「今百
日の中に、祿を重する大臣の愼、別しては天下の大事、并に佛法王法共に傾きて、兵革相續
すべし。」とぞ、神祇官陰陽寮ともに占申ける。

小松殿熊野參詣同夢想金渡

小松大臣、加様の事共聞給て、萬心細や被_レ思けん。其比熊野參詣の事有、本宮證誠殿の
御前にて、終夜敬白せられるは、「親父入道相國の體を見に、惡逆無道にして、動すれば君

流布本はこゝ
に句節を分ち
「隨」と題せり

流布本は「醫
師問答」と題
せり

凡夫薄地凡
夫の品位の卑
賤下劣なるを
いふ

淨衣一白き狩
衣
色鈍色即ち
喪服の色

を惱奉る。重盛長子として、頻に諫を致と云へども、身不肖の間、彼以て服膺せず。其振舞
を見に一期の榮華猶危し。枝葉連續して、親を現し名を揚ん事難し。此時に當て、重盛苟ら
も謂へり。愍に列して、世に浮沈せん事、敢て良臣孝子の法に非ず。不_レ如名を通れ身を退
て、今生の名望を投捨て、來世の菩提を求めん。但凡夫薄地是非に惑るが故に、志を恣
にせず。南無權現金剛童子、願くは子孫榮絶ずして、仕て朝廷に可_レ交ば、入道の惡心を和
て、天下の安全を得しめ給へ。榮耀又一期を限て、後昆耻に可_レ及ば、重盛が運命を縮て、來
世の苦輪を助給へ。兩箇の求願、偏に冥助を仰」と、肝膽を擡て祈念せられるに、燈籠の
火の様なる物の、大臣の御身より出て、はつと消るが如くして失にけり。人數多見奉れど
も、恐て是を不_レ申。

又下向の時、岩田河を被_レ渡けるに、嫡子權亮少將維盛、已下の公達、淨衣の下に薄色の衣を
著て、夏の事なれば、何となう水に戯れ給程に、淨衣のぬれて衣に移たるが、偏に色の如く
に見ければ、筑後守貞能是を見答て、「何とやらん、あの御淨衣の世に忌敷やうに見させ座し
候。可_レ被_レ召替もや候らん。」と申されければ、大臣、「我所願既に成就しにけり。其淨衣敢て
不_レ可_レ改。」とて、別して岩田河より、熊野へ悦の奉幣をぞ被_レ立ける。人怪しと思けれ共、其
心を不_レ得。然に此公達、程なく、誠の色を著給けるこそ不思議なれ。

下向の後幾くの日敷を不_レ經して、病附給ふ。權現既に有_二御納受_一にこそとて、療治もした
まはず。祈禱をも不_レ被_レ致。其比宋朝より勝たる名醫渡て、本朝にやすらふ事有。折節入道

延喜の御門
醍醐帝

扁鵲漢土の
名醫天竺の
名醫世尊釋
迦如來を尊
りしていへる
四部の書醫
針按摩咒禁の
書待相對待
する事物に
生滅無常の
理に支配せら
るるもの
五經本草小
新修本草素
明堂八十一
難經の醫經

相國、福原の別業に座けるが、越中守盛俊を使にて、小松殿へ被仰けるは、「所勞彌大事なる由、其聞え有り。兼て又宋朝より勝たる名醫渡れり。折節悦とす。是を召請して醫療を加しめ給へ。」と、被宣遣たりければ、小松殿扶起され、盛俊を御前へ召て、「先醫療の事、畏つて承候ぬと可申。但汝も承れ。延喜の御門は、さばかりの賢王にて渡せ給しか共、異國の相人を都の中へ被入給けるをば、未代迄も賢王の御誤、本朝の耻とこそ見えたれ。況や重盛程の凡人が、異國の醫師を王城へ入ん事、國の耻に非ずや。漢高祖は、三尺の劍を提て天下を治しか共、淮南の黥布を討し時、流矢に當て疵を蒙る。后呂太后、良醫を迎て見せしむるに、醫の曰く「此疵治しつべし。但五十斤の金を與へば治せん」と云ふ。高祖曰く「我守強かつし程は、多くの鬮に逢て疵を蒙しか共、其痛無し。運既に盡ぬ。命は則天に在り。縦ひ扁鵲と雖、何の益か有ん。然は金を惜に似たり。」とて、五十斤の金を醫師に乍與遂に治せざりき。先言耳に在り、今以て甘心す。重盛苟も九卿に列し、三台に昇る。その運命を計るに、天心に在り。何ぞ天心を不察して、愚に醫療を痛はしうせんや。若定業ならば、療治を加ふ共益無きか。又非業ならば、療治を不加共、助る事を可得。彼者婆が醫術不及して、大覺世尊、滅度を跋提河の邊に唱ふ。是即定業の病、瘥ざる事を示さんが爲也。定業猶醫療に可拘候はば、釋尊豈入滅有んや。定業又治するに不堪旨明し。治するは佛體也。療するは者婆也。然ば重盛が身佛體に非ず。名醫又者婆に不可及。縦四部の書を鑑て、百療に長ずと云共、争か有待の穢身を救療せんや。縦五經の説を詳にして、衆病を癒すと云共、豈

業病一惡業の
受によりて感
罪臣一三公を
浮遊一原本に
は「富有」と誤
りしを改めつ

横紙をやられ
つるなり横紙
を破るとは横
暴を振舞ふを

流布本はこゝ
に句節を分ち
「無文沙汰」と
題せり

前世の業病を治せんや。若彼醫術に依て存命せば、本朝の醫道無に似たり。醫術効驗なくば、面謁所詮なし。就中本朝鼎臣の外相を以て、異朝浮遊の來客に見ん事。且は國の恥、且は道の陵遲也。縦重盛命は亡すと云共、争か國の恥を思ふ心を存せざらん。此由を申せ。」とこそ宣けれ。

盛俊福原に歸て、此由泣々申ければ、入道相國、「是程國の恥を思ふ大臣上古にも未聞、増て未代に可有共不覺、日本に相應せぬ大臣なれば、如何様にも今度失られんや。」とて、泣々急ぎ都へ被上けり。

同七月廿八日小松殿出家し給ぬ。法名は淨蓮とこそ附給へ。應て八月一日、臨終正念に住して遂に失給ぬ。御歳四十三。世は盛とこそ見つるに、哀なりし事共也。

入道相國の、さしも横紙をやられつるも、此人の宥られつればこそ、世も穢かりつれ。此後天下に如何なる事か出來んずらんとて、京中の上下歎合へり。前右大將宗盛卿の方様の人は、世は唯今大將殿へ参りなんすどぞ、悦ける。人の親の子を思ふ習は、愚なるが先立だにも悲きぞかし。况や是は當家の棟梁當世の賢人にておはしければ、恩愛の別、家の衰微、悲ても猶餘有り。去ば世には良臣を失へる事を歎き、家には武略の廢ぬる事を悲む。凡は此大臣は文章麗らして、心に忠を存し、才藝勝て、詞に徳を兼給へり。

天性此大臣は、不思議の人にて、未來の事をも兼て悟給けるにや、去る四月七日の夜の夢に、見給たりける事こそ不思議なれ。譬ば、何く共不知濱路を遙々と歩行給程に、道の傍に大な

る鳥居有。「あれは如何なる鳥居やらん。」と問給へば、「春日大明神の御鳥居なり。」と申。人多く群集したり。其中に、法師の頭を一つ指擧たり。「さてあの頭は如何に。」と問給へば、「是は平家太政入道殿の御頭を悪行超過し給へるに依て、當社大明神の召取せ給て候。」と申と覺て、夢打覺ぬ。當家は保元平治より以降、度々の朝敵を平けて、勸賞身に餘り、忝く一天の君の御外戚として、一族の昇進六十餘人。二十餘年の以降は、樂榮を申斗も無りつるに、入道の悪行超過せるに依て、一門の運命既に盡んずるにこそと、こし方行末の事共思召續けて、御涙に咽ばせ給ふ。

折節妻戸をほとくと打敲く。「誰ぞあれ聞。」と宣へば、「瀬尾太郎兼康が參て候。」と申。「如何に何事ぞ。」とのたまへば、「只今、不思議の候て、夜の明が遅う覺え候間、申さん爲に參て候。御前の人を被除候へ。」と申ければ大臣人を遙に除て對面有。さて兼康が見たる夢の様を自始終迄委敷語り申けるが、大臣の御覽せられける夢に少しも不違。さてこそ瀬尾太郎兼康をば、神にも通じたる者にて在けりと大臣も感じ給けり。その朝嫡子權亮少將維盛院の御所へ參んとて出させ給けるを、大臣呼奉て、「人の親の身として加様の事を申せば、きはめて嗚呼がましけれ共、御邊は人の子共の中には勝て見給也。但し、此世中の在様如何在んずらんと心細事を覺ゆれ。貞能は無き歟、少將に酒進よ。」と宣へば、貞能御酌に參たり。「此盞をば先づ少將にこそ取せ度けれ共。親より先にはよも飲不給なれば、重盛取擧て少將にさへん。」とて、三度受て、少將にぞ被差ける。少將又三度受給ふ

時、「如何に貞能引出物せよ。」と宣へば、畏承り、錦の袋に入たる御太刀を取出す。「哀れ是は家に傳る小鳥と云ふ太刀やらん。」など、世に嬉氣に思て見給處に、さはなくして、大臣葬の時用る無文の太刀にてぞ在ける。其時少將氣色いと替て世に忌はしげに見給ければ、大臣涙をはらくと流て、「如何に少將其は貞能が咎にも非ず。其故如何にと云に、此太刀は大臣葬の時用る無文の太刀也。入道如何にもおはせん時、重盛が帯て供せんとて持たりつれ共、今は重盛、入道殿に先立奉んずれば、御邊に賜なり。」とぞ宣ける。少將之を聞給て兎角の返事に及ばず。涙に咽びうつふして、其日は出仕もし給はず、引被てぞ伏給ふ。其後大臣熊野へ詣り下向して、病附て程もなく遂に失給けるこそ、實にも被三思知一けれ。

燈籠井大地震

總て此大臣は、滅罪生善の御志深う坐ければ、當來の浮沈を歎いて東山の麓に、六八弘誓の願に準へて、四十八間の精舎を建て、一間に一つづ、四十八の燈籠を被掛ければ、九品の臺目の前に輝き、光耀鸞鏡を琢て、淨土の砌に臨ぬるが如し。毎月十四日十五日を點して、當家他家の人々の御方より、眉目よく若う盛なる女房達を請し聚め、一間に六人づ、四十八間に二百八十八人、時衆に定て、彼兩日が間は、一心稱名の聲不斷、誠に來迎引攝の悲願も、此所に影向を垂れ、攝取不捨の光も、此大臣を照し給ふかとぞ見えし。十五日の日に願を結願にて、大念佛有しに、大臣自ら彼の行道の中に交て、西方に向ひ、「南無安養世界教主、

流布本は單に「燈籠」と題せり
六八弘誓の願
八願をいふ
九品の臺極
樂淨土に九品
あるによりて
光耀鸞鏡を琢
淨土の如く
七寶鏡の如く
光り輝くとい
攝取不捨の佛
が衆生を引接
して捨てざる
をいふ

流布本にはこ
ち「金波」と
題せり

育王山今
支那浙江省
波那縣治内
波府縣内
一たり

流布本にはこ
ち「法印問答」
と題せり
當道三經一陰
陽道經書坤
義經明道經星
宿經をいふ

彌陀善逝、三界六道衆生を普く濟度し給へ。」と、廻向發願せられければ、見る人悲慈を起し、
聞く者感涙を催けり。懸りしかば此大臣をば燈籠大臣とぞ申ける。

又大臣吾朝には如何なる大善根をし置たり共、子孫相續て、弔ん事難有。他國に如何なる
善根をもして、後世とぶらはればやと、安元の比ほひ、鎮西より妙典と云ふ船頭をめし上せ、
人を遙に除て對面有り。金を三千五百兩召寄て、「汝は大正直の者にてあんなれば。五百兩を
ば汝に給ふ。三千兩をば宋朝へ渡し、育王山へ參せて、千兩を僧に引き、二千兩を御門へ參
せ、田代を育王山へ申寄て、我が後世弔せよ。」と宣ふ。妙典是を賜て、萬里の煙浪を凌つゝ、
大宋國へぞ渡ける。育王山の方丈、佛照禪師徳光に逢奉て、此由申ければ、隨喜感嘆して、
千兩を僧に引き、二千兩をば御門へ參せ大臣の申される旨を具に奏聞せられければ、御門
大に感じ思召て、五百町の田代を育王山へぞ被寄ける。されば日本の大臣、平朝臣重盛公の
後生善所と祈る事、今に不斷とぞ承る。

入道相國小松殿に後れ給て、萬心細くや被思けん、福原へ馳下り、閉門してこそ座けれ。
同十一月七日の夜成刻許、大地大に動て良久し。陰陽頭安倍泰親、急ぎ内裏へ馳參り、「今
夜の地震、占文の指す所其懼不輕。當道三經の中に、坤儀經の説を勘に、「年を得ては年
を不出、月を得ては月を不出、日を得ては日を不出。」と見えて候。以の外に火急に候。」と
て、はら／＼とぞ泣ける。傳奏の人も色を失ひ、君も御慮を驚せ坐ます。若き公卿殿上人は「不
怪ぬ泰親が泣様や何事の可有。」とて、笑合れけり。去共此泰親は、清明五代の苗裔を請て、

ずゐてう一瑞
兆

天文は淵源を窮め、ずゐてう掌を指が如し。一事も違はざりければ、指神子とぞ申ける。
雷の落懸りたりしか共、雷火の爲に、狩衣の袖は焼ながら、其身は恙も無りけり。上代に
も未代にも、有がたかりし泰親なり。

そこ一汝

同十四日、相國禪門此日比福原におはしけるが、何とか思はれけん、數千騎の輩を發て、
都へ入給ふ由聞えしかば、京中何と聞分たる事は無れ共、上下に怖れおの／＼。何者の申出
したりけるやらん。入道相國朝家を恨奉べしと披露をなす。關白殿も、内々聞召る旨も
や有けん、急ぎ御參内有。「今度相國禪門入洛の事は、偏に基房可亡結構にて候也。如何な
る憂目にか逢奉るべきやらん。」と、奏せさせ給へば、主上大きに驚せ給て、「そこに如何なる
憂目にも逢んは偏に吾逢にてこそ有んずらめ。」とて、御涙を流させ給ふぞ忝き。誠に天下の
御政は主上攝録の御計にてこそ有に、こは如何にしつる事共ぞや、天照大神春日大明神
の神慮の程も難量。

惣別一惣は全
般別は箇々

同十五日、入道相國朝家を恨奉べき事、必定と聞えしかば法皇大に驚せ給て、故少納言信
西の子息靜憲法印を御使にて、入道相國の許へ遣す。「近年朝廷靜ならずして、人の心も調ら
ず、世間も落居せぬ様に成行く事、惣別に附て歎思召せ共、さてそこに有ば、萬事は頼思召
てこそ有に、靜る迄こそ無らめ。嗷々なる體にて、剩へ朝家を可奉恨など聞召すは、何事
ぞ。」と被仰遣。靜憲法印御使に西八條の邸へ向ふ。朝より夕に及ふ迄被待けれ共、無音なり
ければ、去ばこそと無益に覺えて、源大夫判官季貞を以て、勅定の趣言入させ、「暇申て。」

故院—鳥羽院
御遊—御音楽
中陰—人の死
後四十九日間
二位中將—藤
原基通

とて被_レ出ければ、其とき入道、「法印呼」とて被_レ出たり。「や、法印御坊、淨海が申所は僻事か。先内府が身罷ぬる事、當家の運命を計に、入道随分悲涙を抑てこそ罷過候へ。御邊の心にも推察し給へ。保元以後は亂逆打續て、君安心も渡せ不_レ給しに、入道は唯大形を執行ふ許りにてこそ候へ。内府こそ手を下し身を碎て、度々の逆鱗をば休め參せて候へ。其外臨時の御大事、朝夕の政務、内府程の功臣は有難うこそ候らめ。爰を以て古を憶ふに、唐の太宗は魏徴に後て、悲の餘に、「昔の殷宗は夢の中に良弼を得、今の朕は覺ての後賢臣を失ふ。」と云ふ碑文を自ら書て、廟に立てこそ悲_レ給けるなれ。我朝にも、間近う候し事ぞかし。顯頼民部卿逝去したりしをば、故院殊に御歎有て、八幡の行幸延引有て、御遊無りき。惣て臣下の卒するをば、代代の御門皆御歎ある事にて候へ。さればこそ親よりもなつかしう子よりもむつまじきは君と臣との中とは申事にて候らめ。され共内府が中陰に、八幡の御幸有て御遊有き。御歎の色一事も之を見。縦入道が悲を御憐なく共、などか内府が忠をば思召忘させ可_レ給。縦内府が忠を思召忘させ給ふ共、争か入道が御嘆きを御憐無らん。父子ともに叡慮に背ぬる事、今に於て面目を失ふ。是一つ。次に越前國をば、子孫孫迄、御變改有まじき由、御約束在て給ひ候しを、内府に後て後、聽て被_レ召事は、何の過意にて候やらん。是一つ。次に中納言關の候し時、二位中將の所望候しを、入道随分執申し共、遂に御承引なくして、關白の息を被_レ成事は如何に。縦入道如何なる非據申行ふ共、一度はなどか開召入れては候べき。家嫡と云ひ、位階と云ひ、理運左右に及ばざる事を、引違させ給ふ事は、本意なき御

併—皆悉く

計とこそ存候へ、是一つ。次に新大納言成親卿已下、鹿谷に寄合て、謀叛の企候し事、全く私の計略に非ず。併君御許容有に依て也。今めかしき申事にて候へども、七代迄は、此一門をば争か被_レ捨可_レ給。其に入道七旬に及て、餘命幾くならぬ一期の中にだにも、動もすれば可_レ亡由の御計らひ在。申候はんや、子孫相續て、朝家に召仕れん事難_レ有。凡老て子を失ふは、枯木の枝無に不_レ異。今は程なき浮世に、心を費ても、何かはせんなれば、いかでも有なんとこそ、思成て候へ。」とて、且は腹立し、且は落涙し給へば、法印怖うも又哀にも覺て、汗水に成り候ぬ。其時は如何なる人も、一言の返事に難_レ及事ぞかし。其上我身も近習の仁也。鹿谷に寄合たりし事を正しう見聞れしかば、其人數として、只今も召や籠られんずらんと思ふに、龍の鬚を撫て虎の尾を踏む心地はせられけれども、法印もさる怖い人にて、些も不_レ騒被_レ申けるは、「誠に度々の御奉公不_レ淺。一旦恨申させ坐す旨、其謂在。但官位と云ひ俸祿と云ひ、御身に取ては、悉く満足す。されば功の莫大成事をも君御感有てこそ候へ。然に近臣事を亂り、君御許容有と云事、謀臣の凶害にてぞ候らん。耳を信じて目を疑ふは、俗の常の弊也。小人の浮言を重して、朝恩の他に異なるに、君を背き參させ給ん事、冥顯につけて、其恐不_レ少候。凡天心は蒼々として測難し。叡慮定て此儀ぞ候らん。下として上に逆る事は、豈人臣の禮たらんや。能々御思惟候べし。詮ずる所、此趣をこそ披露仕候はめ。」とて被_レ立たれば、幾等も竝居たる人々、「穴怖し、入道のあれ程怒り給へるに、些も不_レ恐返事うちして被_レ立ける事よ。」とて、法印を譽ぬ人こそ無かりけれ。

大臣被流

關白殿—藤原基房

故中殿—藤原基實
謙德公—藤原伊尹
忠義公—藤原兼通
法興院の大入道—藤原兼家
内覽の官旨—内覽文書を至尊に奉呈する前にすべき由の宣旨

法印御所へ参り、此由奏聞せられければ、法皇も道理至極して、被_レ仰下_二方もなし。同十六日入道相國、此日來思立給へる事なれば、關白殿を始_レ奉_レ、太政大臣以下の公卿殿上人四十三人が官職を停て、追籠らる。關白殿をば、太宰帥に遷て、鎮西へ奉_レ流。かゝらん世には、兎ても角ても有なんとて、鳥羽の邊、古川と云ふ所にて、御出家有り。御歳三十五。禮儀能く知召、曇なき鏡にて渡せ給へる者をとて、世の惜奉る事不_レ斜。遠流の人の道にて出家したるをば、約束の國へは遣_レぬ事にて有間、初は日向國と被_レ定たりしか共、御出家の間、備前の國府の邊、井はさまと云ふ所に奉_レ留。大臣流罪の例は、左大臣蘇我赤兄、右大臣豐成、左大臣魚名、右大臣菅原、左大臣高明公、内大臣藤原伊周公に至る迄、既に六人。され共攝政關白流罪の例は、是始とぞ承る。故中殿の御子二位の中將基通は入道の婿にておはしければ、大臣關白になし奉らる。圓融院の御宇、天祿三年十一月一日の日、一條攝政謙德公失させ給しかば、御弟堀河關白忠義公、其時は未從二位中納言にてましましけり。其弟法興院の大入道、其比は大納言右大將にて坐しければ、忠義公は御弟に、加階被_レ越給しか共、今又越返し奉り、内大臣正二位に上て、内覽の官旨蒙らせ給しをこそ、人皆耳目を驚したる昇進とは申合せしに、是は其には猶超過せり。非參議二位中將より大中納言を不_レ經して、大臣關白に成る事いまだ承はらず。普賢寺殿

緣座—縁にあひかかれて罪にあふこと
土佐の如—幡笮郡

胡巴—は瓠巴楚の人名にして
彈琴の名人
虞公—漢の人名にして唱歌の名人
風香調—琵琶の調子の名なり

の御事也。上卿、宰相、大外記、大夫史に至る迄、皆あきれたる様にてぞ見えたりける。太政大臣師長は、司を停て、東の方へ被_レ流給ふ。去ぬる保元に父惡左大臣殿の緣座に依て、兄弟四人流罪せられ給しが、御兄右大將兼長、御弟左中將隆長、範長禪師三人は、歸洛を不_レ待して、配所にて失給ぬ。是は土佐の畑にて、九回の春秋を送迎へ、長寛二年八月に被_レ召還て、本位に復し、次の年正月正二位して、仁安元年十月に、前中納言より權大納言に上り給ふ。折節大納言不_レ明ければ、員の外にぞ被_レ加ける。大納言六人に成事は始。又前中納言より權大納言に成る事も、後山階大臣躬守公、宇治大納言隆國卿の外は、未_レ承及_二管絃の道に達し、才藝勝れてましましければ、次第の昇進不_レ滞、太政大臣迄極給て、又如何なる罪の報にや、重て被_レ流給ふらん。保元の昔は、南海土佐へ被_レ遷、治承の今は、又東關尾張國とかや。本より罪無して、配所の月を見んと云ふ事をば、心有際の人願ふ事なれば、大臣敢て事共し給はず。彼唐太子賓客白樂天、潯陽の江の邊にやすらひ給けん其古を想像、鳴海瀟沙路遙に遠見して、常は朗月を望み、浦風に嘯き、琵琶を彈じ、和歌を詠じて、等閑がてらに月日を送らせ給けり。或時當國第三の宮熱田明神に參詣有、其夜神明法樂の爲に、琵琶ひき朗詠し給ふに、所本より無智の境なれば、情を知れる者もなし。邑老村女漁人野叟、頭を低れ、耳を敬つと云共、更に清濁を分て、呂律を知る事なし。去共胡巴琴を彈せしかば、魚鱗躍進り、虞公歌を發せしかば、梁塵動搖く。物の妙を極する時には、自然に感催す物なれば、諸人身の毛靠て、滿座奇異の思をなす。漸々深更に及て、風香調の中には、花芬馥

の氣を含み、流泉の曲の間には、月清明の光を争ふ、願くは今生世俗文字の業、狂言綺語の謬を以てと云ふ朗詠をして、秘曲を彈給しかば、神明感應に不堪して、寶殿大に震動す。平家の惡行無りせば、今此瑞相をば、争か可拜とて、大臣感涙をぞ被流ける。

按察大納言資方卿、子息右近衛少將兼讚岐守源資時、二つの官を被停。參議皇太后宮權大夫兼右兵衛督藤原光能、大藏卿右京大夫兼伊豫守高階康經、藏人左少辨兼中宮權大進藤原基親、三官共に被停。按察大納言資方卿、子息右近衛少將、孫の右少將雅方、是三人を聽て都の中を可被追出とて、上卿には藤大納言實國、博士判官中原範貞に仰せて、其日都の中を被追出。大納言宣けるは、「三界廣しと云共、五尺の身置さ所なし。一生程なしと云共、一日暮難し。」とて、夜中に九重の中を紛出で、八重立つ雲の外へぞ被赴ける。彼大江山、生野の道に懸つゝ、丹波國村雲と云ふ所に、暫はやすらひ給しが、其より終には被尋出で、信濃國とぞ聞えし。

中山行高出仕

爰に前關白殿松殿の侍に、江大夫判官遠成と云ふ者有り。是も平家に心よからざりければ、既に六波羅より押寄て擲捕るべしと聞えし間、子息江左衛門尉家成相具して、何地ともなく落行けるが、稻荷山に打上り、馬より下り、父子言合けるは、「是より東國の方へ落下り、伊豆國の流罪人前兵衛佐頼朝を憑ばよと思へ共、其も當時は勅勘の人にて、身一つだにも叶

大納言資方

大江山山城と丹波との堺にて街道にあたる山今「おいのさか」といふ

流布本は「行隆沙汰」と題せり

松殿藤原基房

難う坐也。日本國に、平家の庄園成ぬ所や有る。逆も道ざらん物故に、年來住馴たる所を人に見せんも恥がましかるべし。只是より歸て、六波羅より召使有らば、腹掻切て死なんには不レ如。」とて、河原坂の宿所へとて取て返す。案の如く、自六波羅源大夫判官季定、攝津判官盛澄、ひた甲三百餘騎、河原坂の宿所へ押寄て、関を咄とぞ作ける。江大夫判官縁に立出で、「是御覽せよ各、六波羅では此様を申させ給へ。」とて、館に火をかけ、父子共に腹かき切て、焰の中に燒死ぬ。

抑加様に上下多の人の亡び損ずる事を如何にと云に、當時關白に成せ給ふ二位中將殿と、前の殿の御子三位中將と、中納言御相論の故とぞ申す。さらば關白殿御一所こそ、如何なる御目にも逢せ給め。四十餘人迄の人々の、事に可逢やは。去年讚岐院御追號と、宇治惡左府贈官贈位在しか共、世間は猶も不レ靜。凡是にも限さしかんなり。入道相國の心に天魔入替て、腹を居兼給へりと聞えしかば、又天下に如何なる事か出てこんとて京中上下怖れおのしく。其比前少辨行高と聞えしは、故中山中納言顯時卿の長男也。二條院の御代には、辨官に加て、勇々しかりしか共、此十餘年は官を被停て、夏冬の衣がへにも不レ及、朝暮の食も心に任せず。有か無かの體にて坐けるを、大政入道、「可申事有。きと立寄給へ。」と被宣遣ければ、行高此十餘年は、何事にも不レ交つる物を、人の讒言しつる者の在にこそとて、大に被恐騒けり。北の方君達も「如何なる目にか逢はんずらん。」と泣悲しみ給に、西八條殿より、使布並に有しかば、力不レ及人に車借て西八條へ被出たり。思には不レ似、入道聽て出

解落し新

向て對面有、御邊の父の卿は、大小事申合せし人なれば、愚に不_レ思奉_一。年來籠居の事も、痛_レう奉_レ思しか共、法皇御政務の上は、力不_レ及。今は出仕し給へ。官途の事も申沙汰仕るべし。さらば疾被_レ歸よ。」とて入給ぬ。被_レ歸たれば、宿所には女房達死たる人の生返りたる心地して、指湊て、皆悦泣にこそせられけれ。

百疋百兩一組
百疋金百兩
侍中一藏人

流布本はこゝ
に句節を分ち
と題せり

大政入道聽て源大夫判官季貞を以て、知行し給へき庄園狀共數多遣す、先さこそあらめとて、百疋百兩に米を積てぞ被_レ贈ける。出仕の料にとて、雜色牛飼牛車迄、沙汰し被_レ遣、行高手の舞、足の蹈事を不_レ知。こは夢か夢かとぞ被_レ驚ける。同十七日五位の侍中に被_レ補て、左少辨に成かへり給。今年五十一、今更若やぎ給けり。唯片時の榮花とぞ見えし。同廿日、院御所法住寺殿をば、軍兵四面を打圍む。平治に信賴が、三條殿を仕たりし様に、火を懸て、人を皆焼殺さるべしと聞えし間、局の女房怪の女童に至迄、物をだに不_レ打被_レ遮て嚙て走出。法皇も大に驚かせまします。前右大將宗經卿、御車を寄て、「とらノ可_レ被_レ召。」と被_レ奏ければ、法皇「こはされば何事ぞや。御各可_レ在共不_レ思召。成親俊寛が様に、遠き國邊の島へも、遷遣んするにこそ。主上さて渡せ給へば、政務の口入する計也。其もさらずば、自今以後、さらてこそ有め。」と仰ければ、宗盛卿「其儀ては不_レ候。世を靜ん程、鳥羽殿へ御幸を成參せんと、父入道申候。」さならば宗盛聽て御共に參れ。」と仰けれ共、父の禪門の氣色に畏を成て、不_レ被_レ參。「哀れ是に附ても、兄の内府には事の外劣なる者哉。一年もかゝる御目に逢へかりしを、内府が身に代て制し停てこそ今日迄も心安りつれ。諫る者の無き

とて加様にすることを行末としても不_レ憑。」とて御涙を流させ給ぞ赤けなき。

力者一駕籠昇
紀伊二位一藤
原通憲の室朝
子

さて鳥羽殿へ入せ給たるに大膳大夫信成が、何として紛れ參りたりけるや、御前近くなりけるを召て「如何様にも、今夜被_レ失なんぞと思召すぞ。御行水を召さばやと思召すは如何せんずる。」と仰ければ、さらぬだに信成、今朝より肝魂も身に不_レ添、あされたる様にて在けるが、此仰承る忝さに、狩衣にまたすきあげ、小柴燻こぼち、大珠のつか柱破などして、水汲入如_レ形の御湯參せたり。

たますき一た
すきといふに
おなじ

又靜憲法印、入道相國の西八條の邸に行て、「夕法皇の鳥羽殿へ御幸成て候なるに、御前に一人もなく御入の由承が、餘に淺ましく覺候。何か苦う候べき、靜憲ばかり御赦れ候へかし。參候はん。」と申ければ、「疾々御房の事あやまつまじき人なれば。」とて被_レ許けり。法印鳥羽殿へ參て、門前にて車より下り、門の内へさし入給へば、折しも法皇、御經を打上々々被_レ遊ける御聲も、殊にすごうぞ聞えさせ給ける。法印つと被_レ參たれば、被_レ遊ける御經に、御涙の

表代―法體の
貴人の服下に
指貫を穿ちそ
の似にきる抱
るもの

石灰の境―清
涼殿の東の廂
の石を南にあ
りつくりたる
壇

はらく懸せ給を見參せて、法印餘の悲さに、表代の袖を顔に押當て、泣々御前へぞ被參ける。御前には尼前計ぞ被候ける。「如何にや法印御房、君は昨日の朝、法住寺殿にて、供御聞召して後は、よべも今朝も聞召も不入。長夜すから御寝も不成。御命も既に危く見えさせ御座」とのたまへば、法印涙を押被申けるは、「何事も限有る事にて候へば、平家樂み盛えて二十餘年。され共悪行法に過て、既に亡候なんぞ。天照大神、正八幡宮争か捨まいらさせ可給。中にも君の御頼在日吉山王七社、一乗守護の御誓不改ば、彼法華八軸に立翔てこそ、君をば守參させ給ふらめ。されば政務は君の御代となり、凶徒は水の泡と消失候へし。」など被申ければ、此詞に少し慰せ坐す。
主上は關白の被流給ひ、臣下の多く亡びぬる事をこそ御歎有けるに、剩へ法皇鳥羽殿に被押籠させ給と被聞召て後は、つやく供御も聞召す。御惱とて常は夜のおとどにのみ入せ給ふ。
法皇鳥羽殿へ被押籠させ給て後は、内裏には臨時の御神事とて、主上夜ごとに清涼殿の石灰の壇にて、伊勢太神宮をぞ御拜有ける。是は唯一向法皇の御祈也。二條院は、賢王にて渡せ給しか共、天子に父母なしとて、常は法皇の仰をも申替せましましける故にや、繼體の君にても不座。されば御讓を受させ給たりし六條院も、安元二年七月十四日御年十三にて崩御成る。淺ましかりし御事也。

城南離宮

寛平の昔―宇
多天皇御出家
の事をさせり
君は船云々―
貞觀政要等に
見えたる語な
り
大宮の大相國
三條の内大臣
藤原公教
葉室大納言
光室大納言
中山中納言
顯山(人)―商
山(人)―商
公の四皓とて
東園公用里先
生給里季夏黄
君の月の心
穎川の月―許
山を澄す人―許

「百行の中には、孝行を以て先とす。明王は孝を以て天下を治む。」と云へり、されば唐堯は老衰へたる母を貴び、虞舜はかたくななる父を敬ふと見えたり。彼賢王聖主の先規を追せ坐しけん敬慮の程こそ目出たけれ。其比内裏より潛に鳥羽殿へ御書あり。「かゝらん世には雲井に跡を留めても何にかはせん。寛平の昔をも訪ひ、花山の古をも尋て、出家遁世山林流浪の行者とも成ぬべうこそ候へ。」と被遊たりければ、法皇御返事には、「さな思召れ候そ。さて渡せ給こそ、一つの頼にても候へ。跡なく思召成せ給なん後は、何の頼か可候。唯愚老が兎も角も、成ん様を聞召果させ給べし。」と被遊ければ、主上此返事を龍顔に押當て、御涙に沈ませ給ふ君は船、臣は水、水能く船を浮べ、水又船を覆す。臣能く君を保ち、臣又君を覆す。保元平治の比は、入道相國君を保奉と云共、安元治承の今は、又君をなみし奉る。史書の文に不違。太宮大相國、三條内大臣、葉室大納言、中山中納言も被失ぬ。今古人としては成頼、親範計也。此人々も、かゝらん世には、朝に仕へ身を立て、大中納言を経ても何にかはせんとして、未盛成し人々の、家を出て世を通れ、民部卿入道親範は、大原の霜に伴ひ、宰相入道成頼は、高野の霧に交り、一向後世菩提の營みの外は他事なしとぞ聞えし。昔も商山の雲に藏れ、穎川の月に心を澄す人も有ければ、是豈博覽清潔にして、世を通たるに非や。中にも高野に坐ける宰相入道成頼、加様の事共を傳聞て、「哀心疾も世を通たる物哉。聞も同事成共、

大寺—安樂壽院をいふか、大寺の鐘の聲云々—白居易の山家の時に「道安寺鐘聲」枕麝香爐峯雪撥麝香とある心をとりてかけるなり

親り立交て見ましかば、如何に心憂らん。保元平治の亂をこそ、淺ましと思しに、世末に成ば、かゝる事も在けり。此後、猶いか許の事が出来んずらん、雲を分ても上り、山を隔ても入なばや。」とこそ宣けれ。實心有ん程の人の跡を可留世共不覺。同廿三日、天台座主覺快法親王、頻に御辭退有るに依て、前座主明雲大僧正、還著せらる。入道相國は、かく散々にし散されたりしか共、御娘中宮にてまします。關白殿と申も、聲也。萬心安や被思けん。「政務は只一向主上の御計たるべし。」とて、福原へぞ被下ける。前右大將宗盛卿、急ぎ參内して、此由奏聞せられければ、主上は「法皇の讓坐したる世成ばこそ、唯疾々執柄に言合て、宗盛兎も角も計へ。」とて、開召も不入り。法皇は城南の離宮にして、冬も半過させ給へば、野山の嵐の音のみ烈て、寒庭の月の光ぞ晶き。庭には雪のみ降積れ共、跡踏著る人も無し。池にはつら、閉重て、むれ居し鳥も不見えり。大寺の鐘の聲、遺愛寺の鐘を驚し、西山の雪の色、香爐峯の望を催す。夜霜に寒き砧の響、幽に御枕に傳ひ、曉氷を輾る車の跡、遙に門前に横はれり。巷を過る行人、征馬のいそがはしげなる氣色、浮世を渡る有様も、思召知れて哀也。宮門を守る蟹夷の、夜晝警衛を勤め、先世のいかなる契にて、今縁を結らんと仰ありけるぞ忝き。凡物に觸れ事に隨て、御心を不傷と云ふ事なし。去儘には彼折々の御遊覽、處々の御參詣、御賀の目出たかりし事共、思召續て、懷舊の御涙抑難し。年去り年來て、治承も四年に成にけり。

平家物語卷第三終

平家物語卷第四

高倉院嚴島御幸

流布本は「嚴島御幸」と題せり
眞魚始—幼児に始めて魚肉を食はする式

流布本は「辨内侍御劍」として、優しかりし行の辭句な御物共は、涙を流しむの辭痛にせり

治承四年正月一日、鳥羽殿には、相國も不許、法皇も恐させ坐しければ、元日元三の間、參入する人も無し。され共、故少納言入道信西の子息、櫻町中納言重教卿、其弟左京大夫長教計ぞ、被許ては被參ける。同正月廿日春宮御袴著、竝に御眞魚始とて、目出度事共有しか共、法皇は鳥羽殿にて、御耳の餘所にぞ聞召す。二月廿一日、主上異なる恙も渡せ不給を押下奉る。春宮踐祚有り。是は入道相國、萬思ふ様なるが致す所なり。時能くなりぬとてひしめき合へり。内侍所神璽寶劍渡し奉る。上達部陣に聚て、故事共先例に任せて行しに、辨内侍御劍とて歩み出づ。清凉殿の西面にて泰道中將請取る。備中の内侍しるしの御箱取り出づ。隆房の少將請取る。内侍所璽の御箱、今夜計や手をも懸んと思あへりけん、内侍の心の中共、さこそはと覺て哀れ多かりける中に璽の御箱をば、少納言内侍取出づべかりしを、今夜是に手をも懸ては長く新しき内侍には成まじき由人の申けるを聞て、其期に辭し申て取出ざりけり。年既に長たり。二度盛を可欺にも不在此とて、人人惡みあへりしに、備中内侍とて、生年十六歳、未だ幼なき身ながら、其期に態と